

(公印・契印省略)

総 政 企 第 188 号
令和 7 年 7 月 22 日

統計委員会委員長
椿 広 計 殿

総務大臣
村 上 誠 一 郎

統計法の施行状況について（報告）

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第55条第2項の規定に基づき、令和6年度における同法の施行の状況を別添のとおり統計委員会に報告する。

別添

令和6年度（2024年度）

統計法施行状況報告

令和7年7月22日

総務省

政策統括官
（統計制度担当）

はじめに

「令和6年度（2024年度）統計法施行状況報告」（以下「本報告」という。）は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、令和6年度（2024年度）中の法の施行状況に関し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネットを通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

本報告は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年（2023年）3月28日閣議決定。以下「第Ⅳ期基本計画」という。）が開始されてから、2回目の取りまとめとなる。

なお、構成は3部構成としており、それぞれの内容は以下のとおりである。

- 第1部：令和6年度（2024年度）における主な統計行政の動きを概括したもの
- 第2部：基本計画の内容や進捗状況について各府省の報告を取りまとめたもの
- 第3部：公的統計の作成、調査票情報等の利用及び提供、統計リソースの確保、人材育成等の各種状況を取りまとめたもの

目 次

第1部	令和6年度（2024年度）における統計行政の主な動き	1
1	PDC Aサイクルによる公的統計の品質の確保・向上に向けた取組	3
2	令和2年（2020年）産業連関表の公表	3
3	令和6年（2024年）経済センサス-基礎調査の実施	3
4	国連統計委員会の委員国への選出（再選）	4
5	調査票情報の提供の迅速化・円滑化	4
第2部	基本計画の推進状況	7
1	基本計画について	9
(1)	基本計画に関する統計法施行状況報告	9
(2)	第IV期基本計画の概要	10
2	基本計画の進捗状況	10
(1)	令和6年度（2024年度）における主な取組実績	10
(2)	令和6年度（2024年度）における取組の関連指標等	12
(3)	令和5年度（2023年度）統計法施行状況に関するフォローアップ	14
第3部	項目別実施状況	17
1	公的統計の作成	19
(1)	基幹統計の指定、変更等の状況	19
(2)	基幹統計調査の実施、変更等の承認状況	19
(3)	統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況	20
(4)	一般統計調査の実施又は変更の承認状況等	20
(5)	指定地方公共団体が行う統計調査	21
(6)	指定独立行政法人等が行う統計調査	22
(7)	事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況	22
(8)	重複是正及び調査履歴登録の実施状況	23
2	統計情報の提供	24
(1)	公的統計の公表の状況	24
(2)	統計調査結果等のe-Statへの登録状況	27
(3)	政府統計の総合窓口（e-Stat）による統計情報の提供状況	32
3	調査票情報等の利用及び提供	35
(1)	調査票情報の二次利用	35
(2)	調査票情報の提供	36
(3)	オーダーメイド集計の実施	40
(4)	匿名データの作成及び提供	41
(5)	調査票情報等の適正管理のための措置	42

4	P D C Aサイクルの確立	44
(1)	P D C Aサイクルの確立・定着に向けた点検・評価の取組状況	44
(2)	統計作成プロセス診断の実施状況	47
5	統計リソースの確保・人材育成	52
(1)	統計リソース（予算・人員）の重点的な配分の状況	52
(2)	統計職員の配置状況	54
(3)	統計品質管理官の配置状況	56
(4)	誤り発見ルールに沿った対応状況	56
(5)	技術的アドバイザーの確保・活用状況	58
(6)	統計データアナリスト等の認定状況	59
(7)	各種研修の充実・実施の状況	60
(8)	府省の統計部局間の人的交流の状況	60
(9)	都道府県統計専任職員等の配置状況	61
(10)	統計調査員希望者の登録状況	62
(11)	都道府県職員及び登録調査員に対する研修の実施状況	62
6	統計基盤のデジタル化、統計作成の効率化、報告者負担の軽減等	65
(1)	オンライン調査の推進状況	65
(2)	統計調査における行政記録情報等の活用状況	72
(3)	ビッグデータ等の利活用の状況	73
7	国際比較可能性の向上、国際貢献等	75
(1)	S D Gグローバル指標の公表状況	75
(2)	国際貢献の状況	75
	【別編[基本計画 事項別推進状況]】	77
	「第2 公的統計の整備に関する事項」関係	79
	「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」関係	92
	【資料編】	119
	[1 公的統計の作成関連]	
	資料1 公的統計基本計画のこれまでの変遷	121
	資料2 基幹統計及び基幹統計調査一覧	122
	資料3 基幹統計調査の承認一覧	123
	資料4 基幹統計調査の年度別承認件数	124
	資料5 一般統計調査の承認一覧	125
	資料6 一般統計調査の年度別承認件数	128
	資料7 都道府県別統計調査の届出件数	129
	資料8 指定都市別統計調査の届出件数	129
	[2 統計情報の提供関連]	

資料9	政府統計の総合窓口（e-Stat）について	130
資料10	政府統計共同利用システムについて	131
[3 調査票情報等の利用及び提供関連]		
資料11	法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（実績）	132
資料12	法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（実績）	134
資料13	法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供（実績）	136
資料14	オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能な統計調査	137
資料15	オーダーメイド集計及び匿名データの提供（実績）	138
[5 統計リソースの確保・人材育成関連]		
資料16	令和7年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議 （令和6年（2024年）5月22日）	140
資料17	統計人材の確保・育成等に係るフォローアップ	143
[7 国際比較可能性の向上、国際貢献関連]		
資料18	国連アジア太平洋統計研修所 昭和45年（1970年）からの研修事業参加者数	150

第 1 部

令和 6 年度（2024年度）における 統計行政の主な動き

第1部 令和6年度（2024年度）における統計行政の主な動き

1 PDCAサイクルによる公的統計の品質の確保・向上に向けた取組

公的統計の総合的な品質向上に向けた取組の一つである、統計調査を行うに当たってのPDCAサイクルの導入について、各府省は、所管する統計調査を対象として、実施計画を定めて計画的に点検・評価を実施し、その結果を活用した改善に取り組んでいる。令和6年度（2024年度）においては、各府省で合計115件（基幹統計調査が20件、一般統計調査が95件）の点検・評価が実施されており、調査ごとに見ると、点検・評価の取組が施行された令和2年（2020年）10月から令和6年度（2024年度）末までに、全体の9割以上の調査において点検・評価が実施されている。

また、総務省は、各府省によるPDCAサイクル実施の更なる充実・実効性確保のための統計作成プロセス診断を令和6年度（2024年度）は9つの基幹統計調査に対して実施するとともに、診断に基づく助言の内容や診断により把握した好事例を点検・評価による改善事例と共に共有し横展開を図るなどの支援を行っている。

2 令和2年（2020年）産業連関表の公表

我が国の産業連関表は、国内において1年間に行われた財・サービスの生産の状況や、産業相互間及び産業と最終需要（家計など）との間の取引状況などを、一つの行列形式にまとめた基幹統計（10府省庁共同作成）であり、経済構造を明らかにするとともに、国民経済計算や経済波及効果分析の基礎資料を提供することを目的に、おおむね5年ごとに作成されている。

令和6年（2024年）6月に公表された令和2年（2020年）産業連関表では、令和2年（2020年）において新型コロナウイルス感染症による運輸、飲食・宿泊などの部門への影響が明らかとなった。

また、GDPを含む国民経済計算の精度向上に寄与することが期待されるSUT体系移行の取組については、令和2年（2020年）産業連関表の公表に併せて、SUT（供給表・使用表）を公表した。これによって、産業連関表と使用表との比較により、サプライチェーン面で影響があった分野における副業の状況を把握するなどの分析が可能となった。

3 令和6年（2024年）経済センサス-基礎調査の実施

経済センサス-基礎調査は、我が国全ての産業分野における事業所・企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の基盤となる情報を整備することを目的とした基幹統計調査であり、5年ごとに実施されている。

令和6年（2024年）経済センサス-基礎調査では、これまで実施していた調査方法を変更し、

・調査員調査を廃止し、国が民間事業者を活用してオンライン・郵送調査を

実施すること

- ・同時期に実施する経済構造実態調査及び個人企業経済調査と一体的に実施し、両方の調査が対象となる企業に対しては、共通封筒を用いて調査票を配布するなどの対応を行うほか、調査事項が重複する設問については、基礎調査の回答を不要とすること

として、地方公共団体、統計調査員及び報告者の負担の軽減を図ったところである。

令和6年（2024年）経済センサス - 基礎調査は、令和6年（2024年）6月1日に実施され、令和7年（2025年）5月30日に速報集計結果が公表されている。

4 国連統計委員会の委員国への選出（再選）

国連統計委員会は、昭和21年（1946年）に国連経済社会理事会に置かれた委員会であり、国際的な統計基準の設定、概念及び手法の整備並びにその各国国内及び国際レベルでの実施を担っており、毎年ニューヨークの国連本部において開催されている。

我が国は、昭和37年（1962年）以降、昭和45年（1970年）から昭和47年（1972年）までの3年間を除き、継続して委員国を務めている。令和6年（2024年）4月に、同理事会において、アジア太平洋の委員国枠4か国のうち2か国の改選が行われたところ、我が国はアラブ首長国連邦とともに選出され、令和10年（2028年）まで引き続き委員国を務めることとなった。

令和7年（2025年）3月に開催された国連統計委員会第56回会合においては、国民経済計算の新たな国際基準（2025 SNA）、持続可能な開発目標（SDG）グローバル指標の枠組みの包括的な見直し等について活発な議論が行われたところ、我が国からも検討すべき課題や我が国の取組等に係る発言を行っている。また、同委員会の下に設置された専門家会合等にも出席し、国連統計委員会での決定に至るまでの議論に参画したところ、今後とも委員国として国連統計委員会の諸活動に積極的に貢献していく。

なお、令和7年度（2025年度）には、国連統計委員会の下に設けられた「SDG指標に関する機関間専門家グループ（IAEG-SDGs）」会合を我が国に招致する予定となっている。

5 調査票情報の提供の迅速化・円滑化

行政機関の長又は独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。以下「指定独立行政法人等」という。令和6年度（2024年度）末現在、日本銀行が該当する。）は、統計調査によって集められた情報である調査票情報（法第2条第11項）について、法第33条又は第33条の2の規定に基づき、統計の作成や統計的研究を行う者等からの求めに応じ、統計調査によって集められた情報である調査票情報を提供することができるとされている。

これまで統計調査を所管する府省庁ごとに行っていた調査票情報の提供に係る申出手続は、利用者の利便性の向上及び手続の迅速化・円滑化を推進するため、令和7年（2025年）3月31日からマイクロデータ利用ポータルサイト（miripo）に申出受付窓口を一元化するマイクロデータ利用電子申出窓口（e-Micro）を開設し、申出受付から利用後の報告までの手続を集約して実施できるようにした。

また、利用者による調査票情報の一層の柔軟な利活用を可能にするため、令和7年（2025年）3月31日から、利用者が自宅や研究室等から、インターネット回線を経由して調査票情報等を格納するシステムにアクセスし、分析・集計が可能となるリモートアクセス方式による調査票情報の提供を開始した。

第 2 部 基本計画の推進状況

第2部 基本計画

1 基本計画について

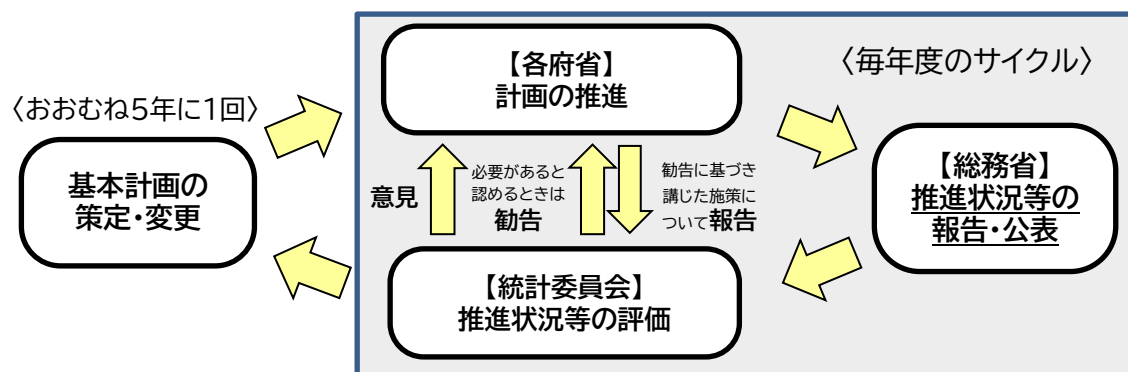
(1) 基本計画に関する統計法施行状況報告

法第4条第1項において、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないと規定されている。

この基本計画については、同条第6項において、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することが定められているが、この「効果に関する評価」は、法第55条の規定に基づく総務大臣による統計法施行状況報告に対する統計委員会の審議によって実施される。また、法第4条第7項において、統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる」とされており、同条第8項において、総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならないとされている。

基本計画は、まず第Ⅰ期基本計画（計画期間：平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）まで）が平成21年（2009年）3月に閣議決定された。その後、毎年度の統計法施行状況報告による評価を経て、公的統計をめぐる情勢の変化等（資料1参照）も踏まえ、第Ⅱ期基本計画（計画期間：平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度）まで（1年短縮））、第Ⅲ期基本計画（計画期間：平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）まで。令和2年（2020年）6月に一部改正）及び第Ⅳ期基本計画（計画期間：令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）まで）が、前期の基本計画を変更した計画としてそれぞれ閣議決定されている。

図表1 統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進



(2) 第Ⅳ期基本計画の概要

第Ⅳ期基本計画（以下の記述において、単に「基本計画」という場合は、第Ⅳ期基本計画を指す。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性、継続的な取組事項等を示した「本文」と、令和5年度（2023年度）からおおむね5年間に各府省が講ずべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」で構成されており、別表には、国民経済計算の精度向上・充実などの「公的統計の整備に関する事項」と、統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上などの「公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」が掲げられている。

2 基本計画の進捗状況

(1) 令和6年度（2024年度）における主な取組実績

令和6年度（2024年度）における基本計画の進捗状況を的確に把握するため、基本計画別表に掲げられた118事項について、各府省から取組実績の報告を受けた。

基本計画別表記載事項に関する各府省の取組実績のうち、令和6年度（2024年度）中に進捗のあった主な取組の状況は、図表2のとおりである。

なお、令和6年度（2024年度）における全事項の取組実績については、「別編[基本計画 事項別推進状況]」に掲載している。

図表2 令和6年度（2024年度）における各府省の主な取組実績等

基本計画の記載	主な取組実績
【国民経済計算の精度向上・充実】 No. 17 令和7年（2025年）を目途に策定予定の国民経済計算の新たな国際基準（2025 SNA（仮称））策定に向けた国際議論に引き続き積極的に関与するとともに、できる限り速やかにその実装を図るため、基礎的な検討を着実に進める。	2025 SNAの策定に向けて国連等が作成する事項別論点ペーパーや、それらを統合した勧告事項リストについて、関係機関と連携しつつ意見表明を行うとともに、我が国の研究事例について国際会議で随時発表を行うなど、国際議論へ積極的に参画した。同時に、2025 SNAの採択後の実装に向けた検討を進めた。具体的には、我が国の先進的な研究事例としてマーケティング資産へのフローの投資に関する試算を令和5年（2023年）11月の国際会議で発表したほか、データの資本化等の主要な検討課題の実装に関する課題を検討するための国際的なタスクチームにも参画している。 また、こうした国際議論の動向と我が国の研究事例等について、令和5年（2023年）6月の第34回国民経済計算体系的整備部会及び令和6年（2024年）

	7月の第38回国民経済計算体系的整備部会に報告した。 さらに、令和6年度（2024年度）においては、2025 S N Aの草案や実施戦略、推計ガイダンス案について、関係機関と連携しつつ意見表明を行った。 なお、令和7年（2025年）3月には、国連統計委員会において、2025 S N Aを国民経済計算の新たな国際基準とすることが採択され、その概要を同年4月の第40回国民経済計算体系的整備部会において報告した。
【経済統計の体系的整備の推進】 No. 19 次回（令和8年）経済センサス - 活動調査について、S U T体系への移行に係る検討状況や、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等を検討する。	国民経済計算のS U T体系への移行に向けた対応について、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等の検討を行った。それを踏まえ、S U T体系で使用する生産物分類への対応については、各府省等関係者の意見を踏まえ、令和8年（2026年）経済センサス - 活動調査の品目案の策定（サービス分野の改善及び財分野の導入）を行った。 なお、現在の経済構造実態調査で調査項目としている支払利息については、各府省等関係者へ確認した結果、利活用が見込めないことから、経済センサス - 活動調査における採用は見送る予定である。
【雇用・労働環境に関する新たな統計の整備等】 No. 43 毎月勤労統計調査について、母集団労働者数の推計方法や季節調整法の見直しなど、更なる結果精度の向上を目指し、調査の改善に取り組む。	令和6年（2024年）1月の毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ報告書において、長期にわたり変更のなかった季節調整法を新しいプログラム（X-12-ARIMA）に変更することで、これまでのプログラムでの課題が解消され、安定性を向上させる改善が期待できることが確認できたことから、令和7年（2025年）1月分から、新しいプログラム（X-12-ARIMA）に変更して季節調整値を公表した。 令和6年（2024年）11月に「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」を再設置し、母集団労働者数の結果精度の向上を図るため、母集団労働者数の推計で用いている雇用保険データの適用率について検討を行い、令和7年（2025年）3月7日の第3回ワーキンググループにおいて、検討結果の取りまとめを行った。

	その結果、長期にわたり変更のなかった適用率について、これまで産業・規模で一律であったものから、実績データに基づいて、毎年、産業・規模別に設定することで、現在の推計方法よりも精度向上が図られる可能性が高いことが確認された。令和7年（2025年）1月分から、産業・規模別に適用率を設定することで対応している。
【調査票情報等の提供及び活用】 No. 63 匿名データやオーダーメイド集計について、利用者のニーズを踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	行政機関が提供する匿名データの作成早期化を図るため、基幹統計調査の匿名データの作成に係る統計委員会への諮問の時期の前倒しが可能になったこと等に伴い、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年(2009年)2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を令和6年(2024年)10月10日付けで改正・施行した。 行政機関が提供する匿名データは、令和6年度（2024年度）末時点で2省所管の8調査（76年次分）であり、令和6年度（2024年度）において3年次分のデータの追加を行った。 また、行政機関及び日本銀行が提供するオーダーメイド集計は、令和6年度（2024年度）末時点で10府省等所管の31調査（435年次分）であり、令和6年度（2024年度）において18年次分のデータの追加を行った。 引き続き、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加を行う予定である。
【地方公共団体との連携・支援】 No. 96 地方公共団体からの意見聴取の内容を踏まえ、統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を検討する。	地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組を支援する観点から、令和6年（2024年）11月、都道府県における統計の品質確保・向上に資する取組事例を事例集として取りまとめ、都道府県や調査実施省に展開した。

（２）令和6年度（2024年度）における取組の関連指標等

基本計画では、フォローアップについて「統計委員会は、基本計画に盛り込まれた事項について、それらの実施状況等の確認に加え、個々の統計調査における調査環境等の実情や今後の見通しなども考慮し、関連指標等も効果的に活用してモニタリングを行うなど、評価の充実を図り、改善を後押しするようフォローアップを行う。」とされている。

これを踏まえ、統計法施行状況報告において、公的統計の整備につい

て全体の状況をふかんでくれるような指標などの関連指標の報告を求める
こととしている。

令和 6 年度（2024年度）における取組の関連指標等については図表
3 のとおりである。

図表 3 令和 6 年度（2024年度）における取組の関連指標等

項目	令和 6 年度（2024年度）	令和 5 年度（2023年度）
公的統計の作成		
各府省が所管する基幹統計調査、一般統計調査の数	基幹統計調査： 50件 一般統計調査：211件	基幹統計調査： 50件 一般統計調査：210件
統計情報の提供		
公表を行った件数 （うち、e-Statへの登録件数）	基幹統計： 46件（46件） 一般統計調査： 156件（146件） 加工統計： 28件（28件） 業務統計： 412件（185件）	基幹統計： 44件（44件） 一般統計調査： 163件（161件） 加工統計： 29件（29件） 業務統計： 413件（182件）
e-Statの統計表アクセス件数	66, 527, 751件	34, 868, 309件
調査票情報等の利用及び提供		
法第32条に基づく二次利用件数	688件	671件
法第33条及び第33条の 2 に基づく調査票情報提供件数	2, 259件	2, 694件
うち、オンサイト利用件数	55件	57件
法第34条に基づくオーダーメイド集計件数	27件	21件
法第36条に基づく匿名データ提供件数	36件	39件
公的統計の品質確保・向上		
点検・評価の実施件数	115件	76件
プロセス診断の実施件数	9 件	4 件
基幹統計の作成に従事する職員数	879人	894人
誤り発見ルールに基づく報告件数	123件	121件
統計データアナリスト・アナリスト補の認定状況（累計）	統計データアナリスト：123人 統計データアナリスト補：435人	統計データアナリスト： 68人 統計データアナリスト補：307人

オンライン調査の推進		
基幹統計調査及び一般統計調査におけるオンライン調査の導入率 ^(注1)	93.1%	90.5%
基幹統計調査におけるオンライン回答率 ^(注1、注2)	企業系調査：55.2% 世帯系調査：26.1%	企業系調査：50.2% 世帯系調査：20.6%
統計作成の効率化		
行政記録情報等を活用している統計調査の数 ^(注1)	106件	99件
ビッグデータ等を経常的に活用している統計等の数 ^(注1)	11件	10件

(注1) 「基幹統計調査及び一般統計調査におけるオンライン調査の導入率」、「基幹統計調査におけるオンライン回答率」、「行政記録情報等を活用している統計調査の数」及び「ビッグデータ等を経常的に活用している統計等の数」に関して、令和5年度(2023年度)の値は令和5年(2023年)12月末現在。令和6年度(2024年度)の値は令和7年(2025年)3月末現在

(注2) 令和5年度(2023年度)の値については令和5年(2023年)12月末現在、令和6年度(2024年度)の値については令和7年(2025年)3月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査(5年に1度の周期調査等を含む。)におけるオンライン回答率

(3) 令和5年度(2023年度)統計法施行状況に関するフォローアップ

統計委員会では、令和6年(2024年)7月22日に、基本計画に掲げられた事項に対する令和5年度(2023年度)の取組状況などについて報告を受け、報告内容について企画部会において審議を行った(同年7～9月に計3回)。

統計委員会における審議事項や取組状況に対する評価は図表4のとおりである。

図表4 令和5年度(2023年度)統計法施行状況に関する審議の状況

審議事項	取組状況に対する評価、今後の方向性等
21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)の今後の方向性等に係る検討状況	21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)は、同一調査客体に対する調査結果を積み上げていく重要な調査であり、継続実施されることにより価値を増すと考えられるため、厚生労働省及び文部科学省の共管調査として継続実施することは評価できる。 今後、厚生労働省及び文部科学省が十分に連携し、調査の実施主体が文部科学省に移管される令和8年度(2026年度)の調査実施に向けて検討を行い、体制の整備に努めることが必要であり、統計委員会としても今後の取組を注視していくこととする。 厚生労働省及び文部科学省の共管調査となることで、少子化対策のみならず、こどもや若者を取り巻く環境が進路選択等に与える影響を明らかとすることができ、別途実施する21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)との世代間比較も可能となることから、こども・若者政策を担うこども家庭庁とも情報共有を行いつつ、両省が連携・調整

	し、将来的にその結果が有効活用できるよう、調査内容について関係機関が一体的に検討を進めていくことが必要と考えるところ、現状、他の縦断調査を含め、施策ニーズに応じた調査内容の検討がされているなど、両省における検討も進捗しており、今後の取組が期待される。
公的統計における P D C A サイクルの確立・定着に向けた「点検・評価」及び「統計作成プロセス診断」の実施状況	令和 2 年度（2020 年度）に開始した各府省における「点検・評価」の取組については、令和 5 年度（2023 年度）までにほぼ一巡するなど、おおむね着実に実施されているものと評価できる。P D C A サイクルの確立は統計の品質確保・向上に必要不可欠な取組であることから、その中核となる「点検・評価」の着実な実施と更なる充実・改善に取り組むことが期待される。 「統計作成プロセス診断」については、令和 5 年度（2023 年度）において、診断の方針及び要求事項の策定を経て、順調に診断の本格実施に至ったことを評価できる。令和 6 年度（2024 年度）は、初めて年間を通して実施する年でもあり、今後、診断の計画的かつ円滑な実施に向け、診断ノウハウの蓄積・共有を図ることが必要である。また、診断の助言等を踏まえた各府省における改善の取組状況について、積極的に把握するとともに、好事例と併せてその横展開に取り組むことが期待される。
統計に関する国際貢献の状況	統計行政における国際貢献については、2025 S N A の検討を含めた国際会議への参画のほか、新型コロナウイルス感染症の影響で一時期停滞していた統計職員の派遣や受入れによる国際協力も順調に進んでいるなど、一定程度取り組まれている状況が見られる。国連アジア太平洋統計研修所（S I A P）における研修生についても、オンライン研修の受講者数を維持しつつ、対面研修の受講者数が新型コロナウイルス感染症の影響以前の水準より増えていることは評価できる。 令和 6 年（2024 年）4 月に我が国は、引き続き、国連統計委員会の委員国に選出された（任期令和 10 年（2028 年）まで）ことも踏まえ、今後、国際会議等への参加を一層進め、統計行政に関する情報発信の機会・内容を拡充することにより、我が国における統計の技能や知識を国際社会に展開しつつ、国際統計人材を育成していくとともに、S I A P の運営への協力を通じた諸外国における更なる能力構築に取り組むことが期待される。

第 3 部 項目別実施状況

第3部 項目別実施状況

1 公的統計の作成

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項においては、行政機関が作成する統計のうち、

- ① 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
 - ② 国民経済計算
 - ③ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等において作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、令和6年度（2024年度）末現在において、基幹統計の総数は、54統計となっている（資料2参照）。

また、法第7条においては、総務大臣が、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除をしようとするときは、統計を作成する行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならないとされており、指定、変更又は解除したときは、その旨を公示することとされている。

(2) 基幹統計調査の実施、変更等の承認状況

基幹統計の作成方法は、統計調査による作成と、統計調査以外の方法による作成の二類型に大別される。

法第2条第6項においては、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査としている。また、法第9条又は第11条においては、行政機関の長は、基幹統計調査を新たに実施する場合又は変更若しくは中止する場合には、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるものを除き、同委員会の意見を聴かなければならないとされている。

令和6年度（2024年度）に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止について総務大臣が承認した件数は30件であり、このうち、統計委員会の答申を経たものは6件であった（図表5、資料3及び4参照）。

図表5 基幹統計調査の承認件数等（令和6年度（2024年度））

府省名	総務大臣の承認件数				うち統計委員会の答申を経た件数	(参考) 所管する基幹統計調査の数
	総数	(新規)	(変更)	(中止)		
総務省	6	0	6	0	1	13
財務省	1	0	1	0	0	2
文部科学省	2	0	2	0	0	4
厚生労働省	4	0	4	0	1	7

農林水産省	5	0	5	0	3	7
経済産業省	2	0	2	0	0	6
国土交通省	10	0	10	0	1	9
総務省・経済産業省	0	0	0	0	0	2
合計	30	0	30	0	6	50
(参考) 令和5年度 (2023年度)の実績	23	1	22	0	10	50

(3) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

法第26条においては、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合（政令で定める軽微な変更を除く。）には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知をしなければならないとされており、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関の長に対して意見を述べることができるとされている。

令和6年度（2024年度）に、統計調査以外の方法による基幹統計に係る作成方法について総務大臣に通知が行われたものは、産業連関表及び人口推計の2件であり、総務大臣が意見を述べたものはなかった。

(4) 一般統計調査の実施又は変更の承認状況等

法第2条第7項においては、行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査としている。また、法第19条又は第21条においては、行政機関の長は、新たに一般統計調査を実施する場合又は変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされており、一般統計調査を中止する場合、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならないとされている。

令和6年度（2024年度）に、一般統計調査の実施又は変更について総務大臣が承認した件数は89件、中止について総務大臣に通知が行われた件数は3件であった（図表6、資料5及び6参照）。

なお、令和6年度（2024年度）末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は211件となっている。

図表6 一般統計調査の承認件数等（令和6年度（2024年度））

府省名	承認した一般統計調査の件数			中止した 一般統計調 査の件数	(参考) 所管する 一般統計調 査の数
	総数	新規の 申請	変更の 申請		
人事院	2	0	2	0	4
内閣府	5	1	4	0	17(1)

個人情報保護委員会	2	2	0	0	1
消費者庁	0	0	0	0	1
こども家庭庁	3	2	1	1	4
総務省	4(1)	3(1)	1	0	7
法務省	0	0	0	0	1
財務省	1	0	1	0	3(1)
文部科学省	7(1)	0	7(1)	0	19(2)
厚生労働省	34(1)	4	30(1)	2	66(2)
農林水産省	8	1	7	0	32(2)
経済産業省	4(1)	1(1)	3	0	10(1)
国土交通省	18	6	12	0	43
環境省	3	0	3	0	7(1)
合計	89(2)	19(1)	70(1)	3	211(5)
(参考) 令和5年度 (2023年度)の実績	85(3)	16(2)	69(1)	6	210(5)

(注1) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 「所管する一般統計調査の数」欄には、令和6年度(2024年度)末現在で、承認が有効となっている一般統計調査を計上している。なお、各府省の産業連関構造調査はまとめて1調査としているため、合計欄にのみ計上し、各府省欄には計上されていない。

(注3) 複数回承認されている場合、それぞれ1件と計上している。

(5) 指定地方公共団体が行う統計調査

法第24条第1項においては、地方公共団体(地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるもの)に限る。以下「指定地方公共団体」という。令和6年度(2024年度)末現在で、47都道府県及び20指定都市)の長その他の執行機関が統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

令和6年度(2024年度)に、指定地方公共団体の長その他の執行機関が統計調査の新規実施の届出を行った件数は168件、統計調査の変更の届出を行った件数は232件であった(図表7、資料7及び8参照)。

図表7 指定地方公共団体が行う統計調査の届出件数

(令和6年度(2024年度))

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数
都道府県	124	185(5)
指定都市	44	53(6)
合計	168	232(5)
(参考) 令和5年度 (2023年度)の実績	163(3)	212(6)

(注1) () 内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数であり、届出件数の内数。共管調査は、共管の地方公共団体にそれぞれ1件と計上しているため、各地方公共団体の届出件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 複数回届出されている場合、それぞれ1件と計上している。

(6) 指定独立行政法人等が行う統計調査

法第25条においては、指定独立行政法人等が、統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

令和6年度(2024年度)に、指定独立行政法人等が統計調査の新規実施又は変更の届出を行った件数は3件であった。

(7) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第1項に基づき、総務大臣は、公的統計の作成主体である行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等(以下「行政機関等」という。)による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者(当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体。)の負担の軽減に資することを目的として、事業所母集団データベースを整備している。

行政機関等は、同条第2項第1号又は第2号に掲げる目的のため、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができるとされている。

令和6年度(2024年度)に、行政機関等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は271件であった(図表8参照)。

図表8 事業所母集団データベースの情報の利用状況

(令和6年度(2024年度))

提供先 府省等名	提供を受けた 件数	うち調査対象の抽出 目的	うち統計の作成目的	うち調査対象の抽出 及び統計の作成目的
人事院	2	1	1	0
内閣府	5	3	2	0
個人情報保護委員会	1	1	0	0
総務省	8	5	0	3
財務省	1	1	0	0
厚生労働省	14	12	2	0
農林水産省	1	1	0	0
経済産業省	5	3	1	1
国土交通省	3	3	0	0
都道府県	119	113	4	2
指定都市	21	19	2	0
都道府県及び指定都市 以外の地方公共団体	89	80	5	4
指定独立行政法人等	1	1	0	0
指定独立行政法人等以 外の独立行政法人等	1	0	1	0
合計	271	243	18	10
(参考) 令和5年度 (2023年度)の実績	257	226	15	16

(8) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況

行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした調査について、①統計調査（事実の報告を求めることにより行う調査）の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外（重複是正）するとともに、②統計調査及び統計調査には該当しない統計を作成するための調査（事実ではなく、意識の把握を目的とする調査等。以下「意識調査等」という。）の実施後に、調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）をしている。

令和6年度（2024年度）に、行政機関が事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は64件、調査履歴登録を行った統計調査及び意識調査等は143件であり、それぞれ対象となる統計調査の全てについて、重複是正及び調査履歴登録が行われている（図表9参照）。

図表9 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（令和6年度（2024年度））

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査 件数	実施調査 件数	実施率 (%)	対象調査 件数	実施調査 件数	実施率 (%)
人事院	2	2	100.0	2	2	100.0
内閣府	3(1)	3(1)	100.0	5(1)	5(1)	100.0
個人情報保護委員会	1	1	100.0	0	0	—
こども家庭庁	1	1	100.0	2	2	100.0
総務省	6(1)	6(1)	100.0	10(2)	10(2)	100.0
財務省	4(1)	4(1)	100.0	4(1)	4(1)	100.0
文部科学省	3(1)	3(1)	100.0	13(1)	13(1)	100.0
厚生労働省	21(1)	21(1)	100.0	33(1)	33(1)	100.0
農林水産省	8(1)	8(1)	100.0	30(2)	30(2)	100.0
経済産業省	6(2)	6(2)	100.0	18(3)	18(3)	100.0
国土交通省	13	13	100.0	29	29	100.0
環境省	0	0	—	3(1)	3(1)	100.0
合計	64(4)	64(4)	100.0	143(6)	143(6)	100.0
(参考) 令和5年度 (2023年度)の実績	75(3)	74(3)	98.7	148(5)	148(5)	100.0

(注) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、対象調査件数等の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査件数等を単純合計しても、合計と一致しない。

2 統計情報の提供

(1) 公的統計の公表の状況

ア 基幹統計の公表の状況

法第8条第1項においては、行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

令和6年度（2024年度）に、行政機関が第一報（速報）の公表を行った基幹統計は、46件であった。

これらのうち、統計の品質を構成する公表の適時性の向上のため、前回よりも公表が早期化された基幹統計は、統計調査により作成された40件のうち、2件あった。

また、予定していた時期よりも公表が遅延した基幹統計は4件あった（図表10参照）。

図表10 公表を行った基幹統計の件数等 （令和6年度（2024年度））

府省名	総数	公表を行った基幹統計の件数			公表が早期化された件数	公表が遅延した件数
		統計の作成方法別の状況				
		統計調査により作成された件数		統計調査以外の方法により作成された件数		
		経常調査により作成された件数	周期調査等により作成された件数			
内閣府	1	0	0	1	0	0
総務省	10(1)	7(1)	1	2	0	0
財務省	2	2	0	0	0	0
文部科学省	2	2	0	0	0	0
厚生労働省	9	6	1	2	2	1
農林水産省	6	5	1	0	0	2
経済産業省	8(1)	7(1)	0	1	0	0
国土交通省	9	8	1	0	0	1
合計	46(1)	36(1)	4	6	2	4
(参考) 令和5年度 (2023年度)の 実績	44(1)	35(1)	4	5	2	2

(注1) 令和6年度（2024年度）に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算（内閣府）、人口推計（総務省）、生命表（厚生労働省）、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）である。

(注2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った基幹統計の件数の内数。令和6年度（2024年度）の1件は経済構造統計であり、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った基幹統計の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注3) 産業連関表については、10府省庁の共同事業であるところ、便宜上、総務省で計上している。

(注4) 本表でいう「経常調査」とは、1年以下の周期（毎月、毎四半期、半年など）で行われる統計調査のことをいい、「周期調査等」とは、1年を超える周期（2年に1回、5年に1回など）又は1回限りで行われる統計調査のことをいう。以下同じ。

イ 一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

令和6年度（2024年度）に、行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は156件であった。

これらのうち、統計の品質を構成する公表の適時性の向上のため、前回よりも公表が早期化された一般統計調査は1件あった。

また、予定していた時期よりも公表が遅延した一般統計調査は15件あった（図表11参照）。

図表 11 公表を行った一般統計調査の件数等 （令和6年度（2024年度））

府省名	公表を行った一般統計調査の件数			公 表 が 早 期 化 され た 件 数	公 表 が 遅 延 し た 件 数
	総数	経 常 調 査 に よ り 作 成 さ れ た 件 数	周 期 調 査 等 に よ り 作 成 さ れ た 件 数		
人事院	2	2	0	0	0
内閣府	11(1)	9(1)	2	0	1
個人情報保護委員会	1	0	1	0	0
消費者庁	1	0	1	0	0
こども家庭庁	4	2	2	0	2
総務省	7(1)	5	2(1)	0	1
法務省	1	0	1	0	0
外務省	1	0	1	0	0
財務省	2(1)	2(1)	0	0	0
文部科学省	14(2)	11(2)	3	0	1
厚生労働省	47(2)	38(2)	9	1	5
農林水産省	30(2)	24(2)	6	0	3
経済産業省	11(2)	10(1)	1(1)	0	1
国土交通省	24	17	7	0	1
環境省	6(1)	3(1)	3	0	0
合計	156(6)	118(5)	38(1)	1	15
(参考) 令和5年度 (2023年度)の実績	163(6)	118(5)	45(1)	5	16

(注) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

ウ 業務統計の作成状況

個別の法令の規定に基づいてなされる申請、届出、登録、報告等により行政機関が保有する各種行政記録情報や、地方公共団体が保有する業務記録情報（以下「行政記録情報等」という。）を用いて経常的に作成されている統計（業務統計）として、各府省から報告があったものは、令和6年度（2024年度）末時点で414件であった。

これらのうち、ホームページや刊行物で公表されているものは412件であった（図表12参照）。

図表 12 業務統計の作成状況等（令和6年度（2024年度）末現在）

府省名	件数	うち公表を行った件数
内閣官房	13(1)	13(1)
人事院	15(1)	15(1)
内閣府	4	4
警察庁	2	2
個人情報保護委員会	1	1
消費者庁	7	7
こども家庭庁	13	13
総務省	61	60
法務省	15	14
外務省	4	4
財務省	36	36
文部科学省	46	46
厚生労働省	77	77
農林水産省	41	41
経済産業省	15(4)	15(4)
国土交通省	30	30
環境省	26(4)	26(4)
防衛省	13	13
合計	414(5)	412(5)
(参考) 令和5年度 (2023年度)の実績	415(5)	413(5)

(注) () 内の数値は共管統計（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

(2) 統計調査結果等のe-Statへの登録状況

法第54条においては、総務大臣は、公的統計を利用しようとする者の利便を図るため、インターネットの利用を通じて迅速に公的統計の所在に関する情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとされている。

これを踏まえ、総務省を中心とした政府全体の取組として、行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現するためのポータルサイトである「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<https://www.e-stat.go.jp/>）を運営している（資料9及び10参照）。

行政機関が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類、調査計画等の各種統計関連情報は、e-Statを通じて提供されており、e-Statは法第8条及び第23条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

基本計画では、これまでも推進してきた統計データのe-Statへの集約を引き続き行うこととしており、行政機関が作成した公的統計については、原則として、e-Statへ登録することとしている。

令和6年度（2024年度）に行政機関が公表を行った公的統計のうち、e-Statへ登録されているものは、基幹統計46件、一般統計調査の結果146件、加工統計（他の統計を加工することによって作成される統計をいう。以下同じ。）28件、業務統計185件であった（図表13参照）。

図表13 基幹統計、一般統計調査の結果、加工統計及び業務統計のe-Statへの登録状況
(令和6年度（2024年度）)

府省名	基幹統計		一般統計調査の結果		加工統計		業務統計	
	公表を行った 件数	うちe-Stat への登録件数	公表を行った 件数	うちe-Stat への登録件数	公表を行った 件数	うちe-Stat への登録件数	公表を行った 件数	うちe-Stat への登録件数
内閣官房	0	0	0	0	0	0	13(1)	2
人事院	0	0	2	2	0	0	15(1)	4
内閣府	1	1	11(1)	11(1)	1	1	4	1
警察庁	0	0	0	0	0	0	2	2
個人情報保護委員会	0	0	1	1	0	0	1	0
消費者庁	0	0	1	1	0	0	7	1
こども家庭庁	0	0	4	3	0	0	13	4
総務省	10(1)	10(1)	7(1)	5	4	4	60	19
法務省	0	0	1	0	0	0	14	12
外務省	0	0	1	1	0	0	4	4
財務省	2	2	2(1)	2(1)	0	0	36	31
文部科学省	2	2	14(2)	14(2)	0	0	46	5
厚生労働省	9	9	47(2)	45(2)	2	2	77	45

農林水産省	6	6	30(2)	28(2)	12	12	41	18
経済産業省	8(1)	8(1)	11(2)	10(1)	4	4	15(4)	9
国土交通省	9	9	24	23	5	5	30	8
環境省	0	0	6(1)	5(1)	0	0	26(4)	7
防衛省	0	0	0	0	0	0	13	13
合計	46(1)	46(1)	156(6)	146(5)	28	28	412(5)	185
(参考) 令和5年度 (2023年度)の実績	44(1)	44(1)	163(6)	161(6)	29	29	413(5)	182

(注1) 「加工統計」には、基幹統計以外の加工統計を計上している。

(注2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、各項目の件数の内数。共管調査は共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(参考) 図表14 基幹統計、一般統計調査の結果、加工統計及び業務統計の
e-Statへの登録状況（分野別）（令和6年度（2024年度））

分野名	e-Stat への登録件数			
	基幹統計	一般統計調査の結果	加工統計	業務統計
国土・気象	0	0	0	2
人口・世帯	4	5	1	6
労働・賃金	5	21	0	20
農林水産業	6	22	9	13
鉱工業	5	5	2	4
商業・サービス業	2	2	1	0
企業・家計・経済	8	20	5	6
住宅・土地・建設	4	10	4	2
エネルギー・水	3	2	1	3
運輸・観光	3	8	1	3
情報通信・科学技術	1	6	0	3
教育・文化・スポーツ・生活	1	9	0	5
行財政	0	2	0	34
司法・安全・環境	0	8	0	24
社会保障・衛生	4	22	1	39
国際	0	1	2	8
その他	0	3	1	13
合計	46	146	28	185

(注) 分野名については、政府統計の総合窓口（e-Stat）の区分・定義により、政府統計コードに基づき区分している。

また、e-Statの利便性や検索機能の向上のため、登録された公的統計について、調査の概要等の統計を利用する際に必要な情報の登録を推進しており、その登録状況は以下のとおりであった（図表15参照）。

図表15 基幹統計、一般統計調査の結果、加工統計及び業務統計における調査の概要等のe-Statへの登録状況（令和6年度（2024年度））

（基幹統計）

府省名	基幹統計						
	e-Statの登録件数	うち「調査の概要（統計の概要）」の登録件数	うち「機械判読可能なデータ形式」の登録件数	うち「時系列表」の登録件数	うち「分類項目・集計項目一覧」の登録件数	うち「地域区分」を登録すべき統計の件数	うち「地域区分」登録件数
内閣府	1	1	1	1	0	0	0
総務省	10(1)	10(1)	10(1)	6	3(1)	6	2
財務省	2	2	2	1	0	1	0
文部科学省	2	2	2	2	0	0	0
厚生労働省	9	9	9	8	5	3	3
農林水産省	6	6	6	6	0	5	5
経済産業省	8(1)	8(1)	8(1)	7	3(1)	4	2
国土交通省	9	9	9	8	8	6	5
合計	46(1)	46(1)	46(1)	39	18(1)	25	17
(参考) 令和5年度 (2023年度)の実績	44(1)	44(1)	44(1)	36	16(1)	21	13

（注1）本表は、統計調査により作成された基幹統計及び統計調査以外の方法により作成された基幹統計を計上している。

（注2）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、各項目の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査件数を単純合計しても、合計と一致しない。

（注3）「機械判読可能なデータ形式」とは、汎用的なコンピュータが一定の条件の基に自動的に解読し、再利用（加工、編集、引用、転載、複製、改変等）できるデータ形式のことをいう。以下同じ。

（注4）「時系列表」とは、一時点ごとの統計の集計表とは別に、各期の統計を時系列的に結合した集計結果をいう。以下同じ。

（注5）「分類項目」とは、集計の際に用いる分類（産業や職業等）や区分（年齢階級・従業者規模等）、「集計項目一覧」とは、集計表の内容を一覧にしたものに関する情報をいう。以下同じ。

（注6）「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいい、「「地域区分」登録件数」には、統計を地域別に表章している場合であって、各地域の具体的範囲についての説明を掲載していることをいう。以下同じ。

(一般統計調査の結果)

府省名	一般統計調査の結果						
	e-Statの 登録件数	うち 「調査の概要 (統計の概要)」の登録 件数	うち 「機械判読 可能なデータ形式」の 登録件数	うち 「時系列 表」の登録 件数	うち 「分類項目・ 集計項目一 覧」の登録件 数	うち 「地域区分」 を登録すべき 統計の件数	うち 「地域区分」 登録件数
人事院	2	2	2	0	0	0	0
内閣府	11(1)	11(1)	11(1)	5(1)	1	4	0
個人情報保護委員会	1	1	1	0	0	0	0
消費者庁	1	0	1	0	0	0	0
こども家庭庁	3	1	3	1	0	0	0
総務省	5	4	5	1	0	2	0
法務省	0	0	0	0	0	0	0
外務省	1	1	1	0	1	1	0
財務省	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	0	0	0
文部科学省	14(2)	14(2)	14(2)	6(1)	1	2(2)	0
厚生労働省	45(2)	44(2)	45(2)	17(1)	13	9(2)	6
農林水産省	28(2)	28(2)	28(2)	14	1	14	13
経済産業省	10(1)	9(1)	10(1)	7	2	1	1
国土交通省	23	20	22	8	8	11	7
環境省	5(1)	5(1)	5(1)	0	1	0	0
合計	146(5)	137(5)	145(5)	59(2)	28	42(2)	27
(参考) 令和5年度 (2023年度)の実績	161(6)	153(5)	159(6)	56(1)	31	45(2)	25

(注) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、各項目の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(加工統計)

府省名	加工統計						
	e-Statの 登録件数	うち 「調査の概要 (統計の概要)」の登録 件数	うち 「機械判読 可能なデータ形式」の 登録件数	うち 「時系列 表」の登録 件数	うち 「分類項目・ 集計項目一 覧」の登録件 数	うち 「地域区分」 を登録すべき 統計の件数	うち 「地域区分」 登録件数
内閣府	1	1	1	1	0	0	0
総務省	4	4	4	3	0	1	1
厚生労働省	2	2	2	1	2	0	0

農林水産省	12	11	12	10	0	2	1
経済産業省	4	4	4	3	0	0	0
国土交通省	5	5	5	4	4	2	2
合計	28	27	28	22	6	5	4
(参考) 令和5年度 (2023年度)の実績	29	26	29	23	5	5	4

(注) 本表は、基幹統計以外の加工統計を計上している。

(業務統計)

府省名	業務統計						
	e-Statの 登録件数	うち 「調査の概要 (統計の概 要)」の登録 件数	うち 「機械判読 可能なデー タ形式」の 登録件数	うち 「時系列 表」の登録 件数	うち 「分類項目・ 集計項目一 覧」の登録件 数	うち 「地域区分」 を登録すべき 統計の件数	うち 「地域区分」 登録件数
内閣官房	2	1	2	1	0	0	0
人事院	4	4	4	1	0	0	0
内閣府	1	1	1	0	0	1	0
警察庁	2	2	2	2	0	2	2
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0
消費者庁	1	1	1	0	0	0	0
こども家庭庁	4	1	4	0	0	0	0
総務省	19	10	16	8	0	2	2
法務省	12	12	12	8	0	11	10
外務省	4	4	3	3	0	3	2
財務省	31	21	31	21	1	8	0
文部科学省	5	5	5	3	0	0	0
厚生労働省	45	33	41	26	2	4	2
農林水産省	18	17	18	12	0	7	4
経済産業省	9	5	8	3	1	5	1
国土交通省	8	8	6	3	0	2	0
環境省	7	7	6	2	0	1	1
防衛省	13	13	13	0	0	2	1
合計	185	145	173	93	4	48	25
(参考) 令和5年度 (2023年度)の実績	182	145	171	87	4	48	25

(3) 政府統計の総合窓口(e-Stat) による統計情報の提供状況

令和6年度(2024年度)末時点において、e-Statには734件の統計が登録されており、約100.1万件の統計表が提供されている。また、令和6年度(2024年度)には約6,653万件のアクセスがあった(クローラーによるアクセス^(注)を除く。)(図表16参照)。

(注) 検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

図表16 e-Statの統計表アクセス件数の推移

府省名	e-Statの統計表に対するアクセス件数		
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
内閣官房	36,011	32,852	34,168
人事院	67,106	61,614	96,795
内閣府	1,149,892	1,030,180	1,437,073
総務省	10,655,941	9,412,718	14,235,176
法務省	911,713	850,437	1,189,052
外務省	20,512	22,741	28,780
財務省	2,514,622	1,529,848	3,259,082
文部科学省	2,064,470	2,116,786	2,832,704
厚生労働省	7,695,333	6,825,765	13,576,335
農林水産省	10,386,991	8,931,658	23,658,329
経済産業省	756,922	673,411	1,201,430
国土交通省	3,663,026	3,207,575	4,735,122
環境省	283,065	158,887	224,918
防衛省	13,066	13,837	18,787
合計	40,218,670	34,868,309	66,527,751

(注) アクセス件数は、基幹統計・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るもののほか、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

(参考) 図表17 e-Statの分野別統計表アクセス件数の推移

分野名	e-Statの統計表に対するアクセス件数		
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
国土・気象	16,523	18,570	16,214
人口・世帯	6,806,667	6,417,632	11,998,971
労働・賃金	3,037,625	2,748,122	4,117,679
農林水産業	9,208,494	8,183,873	21,646,786
鉱工業	528,235	471,463	813,939
商業・サービス業	188,286	166,797	651,409
企業・家計・経済	5,285,158	4,595,388	7,394,440
住宅・土地・建設	3,224,023	3,011,060	5,227,851

エネルギー・水	112,852	89,688	94,127
運輸・観光	968,640	613,353	685,495
情報通信・科学技術	370,521	305,196	544,151
教育・文化・スポーツ・生活	2,207,305	2,324,389	3,228,017
行財政	467,929	397,229	548,845
司法・安全・環境	1,194,309	886,884	1,194,472
社会保障・衛生	3,386,530	2,719,714	4,546,343
国際	2,966,406	1,674,524	3,543,657
その他	249,167	244,427	275,355
合計	40,218,670	34,868,309	66,527,751

(注) 分野名については、政府統計の総合窓口（e-Stat）の区分・定義により、政府統計コードに基づき区分している。

(参考) 図表18 アクセス件数の多い政府統計の推移

(令和4年度(2022年度))

府省名	統計(調査)名	アクセス件数
総務省	国勢調査	2,572,962
財務省	普通貿易統計	2,324,407
厚生労働省	人口動態調査	2,244,890
農林水産省	作物統計調査	1,891,689
農林水産省	青果物卸売市場調査	1,456,749
農林水産省	農林業センサス	1,244,970
総務省	家計調査	1,217,385
総務省	労働力調査	1,113,915
農林水産省	農業経営統計調査	969,072
文部科学省	学校基本調査	950,195

(令和5年度(2023年度))

府省名	統計(調査)名	アクセス件数
厚生労働省	人口動態調査	2,165,040
総務省	国勢調査	2,090,603
国土交通省	建築着工統計調査	1,620,771
農林水産省	作物統計調査	1,607,567
財務省	普通貿易統計	1,391,199
農林水産省	農林業センサス	1,363,327
文部科学省	学校基本調査	1,094,870
総務省	消費者物価指数	965,281
農林水産省	農業経営統計調査	959,654
総務省	家計調査	946,073

(令和6年度(2024年度))

府省名	統計(調査)名	アクセス件数
厚生労働省	人口動態調査	6,533,180
農林水産省	作物統計調査	3,892,647
農林水産省	農業経営統計調査	3,498,596
財務省	普通貿易調査	3,069,521
農林水産省	農林業センサス	3,003,911
総務省	国勢調査	2,779,212
農林水産省	青果物卸売市場調査	2,776,649
国土交通省	建築着工統計調査	2,339,474
総務省	労働力調査	1,653,340
総務省	消費者物価指数	1,489,260

3 調査票情報等の利用及び提供

統計調査によって集められた情報である調査票情報は、統計調査に対する国民の信頼を確保するため、法第40条の規定により、統計調査を実施するに当たって予定されていた統計を作成するために用いる目的以外には、原則として、利用又は提供してはならないこととされている。ただし、法又は条例に特別の定めがある場合には目的外の利用又は提供を認めており、法では、「特別の定め」に該当する規定として、統計目的で調査票情報を二次的に活用することを可能とするため、法第32条から第36条までの規定が置かれている。

(1) 調査票情報の二次利用

法第32条においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、統計の作成若しくは統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができるとされている。

令和6年度（2024年度）に、行政機関又は指定独立行政法人等が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は688件であった（図表19及び資料11参照）。

図表19 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用件数
(令和6年度（2024年度）)

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う場合	
		統計の作成等を行う場合	統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
内閣府	3	3	0
総務省	26	26	0
財務省	7	6	1
文部科学省	104	93	11
厚生労働省	175	163	12
農林水産省	138	121	17
経済産業省	101	93	8
国土交通省	133	130	3
環境省	1	1	0
合計	688(0)	636(0)	52(0)
(参考) 令和5年度（2023年度）の実績	671(5)	622(5)	49(0)

(注1) 令和6年度（2024年度）に利用を開始したものの数（利用目的ごとに計上）であり、令和5年度（2023年度）以前から継続して利用しているものは含まない。

(注2) () 内の数値はオンライン施設において調査票情報の二次利用を行った内数である。

これらの具体的な利用目的等の例は、図表20のとおりとなっている。

図表20 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用の具体例

統計調査名 (所管府省等)	調査票情報の利用目的 (概要)
学校基本調査 (文部科学省)	自治体におけるいじめ認知件数・不登校児童生徒数等の状況や児童生徒数、学校風土、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが活動している学校状況及び学校における児童生徒数・教職員数等について、過去5か年分を経年比較するなど調査・分析し、効果的な不登校・いじめ対策の施策検討の参考とするために利用
農林業センサス (農林水産省)	個々の統計調査の特徴及び欠測値の特性に応じた欠測処理方法の検討を行い、最適と考えられる欠測処理方法を提示するため、欠測処理結果の検証・評価を行う研究を実施するために利用
全国輸出入コンテナ 貨物流動調査 (国土交通省)	港湾政策の変遷とコンテナ貨物流動の変化に関する分析を行うために利用

(2) 調査票情報の提供

法第33条においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、

- ・ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）が、統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第33条第1項第1号）
- ・ 公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第33条第1項第2号）

に、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができるとされている。

後者の場合について、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第11条においては、公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関等が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等（規則第11条第1項第1号）
- ・ 公的機関等が、その実施に要する費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等（規則第11条第1項第2号）
- ・ 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他法第33条第1項第2号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等（規則第11条第1項第3号）

であって、規則第42条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものが規定されている。

令和6年度（2024年度）に、行政機関又は指定独立行政法人等が、法第33条第1項第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は1,940

件であった。また、同項第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は302件であった（図表21及び資料12参照）。

図表21 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供件数

（令和6年度（2024年度））

統計調査 所管府省等名	法第33条第1項第1号該当件数 （公的機関等への提供）			法第33条第1項第2号該当件数 〔公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者への提供〕			
		統計の作成等を行う場合	統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合		公的機関等が委託又は共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	公的機関等が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める等の統計の作成等を行う者への提供
内閣府	3	3	0	3 (2)	0	3 (2)	0
こども家庭庁	2	2	0	1	0	1	0
総務省	155 (7)	151 (7)	4	69 (19)	2	67 (19)	0
財務省	13	12	1	3	1	2	0
文部科学省	174	170	4	17	0	17	0
厚生労働省	834	825	9	118 (4)	1 (1)	116 (3)	1
農林水産省	44	44	0	6	0	6	0
経済産業省	467 (1)	455 (1)	12	35 (4)	0	35 (4)	0
国土交通省	239	238	1	45	3	17	25
環境省	9	9	0	5 (1)	0	5 (1)	0
合計	1,940 (8)	1,909 (8)	31 (0)	302 (30)	7 (1)	269 (29)	26 (0)
（参考） 令和5年度（2023年度）の実績	2,333 (14)	2,259 (14)	74 (0)	352 (34)	21 (2)	300 (32)	31 (0)

（注1）令和6年度（2024年度）に利用を開始したもの数（利用目的ごとに計上）であり、令和5年度（2023年度）以前から継続して利用しているものは含まない。

（注2）（ ）内の数値はオンライン施設において調査票情報を提供した件数である。

また、法第33条の2第1項においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、上述の法第33条第1項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができるとされている。

行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第19条においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第19条第1項第1号）
 - ・ 高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第19条第1項第2号）
- が規定されている。

学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等については、

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究（公益社団法人又は公益財団法人が行う調査研究については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業（(3)において「公益目的事業」という。）に該当するものに限る。以下この(1)において同じ。）又はこれらの者がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
 - (2) 大学等に所属する教員が行う調査研究、又は当該教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
 - (3) その実施に要する費用の全部又は一部を大学等、公益社団法人又は公益財団法人が公募の方法により補助（公益社団法人又は公益財団法人が行う補助については、公益目的事業に該当するものに限る。）する調査研究に係る統計の作成等
 - (4) 行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が、法第33条の2第1項に規定する相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等
- が規定されている。

令和6年度（2024年度）に、行政機関又は指定独立行政法人等が、規則第19条第1項第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は16件であった（図表22及び資料13参照）。

図表22 法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供件数
(令和6年度(2024年度))

統計調査 所管府省等名	法第33条の2第1項該当件数					
	学術研究の発展に資すると認められる場合 (規則第19条第1項第1号)					高等教育の発展に 資すると認められ る場合 (規則第19条第1 項第2号)
	大学等若しくは 公益社団法人若しくは公 益財団法人が行う調査研究 又はこれらの者が委託若し しくは共同して行う調査研究 に係る統計の作成等を行う 者への提供	大学等に所 属する教員 が行う調査 研究、又は 当該教員が これら以外 の者と共同 して行う調 査研究に係 る統計の作 成等を行う 者への提供	大学等、公益 社団法人又は 公益財団法人 が費用の全部 又は一部を公 募の方法によ り補助する調 査研究に係る 統計の作成等 を行う者への 提供	行政機関又は 地方公共団体 その他の執行 機関が、法第 33条の2第1 項に規定する 相当の公益性 を有するもの として特別な 事由があると 認める統計の 作成等を行う 者への提供		
総務省	7(7)	0	6(6)	1(1)	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	1(1)
厚生労働省	7(7)	0	7(7)	0	0	0
経済産業省	1(1)	0	1(1)	0	0	0
国土交通省	1(1)	0	1(1)	0	0	0
合計	16(16)	0(0)	15(15)	1(1)	0(0)	1(1)
(参考) 令和5年度(2023 年度)の実績	9(9)	2(2)	6(6)	1(1)	0(0)	0(0)

(注1) 令和6年度(2024年度)に利用を開始したもの数(利用目的ごとに計上)であり、令和5年度(2023年度)以前から継続して利用しているものは含まない。
(注2) ()内の数値はオンサイト施設において調査票情報を提供した件数である。

これらの具体的な利用目的等の例は、図表23のとおりとなっている。

図表23 法第33条及び第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供の具体例

統計調査名 (所管府省等)	提供先	調査票情報の利用目的(概要)
人口動態調査 (厚生労働省)	地方公 共団体	県下における悪性新生物り患の現状を把握し、今後におけるがん 対策の推進及び医療水準の向上に資するために利用
経済構造実態調査 (経済産業省)	地方公 共団体	市の地方集計及び公表を行うために利用
国民生活基礎調査 (厚生労働省)	大学	社会保険料など、保健・医療サービスの財源の累進性と、サービ ス利用の公正性を正確に把握するために利用
国勢調査 (総務省)	大学	地域によって個人の就業行動や賃金構造にどのような相違が見ら れるかを実証的に明らかにし、個々人の就業と賃金所得、さらには 地域移動に作用する社会経済的要因を洞察するために利用(※)
社会生活基本調査 (総務省)	大学等	家族成員による育児支援の実態を明らかにすることで、母親のイン フォーマル雇用に与える影響を検討するために利用(※)

(注) オンサイト利用の事例は概要欄に「(※)」を付している。

なお、令和6年度(2024年度)の調査票情報の提供に関する平均審査日
数(全期間)は8.9日となっている(図表24参照)。

図表 24 調査票情報の提供に関する申出件数及び平均審査日数
(令和6年度(2024年度))

統計調査 所管府省等名	申出件数	平均審査日数
内閣府	2	5.0
こども家庭庁	3	13.3
総務省	136	3.8
財務省	14	5.7
文部科学省	74	18.9
厚生労働省	347	9.6
農林水産省	48	6.0
経済産業省	419	4.5
国土交通省	253	15.7
環境省	9	15.8
全体	1,305	8.9

(注) 申出件数は、令和6年(2024年)年4月1日以降に申出を受け付けたもののうち、令和7年(2025年)3月31日までに調査票情報の提供まで行った件数であり、それ以降に調査票情報の提供を行ったものは含まない。

また、平均審査日数は、これらの審査に要した日数の平均値である。

(3) オーダーメイド集計の実施

法第34条においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行うこと（以下「オーダーメイド集計」という。）ができるとされている。

上述の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第27条第1項においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第27条第1項第1号）
- ・ 教育の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第27条第1項第2号）
- ・ デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第39条第2項第13号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等（規則第27条第1項第3号）が規定されている。

令和6年度(2024年度)末現在、行政機関及び指定独立行政法人等がオーダーメイド集計の対象としている統計調査は31調査(435年次分)であった(資料14参照)。これらのうち、18調査については、法第37条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに委託してオーダーメイド集計の結

果を提供している。

令和6年度（2024年度）のオーダーメード集計の提供件数は27件であった（図表25及び資料15参照）。

図表25 オーダーメード集計の結果の提供件数（令和6年度（2024年度））

統計調査 所管府省等名	オーダーメード集計の 結果の提供 件数	学術研究の発 展に資すると 認められる統 計の作成等	教育の発展に 資すると認め られる統計の 作成等	デジタル社会 形成基本法第 39条第2項第 13号に規定す る特定公共分 野に係る統計 の作成等	(参考) 統計調査ごと に計上した場 合の提供件数
総務省	16	13	2	3	16
厚生労働省	5	4	0	1	5
国土交通省	5	1	0	4	5
日本銀行	1	1	0	0	1
合計	27	19	2	8	27
(参考) 令和5年度（2023 年度）の実績	21	13	1	7	22

(注) 1件の申出で複数の統計調査に係るオーダーメード集計の提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

(4) 匿名データの作成及び提供

法第35条第1項においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができるとしており、同条第2項においては、行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。

また、法第36条第1項においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、法第35条第1項の規定により作成した匿名データを学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができるとしている。

上述の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第35条第1項においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第1号）
- ・ 教育の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第2号）
- ・ 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第3号）
- ・ デジタル社会形成基本法第39条第2項第13号に規定する特定公共分野に

係る統計の作成等（規則第35条第1項第4号）が規定されている。

令和6年度（2024年度）末現在、行政機関及び指定独立行政法人等が匿名データの提供を行っている統計調査は8調査（76年次分）であった（資料14参照）。これらのうち、7調査については、法第37条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに委託して匿名データの提供を実施している。

令和6年度（2024年度）の匿名データの提供件数は36件であった（図表26及び資料15参照）。

図表26 匿名データの提供件数（令和6年度（2024年度））

統計調査 所管府省等名	匿名データ の提供 件数	学術研究 の発展に 資すると 認められ る統計の 作成等	教育の発 展に資す ると認め られる統 計の作成 等	国際社会 における 我が国の 利益の増 進等に資 すると認 められる 統計の作 成等	デジタル 社会形成 基本法第 39条第2 項第13号 に規定す る特定公 共分野に 係る統計 の作成等	(参考) 統計調査 ごとに 計上した 場合の 提供件数
総務省	28	27	1	0	0	35
厚生労働省	8	7	1	0	0	8
合計	36	34	2	0	0	43
(参考) 令和5年度（2023年度） の実績	39	29	10	0	0	43

(注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

(5) 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項においては、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならないとされており、同項各号において、対象機関ごとに当該措置を講じなければならない情報が規定されている。

対象機関が講じなければならない措置については、規則第41条において、主体・対象となる情報ごとに組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置等のカテゴリーを設定し、それぞれ適正管理措置を講ずべき具体的な措置内容を規定している。

行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等及び受託者（法第39条第1項各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者）においては、法第39条及び規則第41条の規定に基づき、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を参考として、調査票情報等を適正に管理するた

めの措置（管理簿の整備、研修の実施、点検・監査の実施等）を講じている。

令和6年度（2024年度）には、過失により調査関係書類を紛失するなどの管理上問題がある事案が確認されたため、関係機関においては、調査票情報等の管理の徹底について指導する等、再発防止に引き続き取り組んでいる。

4 P D C Aサイクルの確立

(1) P D C Aサイクルの確立・定着に向けた点検・評価の取組状況

自立的・主体的なP D C Aサイクルを確立し、公的統計の品質確保・向上を図るため、各府省は、「P D C Aサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ（令和5年7月28日改定））。以下「P D C Aガイドライン」という。）に基づき、所管する統計調査を対象として、実施計画を定めて計画的に点検・評価を実施し、その結果を活用した改善に取り組んでいる。

P D C Aガイドラインでは、各府省における点検・評価の実施について、その対象を基幹統計調査及び一般統計調査とし、試験調査や母集団情報の整備等を目的とする1回限りの一般統計調査は除くこととしている。また、点検・評価の実施頻度については、

- ・ 年次調査（又は年次より短い周期の調査）及び2年以下の周期調査については、定期的（例えば年次調査は3年ごと、2年以下の周期調査は4年ごと）に点検・評価を実施することを基本とし、そのうち、特定一般統計調査（重要・広範に利活用され、その品質が重要政策や多くのユーザー等に影響するもの）以外の一般統計調査については、点検・評価の実施頻度を低くする（例えば年次調査で5年ごととするなど）ことができること
- ・ 3年以上の周期の調査については、当該周期の都度（3年周期であれば3年に1度）、点検・評価を実施することを基本とすること
- ・ 調査計画の変更承認申請を予定している場合には、その変更を行う前に点検・評価を実施することを原則とすること

などが定められている。

各府省の点検・評価の実施状況については、令和6年度（2024年度）に各府省が実施した件数は合計115件（基幹統計調査が20件、一般統計調査が95件）である（図表27参照）。

図表27 令和6年度（2024年度）の点検・評価の実施件数

府省名	合計	基幹統計調査	一般統計調査
人事院	3	－	3
内閣府	3	－	3
個人情報保護委員会	0	－	0
消費者庁	0	－	0
こども家庭庁	0	－	0
総務省	5	5	0
法務省	0	－	0
財務省	1	1	0

文部科学省	5	1	4
厚生労働省	45	3	42
農林水産省	33	4	29
経済産業省	5	4	1
国土交通省	15	2	13
環境省	0	－	0
合計	115	20	95

(注) 複数回点検・評価を実施した統計調査や複数府省が共管している統計調査は重複計上している。

点検・評価対象となる統計調査数が合計322調査（基幹統計調査53調査、一般統計調査269調査）であるのに対し、点検・評価の取組が施行された令和2年（2020年）10月から令和6年度（2024年度）末までに各府省が点検・評価を実施した統計調査数は合計297調査（基幹統計調査53調査、一般統計調査244調査）と、府省によってやや差異はあるものの、全体として9割以上の調査において実施された（図表28参照）。

図表28 令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までに
各府省が点検・評価を実施した統計調査数^(注1)

府省名	点検・評価実施対象の 統計調査数 【A】			点検・評価実施済みの 統計調査数 ^(注2) 【B】		
		基幹統計 調査	一般統計 調査		基幹統計 調査	一般統計 調査
人事院	4	－	4	4 (100%)	－ (－%)	4 (100%)
内閣府 ^(注3)	21	－	21	20 (95%)	－ (－%)	20 (95%)
個人情報保護委員会	1	－	1	0 (0%)	－ (－%)	0 (0%)
消費者庁	1	－	1	0 (0%)	－ (－%)	0 (0%)
こども家庭庁 ^(注4)	9	－	9	4 (44%)	－ (－%)	4 (44%)
総務省	24	15	9	24 (100%)	15 (100%)	9 (100%)
中止調査を除く ^(注5)	22	14	8	22 (100%)	14 (100%)	8 (100%)
法務省	1	－	1	0 (0%)	－ (－%)	0 (0%)
財務省	8	2	6	5 (63%)	2 (100%)	3 (50%)
中止調査を除く ^(注5)	6	2	4	5 (83%)	2 (100%)	3 (75%)
文部科学省	23	4	19	22 (96%)	4 (100%)	18 (95%)
厚生労働省	89	7	82	87 (98%)	7 (100%)	80 (98%)
中止調査を除く ^(注5)	86	7	79	84 (98%)	7 (100%)	77 (97%)
農林水産省	41	7	34	41 (100%)	7 (100%)	34 (100%)
中止調査を除く ^(注5)	40	7	33	40 (100%)	7 (100%)	33 (100%)
経済産業省	27	9	18	25 (93%)	9 (100%)	16 (89%)
中止調査を除く ^(注5)	22	8	14	22 (100%)	8 (100%)	14 (100%)

国土交通省	66	9	57	59 (89%)	9 (100%)	50 (88%)
中止調査を除く (注5)	63	9	54	59 (94%)	9 (100%)	50 (93%)
環境省	7	-	7	6 (86%)	- (-%)	6 (86%)
合計	322	53	269	297 (92%)	53 (100%)	244 (91%)
中止調査を除く (注5)	306	51	255	288 (94%)	51 (100%)	237 (93%)

(注1) 本表は、令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)に実施されていた統計調査のうち、試験調査や母集団情報の整備等を目的とする1回限りの一般統計調査及び令和6年度(2024年度)末時点で初回の調査の結果公表が完了していない統計調査は除いて、1調査ごとの点検の有無を整理した。また、令和6年度(2024年度)末時点で移管されている統計調査は移管後の府省等の実績に含めている。なお、複数府省が共管している統計調査については、重複計上している。

(注2) 括弧内の数値は、点検・評価実施率($B \div A \times 100$)である。

(注3) 移管前の所管府省等である、内閣官房(1調査)が実施した点検・評価実績を含む。

(注4) 移管前の所管府省等である、内閣府(1調査)及び厚生労働省(3調査)が実施した点検・評価実績を含む。

(注5) 令和6年度(2024年度)末までに中止された統計調査を除いて整理した。

また、点検・評価の結果を踏まえて業務マニュアルの整備・改善や調査項目・集計項目の見直しに取り組むなど、点検・評価を通じた改善の事例も見られる(図表29参照)。

総務省は、各府省における点検・評価の取組状況を取りまとめ、統計委員会(統計作成プロセス部会)に報告を行うとともに、点検・評価を通じた改善の事例など、各府省の取組の参考となる情報を共有し、横展開を図るなどの支援をしている。

さらに、点検・評価結果の取扱いに関して、総務省では、統計作成プロセスの透明化措置として、PDCAガイドラインに基づき、各府省から提出を受けた点検・評価結果について、当該調査に係る調査計画と併せて閲覧できるよう、e-Statに一元的に掲載している。

図表29 点検・評価を通じた課題等の改善例

区分	改善例
<マネジメントの改善>	
1 業務の標準化等を図るための業務マニュアルの整備・改善	① 業務マニュアルの新規整備・既存マニュアルの内容拡充
	② 前工程から後工程への情報・ワークフロー図を業務マニュアルに追加
	③ 委託事業者の担当者が使用する業務マニュアルを充実・改善
	④ 関係者相互の情報共有を図るようマニュアルを整備
<企画の改善>	
2 統計調査を取り巻く環境の変化に応じた調査項目・集計項目の見直し	① 社会情勢の変化への対応のため、調査項目を見直し
	② 利活用状況等を踏まえ、集計項目を見直し
	③ 行政データ活用による業務効率化と調査項目の見直し

3 結果精度確保のための標本設計の見直し	○ 実査環境や利活用状況を鑑みて標本設計を見直し
4 報告者等の負担軽減や業務の効率化等を図るためのデジタル技術の活用	① 報告者負担軽減、誤記防止のため、オンラインによる回答を導入
	② オンライン回答用のExcel電子調査票をHTML化
	③ 利活用状況を踏まえ、公表のデジタル化を進め、印刷物での公表を廃止
<公表・提供の改善>	
5 品質表示の充実	○ 公表予定の適時掲載や抽出方法等の情報提供
6 公表時期の遅延や集計作業の漏れへの対応	① 公表予定時期までに公表できなかったことを踏まえ、再発防止のために業務工程を見直し
	② 点検・評価において、調査計画上の集計項目の一部の未公表を把握したことを踏まえ、今後、全ての集計項目を公表するよう改善

(2) 統計作成プロセス診断の実施状況

総務省で任用する専門家等（統計監理官）による統計作成プロセス診断については、基本計画の中で、各府省において点検・評価が実施される際に、これと併せて、「全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う」こととされている。また、各府省は、上記（1）の点検・評価の際に把握した課題や改善すべき点への対応を検討するに当たり、診断における助言等を活用することとされている。

統計作成プロセス診断は、診断の実施方法などを定めた統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）及び診断の基準となる要求事項について、統計委員会（統計作成プロセス部会・要求事項等検討タスクフォース）での審議・了承を経て、令和5年（2023年）7月28日に決定（総務省政策統括官（統計制度担当）決定）したことを受けて、令和5年度（2023年度）後半から本格的に実施されている。

令和6年度（2024年度）においては、通年で9つの基幹統計調査を対象に実施され、それぞれ統計監理官による確認を経て、業務マニュアルの充実等に関する助言等（図表30参照）や調査票の改善等の好事例（図表31参照）が取りまとめられた。

総務省は、統計作成プロセス診断の実施状況を取りまとめ、統計委員会（統計作成プロセス部会）に報告を行うとともに、助言等の内容や診断を通じて把握された好事例など、各府省の取組の参考となる情報を共有し、横展開を図るなどの支援をしている。

図表30 プロセス診断を踏まえて助言等を行った主な事例

区分	助言等
<マネジメントの改善>	
1 業務マニュアルの充実等 （業務マニュアルは整備されているが、各プロセスの作業手順等の記載に留まっていた事例等について）	① 各プロセスのマニュアルは充実しているが、全体像が分かるような業務フロー図を作成しマニュアルに追加することを検討してはどうか。 ② 標本設計の背景・考え方について、有識者会議等における議論・検討等を経て整理された内容とともに記載されていると、将来的なマニュアル変更等の際に確認・検証（当該整理内容と整合性がとれたものとなっているかどうか等）に役立つと考えられることから、記載してはどうか。 ③ 集計システムのプログラムの内容がブラックボックス化しないよう、開発及び更新時に業務委託した際の要件定義書等を業務マニュアルに位置付け、それを把握・管理してはどうか。 ④ 管理職等がマネジメントを行うにあたって調査を理解・把握することが必須である。人事異動等の際に新任の管理職等にもわかりやすいような業務フローの概略図等を整備し、管理職等がマネジメントをしやすくしてはどうか。 ⑤ 関係者の理解増進の観点から、調査現場に近い組織等に業務フロー図を周知してはどうか。
2 地方出先機関等におけるノウハウの共有等 （地方出先機関等が、調査対象の選定や調査票の配布、収集、督促、疑義照会等を担っている事例等について）	① 回答率を高めるための各地方出先機関等の効果的な取組について把握・分析し、他の地方出先機関へも横展開が可能なものについては、横展開を検討してはどうか。 ② 都道府県間で調査対象の選定に差がでてしまうと、結果にも影響する可能性がある。できるだけ多くの場（例：連絡会議など）において都道府県ごとの情報を共有し、大きな差異が生じないように検討することを今後の課題としてどうか。
3 コミュニケーションの円滑化 （組織内において、普段から一体感の醸成を意図したコミュニケーションをとり相談しやすい雰囲気づくりに取り組んでいる事例について）	○ コミュニケーションの円滑化は、全員の積極的参加及び相互の支援を促し、品質優先で風通しの良い組織風土の形成に資する。普段から取り組んでいるコミュニケーションを通じた相談しやすい雰囲気づくりに加え、このような取組を例えば「ミッション」として明文化・共有することで、考えを継承し、継続的に取り組むことが可能ではないか。
<審査・集計の改善>	
4 調査票の審査 （調査票審査のプロセスにおいて、少しでも欠測値があった場合に、有効回答から除いている事例について）	○ 一部の情報が欠けていることで、調査票全体で有効回答にならないことが生じている現状は、調査で集めた情報をロスしていることになる。「一部が欠けている情報でも、使えるような情報は使う」といった手法について、中長期的な視野で検討を進めてはどうか。
<公表・提供の改善>	

5 調査結果の公表	
〔参考情報の公表を推奨する事例について〕	○ 統計作成プロセスの観点※から、調査対象数だけでなく、有効回答数及び標本誤差についても内部で適切に把握・管理するとともに、透明性の観点から、これらの情報をホームページ等で公表することが望ましいと考える。なお、公表することについては、中長期的な視野で検討を進めてはどうか。 ※ P D C Aガイドラインにおける要求事項（抜粋） 「統計作成府省は、標本抽出や復元推計の方法、目標精度・回収率等（母集団及び標本の規模に関する情報を含む。）の参考情報の e-Stat への一元的な掲載に対応しなければならない。」
〔担当者向けの照会対応マニュアルが作成されているが、統計利用者がより利用しやすい公表を推奨する事例について〕	○ 照会対応の手順やポイントを記載している内部向けマニュアルを統計利用者側に向けての F A Q 等として整理し、あらかじめ公表することで、統計利用者の利便性向上や照会対応の負担を軽減してはどうか。
＜全体的な取組等＞	
6 その他の改善取組	① 「実査」から「公表・提供」までの手順を統計作成ガイドブックに基づき体系的に整理した業務マニュアルについて、「企画」、「評価」、「マネジメント」等についても一体に整理することで、当該統計調査に係る業務全体をより把握しやすいマニュアルにすることを検討してはどうか。これにより、評価及び次回調査への企画（Check→Act→Plan）も含めた、より一層の品質管理活動を推進することが可能となるのではないかと。 ② 委託業者と職員とのやりとりに用いる連絡表は、多岐にわたる内容を検索できるよう整理・分類すること等を検討しているが、情報を構造化することで、委託業者とのやりとりをよりスムーズにすることや、事例の整理を通じてシステムや業務の改善の参考にすること等、連絡表（既存の情報）の価値を引き出し、有効活用することにつながる。引き続き積極的に取り組んでいただきたい。

図表31 プロセス診断を通じて把握した好事例の主な事例

区分	好事例
＜マネジメントの改善＞	
1 業務マニュアルの充実等	① 実査から公表・提供までを統括するマニュアルと、業務を遂行する上での背景事情・考え方を伝える研修教本とが揃っており、背景事情・考え方については変更箇所も含めて対面での説明・伝達によって担当者レベルまでしっかりと共有する仕組みを設けている。 ② 調査実施後に調査の総括として、調査の企画から実施状況を踏まえた課題抽出に至るまでの業務全体を体系的・網羅的に把握できる資料をまとめており、更に次回調査に向けての検討課題は、次回調査の企画の際に検討・対応が行われている。 ③ システムの民間委託に当たり、情報処理及びセキュリティ関係の知識を持っている人材を確保・育成し、このような人材が仕様書内容の検討を行うことは、意

	図することを的確に反映させたり、不足に気づく等細部にわたって行き届いた仕様とすることに資する。
2 本省と地方出先機関等の相互連携	① 本省と地方出先機関等が相互にアクセスできる共有フォルダを設けるとともに、調査対象者ごとの状況がリアルタイムで把握できる電子版名簿を用いて進捗管理をしている。 ② 「現場重視」の考え方が担当部内に浸透しており、実施系統の声を的確に反映し、本省と実施系統が密にコミュニケーションを行うなど安心して実施系統が意見を言える環境作りを目指している。 ③ 実施系統が直面した課題は、統計幹事通知を定め、所定様式で本省へ報告させ、改善の種として活かしている。本省で把握した課題は、調査計画見直し時に統計幹事まで、共有している。課題は、本省と実施系統との間で共有し、組織的に解決することとしている。 ④ 調査員端末を利用した調査が実施されているところ、次期システムの調査員端末については、調査員の意見を最大限活かせるよう、開発者に対し、ユーザーの要求を明確に伝えるなど、進捗管理や技術的助言を行う業者を有効に活用している。調査員と都道府県、本省との良好なコミュニケーションの確保や、調査員の活動実態が把握できるように設計・開発が進められている。
3 システムの活用による業務効率化の取組	① 一連の業務プロセスについて、システムを活用して進捗管理を実施し、全ての関係者が共有する仕組みになっている。また、進捗管理にとどまらず、実査スケジュールの見直し等にも活用している。 ② タブレットを活用したシステムの導入により、従来、対面または電話等で行っていた研修や疑義照会がオンラインで実施可能となり、調査員の活動に必要な事務手続もシステムで行えるようになっている。これらにより、実施系統担当者の業務効率化が図られている。 ③ 都道府県との情報共有について、通常のメール等に加え、システム内の掲示板機能を活用している。この掲示板機能は、全都道府県を対象とした一斉掲載に加えて、都道府県ごとの掲載や、都道府県からの書き込みもできるなど、双方向の情報共有が可能なツールを整備している。 ④ オンライン調査システム（政府統計共同利用システム）とAPI連携を行い、回答データを表示するシステムを用いて都道府県がリアルタイムで回答状況を確認し調査員に共有することにより、報告者への訪問回数が減少し、調査票の取集事務を効率的に実施している。
<実査の改善>	
4 調査票の改善等	① 調査票の記入要領等が、報告者にとって可能な限り見やすく分かりやすいものとなるよう、民間広報の専門家にアドバイスを求める取組を行っている。 ② 電子調査票の導入当初、客体の誤操作（未回答のまま送信）による白紙回答が多かったことの反省を生かして、エラーチェック機能を入れるなど、より良いも

	のとしていくために、段階的にシステムの改善等を確実に進めていることは、アジャイル型行政の好例である。 ③ 電子調査票は、オンライン調査システムの機能を最大限生かしながら、入力者の記入誤りを防ぐため、桁間違いをしないよう吹き出しを横に出すなどの工夫をしている。 ④ オンライン調査票の論理チェックについて調査現場から修正意見を吸い上げ、マクロ等のシステムチェックを絶えず改善している。
5 オンライン調査の促進	① 非オンライン調査客体について分析し、状況を把握しており、オンライン回答率を 100%にすることを目指している。 ② 委託業者から報告者への疑義照会時や報告者からの問合せ時等、折に触れてオンライン回答を勧めることは、既存の接触機会を生かし、オンライン回答を自然に促進できるものと考えられる。
6 調査員の教育等	① 「調査員事務打合せ会」や「調査員合同指導会」の開催を通じて、調査員教育が確実に行われている。調査員相互の意見交換の場を設け、相互研鑽による調査員の能力向上を図るなど、調査員から受けた意見を調査の企画等に反映させている。 ② 調査員の業務内容をマニュアル類で定めるとともに、採用後も定期的に能力を評価する仕組みを整備している。
< 審査・集計の改善 >	
7 調査票データの保存	○ 調査票データだけでなく、データ訂正の経緯・理由の詳細等を共に保管しており、この取組はトレーサビリティの観点から、後々の検証や問題発生時の対応に役立てることができる。
< 公表・提供の改善 >	
8 調査結果の公表	① 利用者からの問い合わせに関して、統計表の掲載場所や照会の多い用語の定義などについて正確かつ迅速に回答するため、照会対応マニュアルを作成しており、組織的にノウハウを共有、引継いでいる。 ② 公表マニュアルに対応する詳細な作業チェックリストが存在し、工程管理が確実に行われている。
< 全体的な取組等 >	
9 その他の改善取組	① 調査票データや集計データの審査は本省及び実施系統において「チェックリスト」に基づき実施するとともに、身近な事例を業務改善に結びつけることを目的として実施系統においてもチェックリストへの項目追加が可能になっている。これはPDCAサイクルを自主的・主体的に実施している。 ② 令和5年度（2023年度）に実施した統計作成プロセス診断における助言を省内で他調査にも展開・反映している。

5 統計リソースの確保・人材育成

(1) 統計リソース（予算・人員）の重点的な配分の状況

統計委員会による「令和7年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（令和6年5月22日付け統計委第4号。以下「リソース建議」という。）において、統計リソース（予算・人員）を重点的に配分すべきとされている取組に関する令和7年度（2025年度）の歳出予算は、約56億円となっている（資料16参照）。

リソース建議に掲げられた取組については、令和6年度（2024年度）補正予算にも計上されており、約19億円となっている。これを令和7年度当初予算と合わせると、リソース建議関連は総額で約75億円規模となっている（図表32参照）。

また、機構・定員について、各府省の定員は新規増13人、振替7人となっている（図表33参照）。

図表32 リソース建議に係る重点分野別予算・人員の状況（予算）

（単位：千円）

建議事項 府省名	府省別 事項計 (予算額)	① 社会経済 の変化に 的確に対 応する公 的統計の 整備	② 統計の国 際比較可 能性の向 上	③ 統計デー タの利活 用促進	④ 品質の高 い統計作 成のため の基盤整 備	⑤ デジタル 技術や多 様な情報 源の活用 等による 正確かつ 効率的な 統計作成
内閣府	150,278	150,278	105,264	0	0	0
総務省	4,229,932	3,571,606	151,940	594,389	285,855	233,902
財務省	104,861	44,549	0	0	44,549	60,312
文部科学省	1,275,009	0	0	14,435	1,260,574	0
厚生労働省	1,153,977	0	0	0	1,153,977	0
農林水産省	152,130	0	0	0	152,130	0
経済産業省	449,653	0	0	449,653	449,653	0
国土交通省	5,290	0	0	0	5,290	0
合計	7,521,130	3,766,433	257,204	1,058,477	3,352,028	294,214

（注1）複数事項に該当するものがあるため、各府省の各項目の合計は、「府省別事項計」欄の額に合致しない場合がある。

（注2）個別の事業費から建議に係る予算を切り出せない場合もあり、予算額には事業費の総額をそのまま計上したものが含まれている。

（注3）デジタル庁が一括計上する統計関係システムに係る経費については、当該システムに係る統計調査等を所管する府省の予算額に含まれている。

図表33 リソース建議に係る重点分野別予算・人員の状況（定員）

（単位：人）

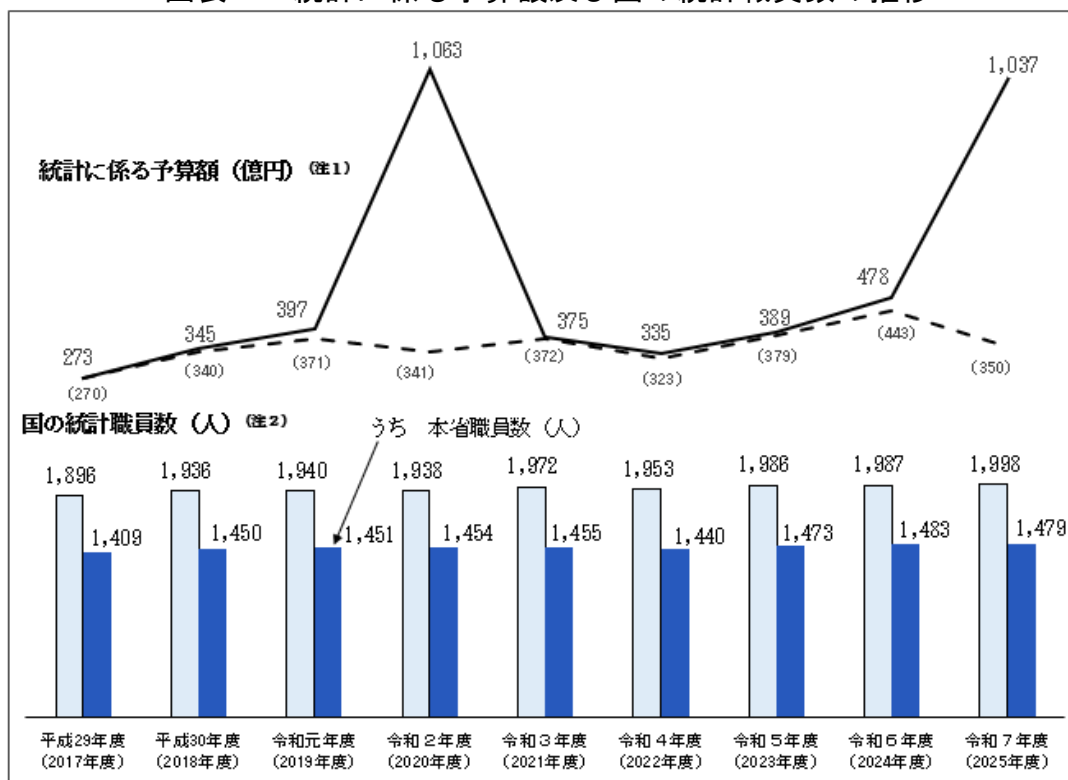
建議事項 府省名	府省別 事項計 (人数)	①社会経済 の変化に的 確に対応す る公的統計 の整備	②統計の国 際比較可能 性の向上	③統計データ の利活用促進	④品質の高 い統計作成 のための基 盤整備	⑤デジタル 技術や多様 な情報源の 活用等によ る正確かつ 効率的な統 計作成
内閣府	1	－	1	－	－	－
消費者庁	1	－	－	1	－	－
総務省	8 【3】	－	－	1 【1】	7 【1】	【1】
厚生労働省	3	－	－	1	1	2
農林水産省	【3】	－	－	－	【3】	【3】
経済産業省	【1】	－	－	【1】	－	－
合計	13 【7】	－	1	3 【2】	8 【4】	2 【4】

（注1）振替による増員人数は【 】書きとした。

（注2）複数事項に該当するものがあるため、各府省の項目の合計は、「府省別事項計」欄の人数に合致しない場合がある。

なお、リソース建議以外も含めた統計に係る予算の総額や、国の統計職員数については、統計調査の実施周期などの影響もあり、単年度ごとの増減に関する評価は困難なものではあるが、図表34のとおりとなっている。

図表34 統計に係る予算額及び国の統計職員数の推移



（注1）各年度の補正予算額は含まず、破線及び括弧書きで示している予算額は、国勢調査関連経費を除いた予算額

（注2）毎年4月1日時点において国の統計機構に所属する職員の現在員数

（２）統計職員の配置状況

令和６年度（2024年度）における統計職員数は1,987人となっている。

また、基幹統計の作成に従事する本府省の職員数は、統計調査により作成する基幹統計（48統計）が延べ747人、統計調査以外の方法により作成する基幹統計（６統計）が延べ132人で、合計延べ879人となっている（図表35及び36参照）。

図表35 統計調査により作成する基幹統計（48統計）別人員・体制
（令和６年度（2024年度））

府省名	基幹統計名	統計作成に従事する職員数					
		業務量を あん分した 実員相当数	従事する職員の人数（実員）	統計業務経験			
				10年以上	5年以上～ 10年未満	2年以上～ 5年未満	2年未満
総務省	国勢統計	28.0	28	9	9	5	5
	住宅・土地統計	6.0	6	3	3	0	0
	労働力統計	16.0	16	4	7	1	4
	小売物価統計	44.0	44	24	10	5	5
	家計統計	15.0	15	5	4	0	6
	個人企業経済統計	4.0	4	1	1	0	2
	科学技術研究統計	4.0	4	2	0	0	2
	地方公務員給与実態統計	2.0	3	0	0	0	3
	就業構造基本統計	4.0	4	2	2	0	0
	全国家計構造統計	6.0	6	3	2	0	1
	社会生活基本統計	6.0	6	3	2	1	0
	サービス産業動態統計	10.0	10	2	5	1	2
	経済構造統計（経済センサス - 基礎調査）	11.0	12	6	2	2	2
総務省 （経産省共管）	経済構造統計（経済センサス - 活動調査）	23.0	23	11	5	2	5
	経済構造統計（経済構造実態調査）	21.5	23	11	6	3	3
財務省	法人企業統計	4.0	4	0	0	1	3
	民間給与実態統計	4.3	6	0	2	2	2
文部科学省	学校基本統計	3.6	6	2	0	0	4
	学校保健統計	1.2	5	1	0	1	3
	学校教員統計	1.2	5	1	0	1	3
	社会教育統計	1.2	5	1	0	1	3
厚生労働省	人口動態統計	32.4	43	26	4	5	8
	毎月勤労統計	14.5	21	7	5	1	8
	薬事工業生産動態統計	2.3	3	0	0	1	2
	医療施設統計	4.8	8	1	3	0	4
	患者統計	6.0	11	3	1	1	6
	賃金構造基本統計	9.9	16	7	1	2	6
	国民生活基礎統計	12.1	15	7	1	2	5
農林水産省	農林業構造統計	16.8	41	27	5	6	3
	牛乳乳製品統計	3.0	28	20	3	2	3
	作物統計	22.6	50	36	5	5	4
	海面漁業生産統計	4.3	29	21	3	3	2
	漁業構造統計	7.8	32	22	5	3	2
	木材統計	3.3	28	20	3	3	2
	農業経営統計	24.3	50	32	4	6	8
	経済産業省生産動態統計	23.0	37	26	4	1	6
経済産業省	ガス事業生産動態統計	1.2	3	0	0	0	3
	石油製品需給動態統計	1.0	2	0	0	1	1
	商業動態統計	7.5	21	12	1	2	6
	経済産業省特定業種石油等消費統計	4.5	18	12	1	1	4
	経済産業省企業活動基本統計	4.5	18	11	0	3	4

国土交通省	港湾統計	3.1	4	0	2	1	1
	造船造機統計	1.0	4	0	3	0	1
	建築着工統計（建築物着工統計調査/住宅着工統計調査）	2.2	3	0	0	0	3
	建築着工統計（建築工事費調査）	0.9	2	0	0	1	1
	鉄道車両等生産動態統計	1.2	3	0	2	0	1
	建設工事統計（建設工事受注動態統計調査）	1.3	2	0	0	0	2
	建設工事統計（大手50社調査）	0.5	2	0	0	1	1
	建設工事統計（建設工事施工統計調査）	1.4	2	0	0	0	2
	船員労働統計	1.0	4	0	3	0	1
	自動車輸送統計	4.1	5	1	2	1	1
	内航船舶輸送統計	1.1	4	0	3	0	1
	法人土地・建物基本統計	2.1	3	1	0	0	2
	合計		747	383	124	78	162

（注１）経済構造統計については「経済センサス-基礎調査」、「経済センサス-活動調査」及び「経済構造実態調査」の３つに、建築着工統計については「建築物着工統計調査／住宅着工統計調査」及び「建築工事費調査」の２つに、建設工事統計については「建設工事受注動態統計調査」、「大手50社調査」及び「建設工事施工統計調査」の３つに区分して職員数を整理している。

（注２）「統計作成に従事する職員数」は、省令職以上を除いてカウントしている。

（注３）「業務量をあん分した実員相当数」は、職員が経常的に各統計に係る業務に専ら従事している場合は1.0人とカウントし、職員が当該統計以外の統計業務や統計以外の業務を兼務している等の場合は、その従事状況を勘案して業務量をあん分の上、1.0人未満の適宜の数字でカウントすることとし、これらのあん分後の職員数の合計を記載している。

（注４）「従事する職員の人数（実員）」は、上記注３のあん分を行う前の当該統計に従事する職員数を記載している。

（注５）「統計業務経験」は、当該統計に従事する職員が、現在及び過去に統計業務に従事した期間を合計した従事期間別の人数を記載している。

図表36 統計調査以外の方法により作成する基幹統計（６統計）別人員・体制
（令和６年度（2024年度））

府省名	基幹統計名	統計作成に従事する職員数					
		業務量を あん分した 実員相当数	実員	従事する職員の人数（実員）			
				統計業務経験			
				10年以上	5年以上～ 10年未満	2年以上～ 5年未満	2年未満
内閣府	国民経済計算	53.0	53	11	10	12	20
総務省	人口推計	3.5	4	1	2	1	0
総務省（10府省共管）	産業連関表	24.9	41	9	6	6	20
厚生労働省	生命表	2.0	11	3	3	1	4
	社会保障費用統計	2.3	4	2	0	1	1
経済産業省	鉱工業指数	5.3	19	12	1	1	5
合計			132	38	22	22	50

（注１）「統計作成に従事する職員数」は、省令職以上を除いてカウントしている。

（注２）「業務量をあん分した実員相当数」は、職員が経常的に各統計に係る業務に専ら従事している場合は1.0人とカウントし、職員が当該統計以外の統計業務や統計以外の業務を兼務している等の場合は、その従事状況を勘案して業務量をあん分の上、1.0人未満の適宜の数字でカウントすることとし、これらのあん分後の職員数の合計を記載している。

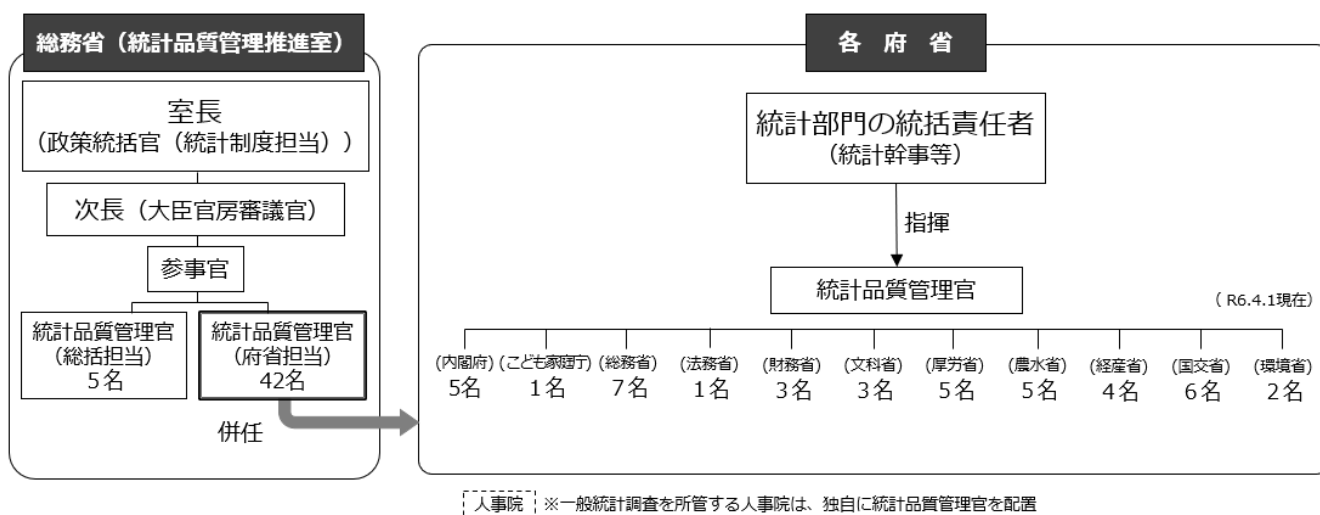
（注３）「従事する職員の人数（実員）」は、上記注２のあん分を行う前の当該統計に従事する職員数を記載している。

（注４）「統計業務経験」は、当該統計に従事する職員が、現在及び過去に統計業務に従事した期間を合計した従事期間別の人数を記載している。

(3) 統計品質管理官の配置状況

統計委員会による「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日付け統計委第11号）を踏まえ、基本計画では、統計の品質管理体制を充実するため、これまでの「統計分析審査官」の体制を大幅に見直し、公表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となる「統計品質管理官」を新設することとされている。これを踏まえ、令和5年（2023年）4月に総務省及び各府省に統計品質管理官を配置した。この統計品質管理官は、中央統計機構の支援機能との連携等を図りつつ、統計の品質確保・向上に関する取組を政府一体として推進していくため、総務省の統計品質管理推進室（室長：総務省政策統括官（統計制度担当））の職員となり、また、各府省に併任で配置されて、統計の統括責任者（統計幹事等）を補佐し、その指揮の下で、各府省における統計の品質管理に関する取組に従事している（図表37参照）。

図表37 統計品質管理官体制図（令和6年度（2024年度））



(4) 誤り発見ルールに沿った対応状況

各府省における公表数値等の誤り発見時の対応については、従前より内閣官房から「各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関する内閣官房の対応等について」（令和2年6月17日付け内閣官房統計改革推進室事務連絡）において示されたひな型を踏まえ、各府省において対応ルールが策定され、これに沿った対応が行われてきた。

その後、令和5年（2023年）4月に関係事務が内閣官房から総務省に移管されたこと、また、従前の統計分析審査官に代わって統計品質管理官が配置されたことなどを踏まえ、同年7月に総務省から新たに「各府省における公表数値等の誤り発生に備えた情報の保存及び誤り発見後の対応等について」（令和5年7月28日付け総務省統計品質管理推進室事務連絡）を提示し、各府省において対応ルールの改定、職員への周知等が行われてい

る。

当該対応ルールに基づき、統計品質管理官（総括担当）が令和6年度（2024年度）に各府省から報告を受けた件数は、6府省から123件（基幹統計：6府省54件、一般統計調査：6府省69件）である（図表38参照）。

図表38 誤り報告件数（年度別）

報告年度	報告件数
令和2年度（2020年度）	18
令和3年度（2021年度）	46
令和4年度（2022年度）	131
令和5年度（2023年度）	121
令和6年度（2024年度）	123

（注）令和2年度（2020年度）の報告件数については、各府省において対応ルールが策定された同年9月以降の報告件数を整理。

図表39 誤り報告件数（誤りの主体別）（令和6年度（2024年度））

統計の種類	誤りの主体		
	実施・作成者		報告者
	担当府省	受託等機関	
基幹統計	33（4）	14（4）	17
一般統計	33（2）	15（2）	28
合計	66（6）	29（6）	45

（注1）1件の報告の中で複数の誤りの主体について報告されているものがあるため、合計は123件とならない。

（注2）（ ）は、1件の報告の中で、担当府省と受託等機関の両方が誤りの主体となっている事例数（内数）。

また、誤りの原因をみると、実施・作成者が誤りの主体となっているものでは、作業ファイルの計算式等の設定誤り、公表資料として作成した集計表及びグラフ等における表記誤りなど、「手作業による誤り」が69件、また、報告者が誤りの主体となっているものでは、基となる資料から調査票に転記する際の入力誤り、調査客体の基データそのものの誤りなど、「記入漏れ、記載ミス等による報告誤り」が32件となっている（図表40参照）。

図表40 誤り報告件数（誤りの原因別）（令和6年度（2024年度））

統計の種類	誤りの原因				
	実施・作成者		報告者		
	手作業による誤り	プログラム等の改修漏れ、不具合	記入漏れ、記載ミス等による報告誤り	調査定義等の誤認による誤報告	報告の漏れ・遅延
基幹統計	31	13	10	9	3
一般統計	38	14	22	9	0
合計	69	27	32	18	3

（注）1件の報告の中で、複数の誤りの原因について報告されているものがあるため、合計は123件とらない。

再発防止策をみると、実施・作成者側の取組としては、改変履歴の作業マニュアルへの追記など「業務マニュアル等の整備・追記」が63件、確認チェック表の導入によるダブルチェックの徹底など「複数人チェックの実施・徹底」が58件となっている。また、報告者に対する取組としては、留意点を整理した手引書の配布や事務連絡・担当者会議での事例共有など「誤り事例等の共有による報告者への注意喚起」が20件となっている（図表41参照）。

図表41 誤り報告件数（再発防止策別）（令和6年度（2024年度））

統計の種類	再発防止策											
	実施・作成者側(受託等機関を含む)の作業プロセスの改善等に関する取組								報告者による正確な報告を確保するための取組			
	業務マニュアル等の整備・追記	複数人チェックの実施・徹底	基礎的審査、分析的審査の導入・徹底	プログラムの改修	誤り事例等の共有による注意喚起	提出前の再確認の徹底	手作業業務のシステム化	その他	誤り事例等の共有による報告者への注意喚起	調査票、記入要領、留意事項の変更	提出前の再確認の徹底	その他
基幹統計	26	23	14	17	13	8	4	12	6	2	8	1
一般統計	37	35	17	11	7	7	5	15	14	15	9	5
合計	63	58	31	28	20	15	9	27	20	17	17	6

（注）1件の報告の中で複数の防止策について報告されているものがあるため、合計は123件とらない。

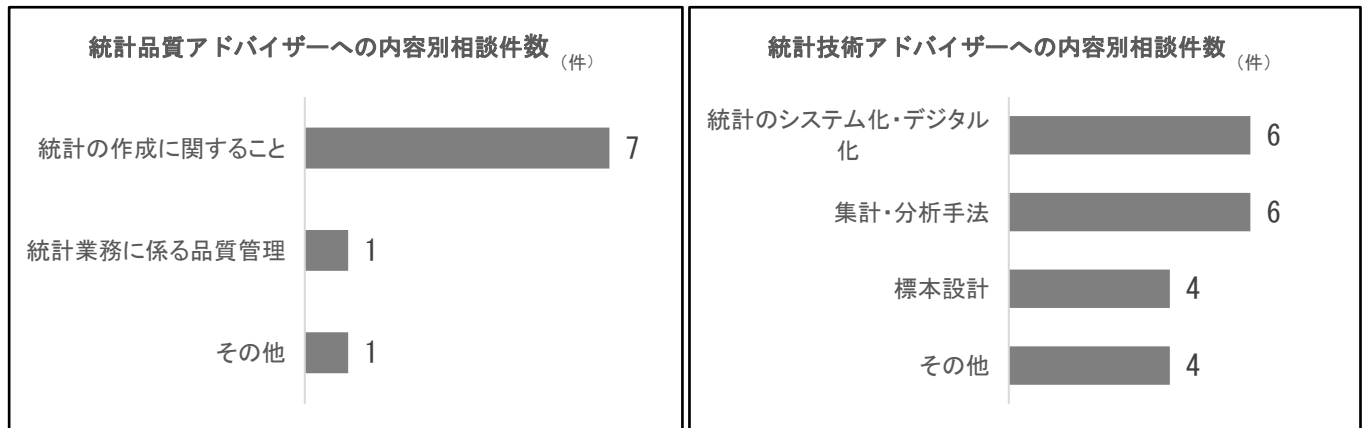
（5）技術的アドバイザーの確保・活用状況

統計委員会による「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日付け統計委第11号）を踏まえ、基本計画では、各府省の統計幹事及び統計品質管理官を支えるため、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを、技術的アドバイザーとして確保することとされている。これを踏まえ、総務省統計研究研修所では、令和5年度（2023年度）から、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを統計品質アドバイザー及び統計技術アドバイザーとして任用しており、各府省におい

てアドバイザーの知見を活用したい案件が発生した際には、適宜アドバイザーへの相談が行われている。

令和6年度（2024年度）においては、5府省等で統計品質アドバイザー及び統計技術アドバイザーが活用されており、相談件数は延べ28件となっている（図表42参照）。

図表42 統計品質／技術アドバイザーの活用状況（令和6年度（2024年度））



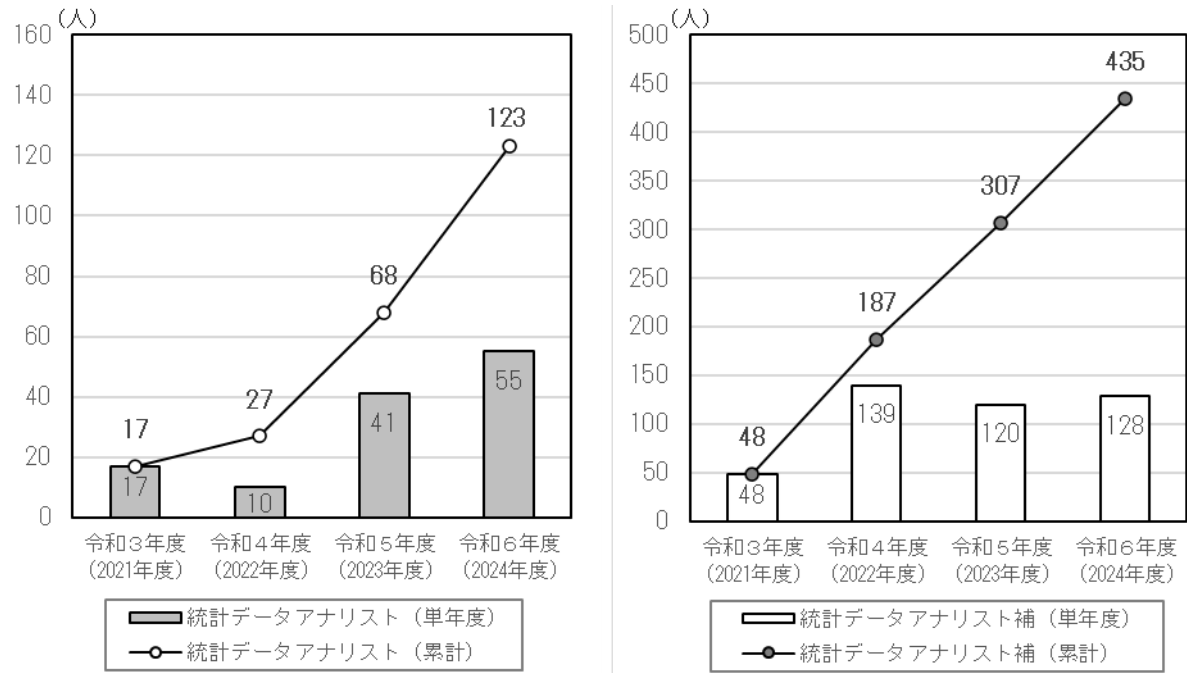
（注）1件の相談で複数の内容について相談している場合があるため、アドバイザーへの内容別相談件数の合計は28件とならない。

（6）統計データアナリスト等の認定状況

令和元年（2019年）12月に統計改革推進会議統計行政新生部会が示した「統計行政の新生に向けて」及び令和2年（2020年）6月に変更された第Ⅲ期基本計画において、統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる統計業務資格保有者として、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」（以下これらを合わせて「統計データアナリスト等」という。）の確保・育成等を図ることが求められた。これを踏まえ、総務省政策統括官（統計制度担当）では関係規程を定め、令和3年度（2021年度）から、統計データアナリスト等の認定を行っている。

統計データアナリスト等の認定者数については、認定を開始した令和3年度（2021年度）末時点では延べ65人であったが、認定資格の周知や、認定要件である総務省統計研究研修所が実施する統計研修の受講推奨を継続的行った結果、令和6年度（2024年度）末時点において、累計で統計データアナリストは123人、統計データアナリスト補は435人が認定されている（図表43参照）。

図表43 統計データアナリスト等の認定状況の推移



(注) 認定数には、独立行政法人統計センター職員の人数を含む。

(7) 各種研修の充実・実施の状況

総務省統計研究研修所では、統計作成の中核を担う統計人材の育成及び統計を政策の立案等に活用するための統計リテラシー向上を目的として研修を実施している。

また、品質の高い統計の作成のための基盤整備として、専門性の高い人材の育成等に資するため、統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる政府機関の統計業務資格保有者として、統計データアナリスト等の確保・育成・配置の加速に取り組んでおり、総務省統計研究研修所が実施している当該資格認定に必要な業務レベル別研修（初級・中級・上級コース）についてみると、令和6年度（2024年度）においては延べ約2,300人が研修を修了している。このほか、総務省統計研究研修所では、分野別研修を実施しており、また、各府省においても、府省内職員を対象とした独自の統計研修が実施されるなど、政府全体で統計人材の育成が図られている（資料17参照）。

(8) 府省の統計部局間の人的交流の状況

基本計画では、「各府省の職員の統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、総務省の統計部門に各府省の職員を受け入れ、OJTを行うとともに、総務省の統計部門の職員を各府省へ派遣するなど、府省の統計部局間の人的交流を促進する」とこととされている。

令和6年度（2024年度）における府省の統計部局間の人事交流の状況を見ると、8府省において計42人の人事交流が行われている（資料17参照）。

（９）都道府県統計専任職員等の配置状況

政府が行う統計調査に関する事務のうち、統計法施行令（平成20年政令第334号）で定めるところにより、地方公共団体の長が行うものについては、

- ・ これに要する経費等は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第10条の4の規定により、地方公共団体が負担する義務を負わない、
- ・ また、地方統計機構整備要綱（昭和22年7月11日閣議決定）により、国が行う統計調査に必要な経費は、国費をもって充てること及び地方に国庫負担の統計専任職員を置く

とされている。

このため、総務省では、統計行政の政府横断的な調整機関として、これらの法律及び閣議決定に基づき、国が行う統計調査に従事する都道府県統計専任職員の給与等を都道府県知事に交付し、地方統計機構の維持・整備を図っている。

統計専任職員は、国家公務員の定員合理化計画に準じて措置されており、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針－戦略的人材配置の実現に向けて－」（平成26年7月25日閣議決定、令和6年6月28日一部変更）では、国家公務員の定数については、令和7年度（2025年度）以降、5年ごとに基準年度を設定して、対基準年度末定員比で5年間で5%（年平均1%）以上を合理化することが基本とされた。

統計専任職員の定数については、同方針に準じ、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間で81人の合理化減に取り組むこととし、令和7年度（2025年度）においては、令和6年度（2024年度）末定員の17人減となる1,604人が措置されている。

また、統計専任職員が行う業務全般の周辺部分を弾力的に補助できる事務補助職員（会計年度任用職員）の定数については、統計専任職員の体制確保を図るため、令和7年度（2025年度）においては、令和6年度（2024年度）と同数となる59人が措置されている（図表44参照）。

図表44 統計専任職員及び会計年度任用職員の定員数の推移

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
統計専任職員		1,625人	1,617人	1,621人	1,621人	1,604人
	対前年度					
	合理化	▲9人	▲8人	▲8人	▲8人	▲17人
	増員	0人	0人	12人 ^(注1)	8人 ^(注2)	0人
	差引	▲9人	▲8人	4人	0人	▲17人
会計年度任用職員		59人	59人	59人	59人	59人

（注1）統計品質確保体制の強化のための加配

（注2）調査環境の改善のための加配

(10) 統計調査員希望者の登録状況

近年、プライバシー意識の高まりによる統計調査に対する協力意識の低下など、統計調査環境の悪化等に伴い、統計調査員の確保が困難となっている状況がある。

総務省では、こうした状況に対処するため、あらかじめ統計調査員となる意思を有する者（以下「統計調査員希望者」という。）を都道府県に登録し、これら登録された統計調査員希望者（以下「登録調査員」という。）の資質の向上を図るための必要な研修等を実施し、統計調査員の安定的な確保に取り組んでいる。

令和6年度（2024年度）末における登録調査員数は136,007人であり、このうち令和6年度（2024年度）中の新規登録調査員者数は11,669人である。これら登録調査員数について、登録基準数（令和6年4月時点で123,920人）^(注)に対する登録率は109.8%となっている。

(注) 登録基準数とは、市町村における「経済センサス活動調査」の調査区数に2分の1を乗じて得た数である。

(11) 都道府県職員及び登録調査員に対する研修の実施状況

① 都道府県職員に対する研修の実施状況

都道府県及び市町村において統計事務に従事する職員（以下「統計関係職員」という。）に対し、業務上必要とされる知識及び技術を習得させ、地方統計機構の機能の充実強化に資することを目的として、地方統計職員業務研修（以下「業務研修」という。）が実施されている。

業務研修は、総務省政策統括官（統計制度担当）が実施する中央研修と都道府県統計主管部・課長が実施する地方研修（基礎研修・専門研修）に区分され、それぞれ原則として、毎年1回実施されている。業務研修のうち、令和6年度（2024年度）における中央研修の実施状況は、図表45のとおりである。

図表45 中央研修の実施状況（令和6年度（2024年度））

開催日時	令和6年（2024年）4月25日（木）10時00分～17時00分
開催会場	総務省第2庁舎及びオンライン
対象者	都道府県の統計関係職員うち、次のいずれかに該当する者 i) 地方研修において、講師の経験のある者又はこれから講師として講義を行おうとする者 ii) 地方研修の企画・運営等の事務に従事している者又はこれから従事しようとする者
受講者	43人（42都道府県）
講義内容	
統計行政の動き	災害等発生時における統計調査に係る対応について
特別講義	滋賀県統計課の統計教育関連事業について

地方統計業務 研修の実務	「統計実務基礎知識（必須科目）」のポイントについて
班別討議	人材育成に係る研修の企画に関する意見交換

② 登録調査員に対する研修の実施状況

総務省では、登録調査員を対象として、i) 中核的・指導的統計調査員の育成に資するための研修及びii) 基礎的・実践的知識等の習得に資するための研修を企画・実施している。

令和6年度（2024年度）における登録調査員に対する研修は、対象とする登録調査員に応じて、i) 登録調査員中央研修及びii) 都道府県別登録調査員研修を実施した（図表46及び47参照）。

図表46 登録調査員中央研修の実施状況（令和6年度（2024年度））

開催日時	令和6年（2024年）12月11日（木）13時00分～17時00分
開催会場	総務省第2庁舎及びオンライン
対象者	i) 各地域において中核的・指導的な役割を担う予定の登録調査員のうち、原則として次の要件を満たす者 - 統計調査員の経験年数が5年以上の者 - 令和3年度（2021年度）～令和6年度（2024年度）の間、何らかの国の統計調査の調査員として活動した者 - 研修受講後、指導的な役割を担い活動できる者 ii) 統計調査員を直接指導する都道府県又は市区町村の統計関係職員（任意）
受講者	67人（登録調査員49人（33都道府県）、統計関係職員18人）
講義内容	
講義Ⅰ	社会における統計の利活用事例について
講義Ⅱ	オンライン調査デモ版操作実演及び実習
班別討議	i) 調査活動において成功した事例、成功に至った工夫 ii) 調査活動において困った事例、困難だった事例（解決した場合はその対応方法や方策を含む。）

図表47 都道府県別登録調査員研修の実施状況（令和6年度（2024年度））

開催時期・時間・回数	令和6年（2024年）7月～令和7年（2025年）2月 1回当たり3時間半程度（全国延べ63回）
開催会場	都道府県庁・市町村役場等
対象者	i) 新規登録調査員及び実査経験の浅い登録調

	査員 ii) 都道府県又は市区町村の統計関係職員（任意）
受講者	1,788人（登録調査員1,589人（45都道府県）、統計関係職員199人）
講義内容（例） ^{（注）}	
講義Ⅰ	i) 統計調査員の仕事について ii) オンライン調査デモ版操作実演及び実習
講義Ⅱ	接遇
班別討議	i) 居留守を使われ、調査対象に会えないときの対処方法 ii) 調査対象に会えたものの、調査拒否や調査票記入を断られた際の対処方法
任意課目	都道府県において、研修受講者の資質向上に資すると考えられる任意の課目を設定し、講義を実施（都道府県職員による講義、ベテラン調査員によるこれまでの経験を踏まえた講話等）

（注）講義内容については、標準的な例を記載しており、都道府県において、地域の実情等を踏まえ、受講者の資質向上に資すると考えられる講義内容の企画を認めている。

6 統計基盤のデジタル化、統計作成の効率化、報告者負担の軽減等

(1) オンライン調査の推進状況

ア オンライン調査の導入状況

令和7年（2025年）3月末現在で、オンライン調査が導入されている統計調査として各府省から報告があったものは244件となっており、導入率は93.1%となっている（図表48参照）。

図表48 オンライン調査の導入状況（府省別）

（令和7年（2025年）3月末現在）

府省名	統計調査数	オンライン調査 導入統計調査数	オンライン調査 導入率（%）
人事院	4	4	100.0
内閣府	17(1)	17(1)	100.0
個人情報保護委員会	1	0	0.0
消費者庁	1	1	100.0
こども家庭庁	8	5	62.5
総務省	21(3)	21(3)	100.0
法務省	1	1	100.0
外務省	1	1	100.0
財務省	6(2)	6(2)	100.0
文部科学省	23(2)	22(2)	95.7
厚生労働省	72(3)	62(3)	86.1
農林水産省	41(3)	41(3)	100.0
経済産業省	20(4)	20(4)	100.0
国土交通省	50(1)	47(1)	94.0
環境省	8(1)	8(1)	100.0
合計	262(8)	244(8)	93.1

（注1）統計調査数は、令和7年（2025年）3月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数（5年に1度の周期調査等を含む。）。なお、令和7年（2025年）3月末現在で既に中止した統計調査であっても、同年3月末までに回答調査客体数が確定したものについては統計調査数に含んでいる。また、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて1調査として計上している（産業連関構造調査を実施している各府省の統計調査数にも1調査として計上）。

（注2）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

（注3）令和5年（2023年）から、他計式調査（調査員等が聞き取って記入する調査）で統計調査員等がオンラインで回答を送信する調査方法も「オンライン調査」として計上している。

また、令和2年（2020年）から令和5年（2023年）までにおけるオンライン調査の導入率は、図表49のとおりとなっている。

図表49 過去4年間のオンライン調査の導入率

府省名	令和2年 (2020年) (%)	令和3年 (2021年) (%)	令和4年 (2022年) (%)	令和5年 (2023年) (%)
人事院	100.0	100.0	100.0	100.0
内閣府	87.5	86.7	93.3	92.3
こども家庭庁 ^(注)	－	－	－	57.1
総務省	95.8	95.5	95.2	100.0
財務省	87.5	100.0	100.0	100.0
文部科学省	95.5	95.5	95.5	95.7
厚生労働省	74.0	71.8	72.1	81.7
農林水産省	100.0	100.0	100.0	100.0
経済産業省	97.1	100.0	100.0	100.0
国土交通省	92.6	92.2	94.0	92.2
環境省	75.0	83.3	83.3	85.7
合計	88.6	87.7	88.2	90.5

(注) こども家庭庁は令和5年(2023年)4月1日に設置された。

イ オンライン回答の状況

令和7年(2025年)3月末現在で、オンライン調査が導入されている統計調査は、基幹統計調査で63件、一般統計調査で271件となっている。また、各種別における、回答数に占めるオンライン回答数の割合(以下「オンライン回答率」という。)の内訳は図表50のとおりとなっている。

図表50 オンライン回答の状況(令和7年(2025年)3月末現在)

種別	オンライン調査 を導入している 統計調査数	オンライン回答率			
		20%未満	20%以上 50%未満	50%以上 80%未満	80%以上
基幹統計調査	63	8	23	14	18
個人・世帯	13	4	8	0	1
事業所・企業	43	4	15	14	10
教育機関	4	0	0	0	4
行政機関	3	0	0	0	3
一般統計調査	271	47	72	61	91
個人・世帯	56	23	20	5	8
事業所・企業	172	24	52	55	41
教育機関	8	0	0	0	8
行政機関	35	0	0	1	34
合計	334	55	95	75	109

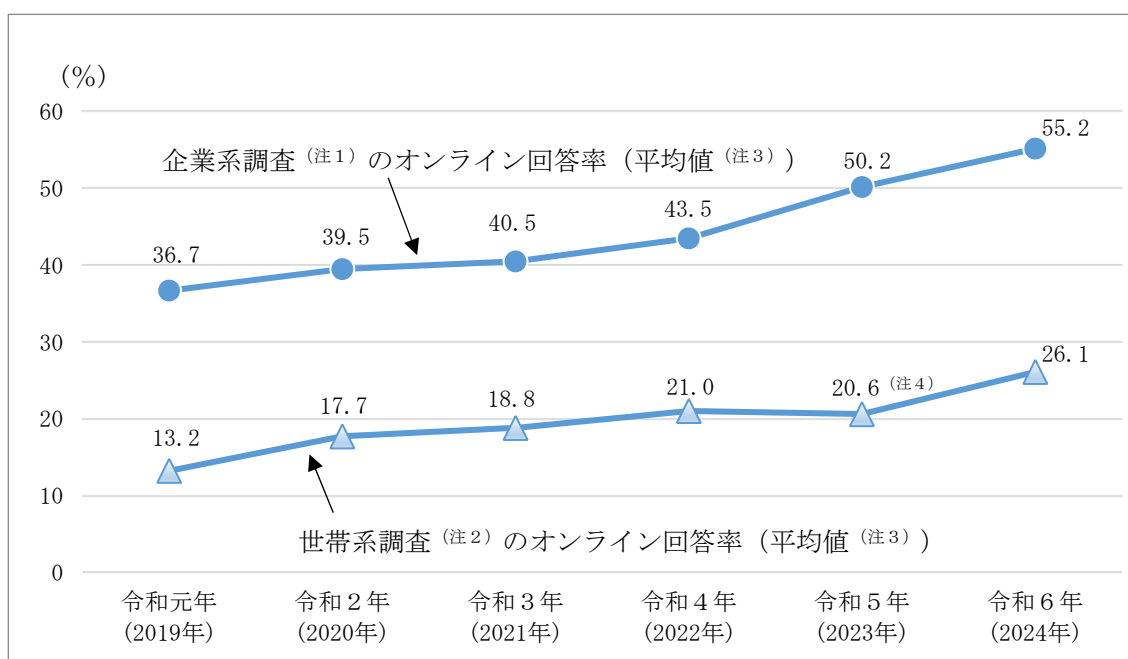
(注1) 「オンライン調査を導入している統計調査数」は、令和7年(2025年)3月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査(5年に1度の周期調査等を含む。)について、各府省から報告を受けた単位(調査周期別、調査系統別等)で集計している。このため、この欄の合計数と、図表48における「オンライン調査導入統計調査数」の合計数とは一致しない。

(注2) 本表における「個人・世帯」、「事業所・企業」、「教育機関」及び「行政機関」の種別は、それぞれ、主な調査客体の属性を記載している。「教育機関」は学校又は社会教育施設を、「行政機関」は国、地方公共団体などを指し、「事業所・企業」は「教育機関」及び「行政機関」以外の事業所・企業に報告を求めるものを指す。

なお、一つの報告単位において、複数の属性が該当する場合には、調査客体数が最も多いものに分類されている。

オンライン調査が導入されている基幹統計調査のうち、企業系調査のオンライン回答率は、令和7年（2025年）3月末現在の単純平均値で55.2%、世帯系調査のオンライン回答率は同26.1%となっている（図表51参照）。

図表51 基幹統計調査のオンライン回答率の推移 ^(注6)



(注1) 主に事業所・企業を対象とした基幹統計調査（主に行政機関又は教育機関を対象とした基幹統計調査を除く。）。以下同じ。

(注2) 主に個人・世帯を対象とした基幹統計調査（地方公務員給与実態調査を除く。）。以下同じ。

(注3) 各基幹統計調査（調査系統等が複数ある場合は、各府省から報告があった単位で分割）のオンライン回答率の単純平均。なお、その年に調査を実施していない調査や、実施されていても回答調査客体数が確定していない調査は、直近調査の値を使用している。

(注4) 世帯系調査の令和5年（2023年）の数値には、一部の都道府県のみオンライン調査が導入された統計調査を含む（回答率の分母は全都道府県としている）。当該統計調査を除くと、オンライン回答率は21.9%となる。

(注5) 令和5年（2023年）から、他計式調査で統計調査員等がオンラインで回答を送信する調査方法も「オンライン調査」として計上していることから、時系列比較をする際は注意を要する。

(注6) 令和元年（2019年）から令和5年（2023年）までの値は各年12月末現在。令和6年（2024年）の値は令和7年（2025年）3月末現在

また、オンライン回答率向上に向けた取組として、各府省から報告があったもののうち、主なものは図表52のとおりとなっている。

図表52 オンライン回答率向上に向けた取組事例

区分	統計調査名	取組事例
電子調査票に関連した取組	情報通信業基本調査	・自動計算機能、エラー該当箇所の明示機能の付与
	建設工事進捗率調査	・紙調査票では記入前に手計算が必要となる一部の入力項目について、Excel電子調査票では自動計算を用意
	雇用の構造に関する実態調査	・HTML形式による電子調査票の開発 ・回答不要事項の明示機能等の付与
	国民年金被保険者実態調査	・スマートフォン・タブレットからの回答、エラーメッセージ表示機能の付与
回答方式等に関連した取組	消費動向調査	・これまでオンライン回答は2か月目以降の継続世帯のみであったところ、令和7年（2025年）3月調査から新規調査世帯もオンライン回答を可能とした。
	住宅・土地統計調査	・一時回答自動保存機能の導入、変更後パスワードの初期化に対応
	食品流通段階別価格形成調査（青果物調査）	・電子メールから政府統計共同利用システムの利用への変更
調査関係書類等に関連した取組	経済構造実態調査（製造業事業所調査）	・前回オンラインで提出してきた客体には、紙調査票を送付せずオンライン調査票のログイン情報を通知
	法人企業統計調査	・オンラインパンフレットやHPの掲載内容の見直し
	民間事業者等における内部通報制度の実態調査	・調査票配付時・回答督促はがきにオンライン回答用の二次元コードを記載
	社会保障・人口問題基本調査（人口移動調査）	・オンライン回答システムにログインする際のパスワード設定に際し、判読が困難で誤読の可能性の高い英数字を除外
オンライン回答を支援する取組	労働災害動向調査	・タブ順の整理、前年調査の状況を踏まえた自動審査を含むUIの改善、「オンライン調査利用ガイド」の改善等
	ガス事業生産動態統計調査	・オンライン提出事業者のうち取り込みエラー事業者へのフォロー（毎月） ・提出リストを毎回確認（毎月）
	東京都市圏物資流動調査	・回答不要な調査事項のジャンプ機能、明示機能等の付与、分かりやすいエラーメッセージの表示機能の付与により回答がしやすい調査票を作成している。実査本部を設置し電話問合せ時にオンライン回答方法の説明を実施している。
	国民生活基礎調査	・基本情報のプレプリント ・問の解説ボタンやエラーメッセージの表示機能の装備 ・簡易的な論理チェックなどの審査機能の装備 ・オンライン回答の手引きの配布・改善
その他	雇用動向調査	・オンライン回答状況の詳細な分析（産業別、規模別等）
	医療施設調査（静態調査）	・アンケート、ヒアリング等によるオンライン調査に係る意見、要望の把握
	犯罪被害実態（暗数）調査（安全・安心な社会づくりのための基礎調査）	・調査結果について、調査委託した民間業者から提出されたデータについての確認及び分析作業を行った。

また、新たに実施することを検討しているオンライン回答率向上に向けた取組として、各府省から報告があったもののうち、主なものは図表53のとおりとなっている。

図表53 新たに実施することを検討している取組

- ・オンライン回答に必要な調査書類のみを事業所に先行送付し、その後、オンライン回答がなかった事業所及び調査員が現地で把握した事業所（名簿にない事業所）に対して紙の調査票を配布する。
- ・チャットボットの導入（調査対象世帯からの問合せに対応）
- ・マクロ無しExcel調査票の導入
- ・過去オンラインで回答した者への調査票送付を取り止め、ログイン情報を通知する取組について、対象者を拡大する。

基幹統計調査において、オンライン回答率向上に対して影響を与えている固有の事情として、各府省から報告があったもののうち、主なものは図表54のとおりとなっている。

図表54 オンライン回答率向上に対して影響を与えている固有の事情（注）

- ・本調査のPC利用率は47.1%となっており、回答者におけるPC利用環境が普及していない状況にある。また、この背景要因には、70歳以上の事業主の割合が46.0%と、高齢の回答者の割合が高いことにあるため、今後もオンライン回答率を飛躍的に向上させることは難しいと考えている。
- ・当該調査の結果における世帯類型については、約3割程度を高齢者世帯が占めており、オンライン回答率を飛躍的に上げるのは難しい状況にある。
- ・調査対象が小規模事業所であることを踏まえ、調査精度の確保等のため、調査計画上、調査員調査が原則としている。ただし、報告者の要望若しくは事情等がある場合又は災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合に限り、オンライン回答又は郵送調査を可能としている。
- ・小規模事業所などではパソコン利用率が低く、記入人数が少ない事業所だと、紙で提出する方が効率が良い等の理由や、推奨されたセキュリティレベルでないなど、飛躍的にオンライン回答率を上げるのは難しい状況にある。
- ・高齢の方が多く、オンライン回答率を飛躍的に上げるのは難しい状況にある。
- ・調査客体について、65歳以上の経営主の割合が高く、増加傾向にある。
- ・回答に当たっては、複数の部署、担当者で回答することがあることや、社内稟議の際に紙の様式が必要になることなどから、紙の調査票のニーズが一定数ありオンラインの回答率を飛躍的に向上させるのは難しい状況にある。
- ・毎年、調査対象の多くが入れ替わるため、オンライン回答が定着しない。

（注） オンライン回答率が8割未満の企業系調査及び5割未満の世帯系調査（いずれも基幹統計調査に限る。）のオンライン回答率向上に対して影響を与えている固有の事情として各府省から報告があったものから作成

また、オンライン調査が導入されている基幹統計調査におけるオンライン回答率について、オンライン回答率向上に対して影響を与えている固有の事情の有無別で比較した結果は、図表55のとおりとなっている。

図表55 基幹統計調査のオンライン回答率の比較（固有の事情の有無別）
（令和7年（2025年）3月末現在）

	企業系調査	世帯系調査
全調査	55.2% (n=43)	26.1% (n=12)
うち「固有の事情」なし	58.5% (n=37)	29.4% (n=9)
うち「固有の事情」あり	35.2% (n=6)	16.3% (n=3)
令和5年又は6年に実施された調査	57.2% (n=39)	28.8% (n=7)
うち「固有の事情」なし	59.7% (n=34)	38.2% (n=4)
うち「固有の事情」あり	40.1% (n=5)	16.3% (n=3)

（注1）各基幹統計調査（調査系統等が複数ある場合は、各府省から報告のあった単位で分割）のオンライン回答率（オンライン回答数／総回答数）の単純平均。「全調査」のうち、令和7年（2025年）3月末現在に実施していない調査や、実施されていても回答調査客体数が確定していない調査は、直近調査の値を使用している。

（注2）「固有の事情」の有無は、オンライン回答率向上に関して影響を与えている固有の事情について、各府省からの報告の有無により区分したもの

基幹統計調査におけるオンライン回答率を直近の調査と比較したところ、その変化幅は図表56のとおりとなっている。

図表56 基幹統計調査における直近のオンライン回答率の変化の状況
（令和7年（2025年）3月末現在）

		直近のオンライン回答率の変化 ^{（注1）}			
		0pt未満	0pt以上 5pt未満	5pt以上 10pt未満	10pt以上
企業系調査	経常調査	3	17	12	4
	周期調査	0	0	3	3
世帯系調査	経常調査	1	2	0	1
	周期調査	0	3	1	3

（注1）周期調査（調査周期が1年超の調査）については前回調査、経常調査（同1年以下の調査）については前年調査からのオンライン回答率の変化幅。前回調査においてオンライン調査を導入していない又は調査実績がない調査を除く。

（注2）オンライン調査が導入されている統計調査のうち、他計式のみで実施されている調査を除く。

ウ オンライン調査の実施形態

令和7年（2025年）3月末現在で、オンライン調査が導入されている統計調査のうち、オンライン回答に当たって、政府統計共同利用システムを用いているものは116件、各府省のシステムを用いているものは61件となっている（図表57参照）。

図表57 オンライン調査の実施形態（令和7年（2025年）3月末現在）

府省名	オンライン調査導入統計調査数	政府統計共同利用システム	各府省のシステム	政府共通ネットワーク及び総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じたオンライン調査	電子メール（民間事業者が提供するサービス）を使用した調査	政府統計共同利用システム使用率（%）
人事院	4	3	0	0	4	75.0
内閣府	17(1)	8(1)	7	1	3(1)	47.1
消費者庁	1	0	1	0	0	0.0
こども家庭庁	5	0	2	2	1	0.0
総務省	21(3)	14(3)	6(1)	1	2(1)	66.7
法務省	1	0	1	0	0	0.0
外務省	1	0	0	0	1	0.0
財務省	6(2)	3(1)	2	0	3(2)	50.0
文部科学省	22(2)	7	5(1)	4	7(1)	31.8
厚生労働省	62(3)	29	12(1)	8	18(2)	46.8
農林水産省	41(3)	24	8(1)	3	23(2)	58.5
経済産業省	20(4)	14(2)	4(1)	0	8(1)	70.0
国土交通省	47(1)	15	15	1(1)	37(1)	31.9
環境省	8(1)	2	0	0	6(1)	25.0
全体	244(8)	116(4)	61(3)	20(1)	105(4)	47.5

（注1）統計調査数は、令和7年（2025年）3月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数（5年に1度の周期調査等を含む。）。また、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて1調査として計上している（産業連関構造調査を実施している各府省の統計調査数にも1調査として計上）。

（注2）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

（注3）一つの統計調査にオンライン調査の提供機能が複数ある場合、提供機能ごとにそれぞれ1件と計上しているため、オンライン調査導入統計調査数の内訳を単純合計しても、合計と一致しない。

（注4）各府省のシステムには、各府省独自のシステムのほか、委託により民間事業者のオンライン調査システムを使用するもの及び電子政府の総合窓口（e-Gov）を使用しているものを計上している。

また、令和2年（2020年）から令和5年（2023年）までにおける政府統計共同利用システムの使用率は、図表58のとおりとなっている。

図表58 過去4年間の政府統計共同利用システムの使用率

府省名	令和2年 (2020年) (%)	令和3年 (2021年) (%)	令和4年 (2022年) (%)	令和5年 (2023年) (%)
人事院	50.0	50.0	50.0	75.0
内閣府	28.6	30.8	28.6	41.7
こども家庭庁	－	－	－	25.0

総務省	60.9	66.7	65.0	66.7
財務省	57.1	50.0	42.9	42.9
文部科学省	23.8	23.8	28.6	27.3
厚生労働省	45.6	45.9	46.8	49.3
農林水産省	55.0	60.5	57.9	57.9
経済産業省	47.1	53.3	56.5	66.7
国土交通省	20.0	23.4	25.5	29.8
環境省	16.7	20.0	20.0	16.7
全体	40.5	43.8	44.2	47.9

(注) 各年の12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査（5年に1度の周期調査等を含む。）における政府統計共同利用システムの使用状況を集計している。

（２）統計調査における行政記録情報等の活用状況

統計調査の実施にあたり、母集団情報の整備や調査事項の代替など、行政記録情報等を活用している事例として各府省から報告があったものは、106件となっている（図表59参照）。

図表59 行政記録情報等を活用している統計調査（令和6年度（2024年度）末現在）

府省名	統計調査数	うち 母集団情報の 整備	うち 調査事項の 代替	うち 欠損値補完、 審査での活用等
内閣府	7	6	1	0
こども家庭庁	4	4	0	0
総務省	8(1)	6(1)	0	2
法務省	1	1	0	0
外務省	1	1	0	0
財務省	3	3	0	2
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	20	11	10	4
農林水産省	14	10	7	0
経済産業省	8(1)	8(1)	2	1
国土交通省	35	33	13	1
環境省	5	4	1	0
合計	106(1)	87(1)	34	10

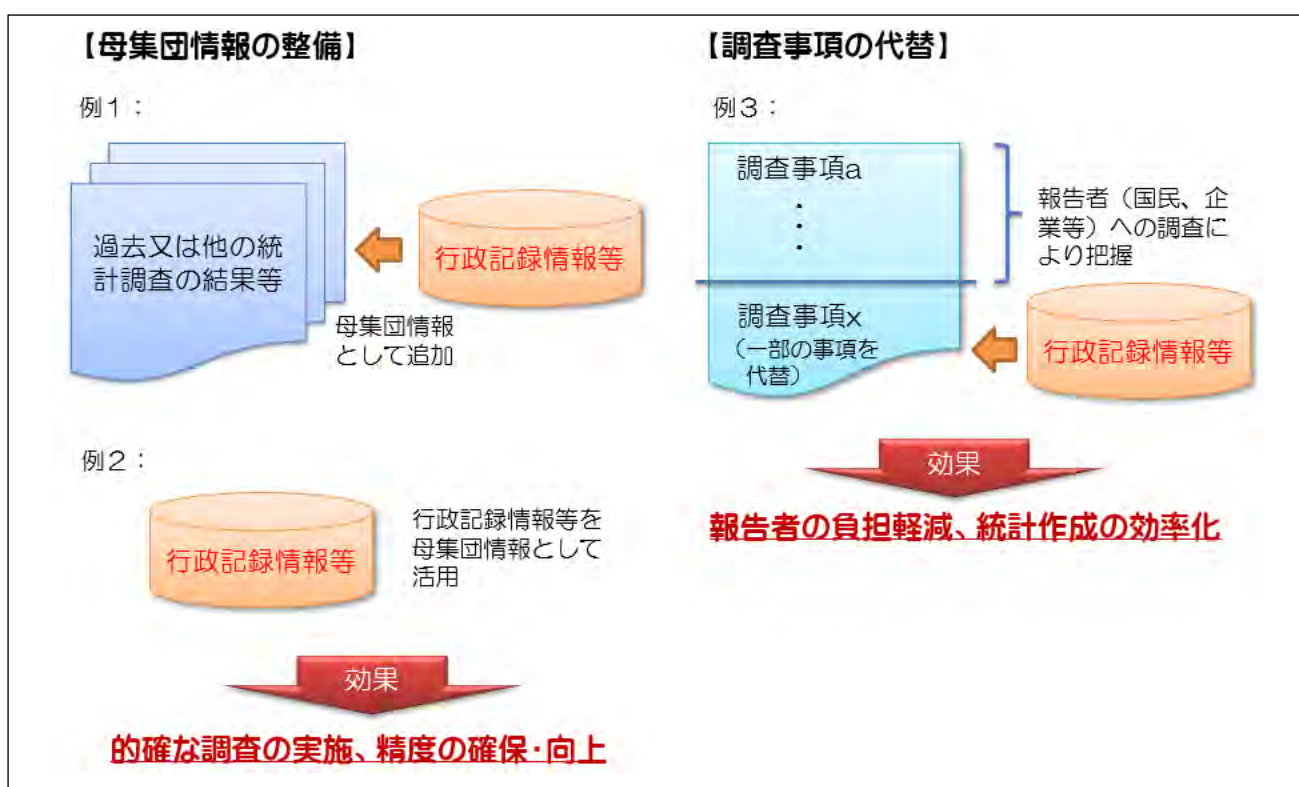
(注1) () 内の数値は、共管統計（複数の府省が共同で作成する統計）の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 統計調査の件数は、法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

(注3) 内数については、行政記録情報等の活用形態で1件と計上しているため、内数を単純合計しても、統計調査数と一致しない。

(注4) 調査事項の代替は、行政記録情報等を活用して統計調査の既存の調査項目を削減しているもののほか、元々統計調査において回答を求めていなかった場合に行政記録情報等を活用しているものを含む。

(参考) 図表60 統計調査における行政記録情報等の活用形態



また、上記106件について、活用している行政記録情報等の保有機関別に分類すると、図表61のとおりとなっている。

図表61 行政記録情報等の保有機関別の活用状況

(令和6年度(2024年度)末現在)

行政記録情報等の保有機関別の活用状況	件数
調査実施府省が自ら保有する行政記録情報を活用 (x)	40
調査実施府省以外の府省が保有する行政記録情報を活用 (y)	5
地方公共団体等が保有する業務記録情報を活用 (z)	42
xyzのうち、2つ以上に該当	19
合計	106

(注) 件数は、法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

(3) ビッグデータ等の利活用の状況

令和7年(2025年)3月末現在で、民間企業等が保有するビッグデータ等^(注)を経常的に活用している統計等として各府省から報告があったものは11件となっている(図表62参照)。

(注) 「ビッグデータ等」とは、ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量の民間企業等が保有するデータ全般を指す。

図表 62 民間企業等が保有するビッグデータ等を経常的に活用している統計等の例

統計等の名称 【作成機関】	ビッグデータ等の名称	ビッグデータ等を活用する際の形態
小売物価統計調査（構造編） 【総務省】	・POSデータ ・インターネット通信販売の価格	当該データを用いた分析集計資料を作成
消費者物価指数（CPI） 【総務省】	旅行サービスに係るインターネット通信販売の価格	品目別価格指数
農林業センサス 農山村地域調査 【農林水産省】	・各種施設の位置情報（地図） ・道路ネットワーク情報 ・公共交通の時刻表情報	農山村地域調査の調査事項の一部代替
作物統計調査 【農林水産省】	人工衛星データ（降水量、地表面温度、日射量、植生指数等）	水稻の作柄概況を示す参考データとして活用
6次産業化総合調査 【農林水産省】	ウェブサイト上にある情報	6次産業化総合調査の母集団情報の補正
商業動態統計調査 【経済産業省】	POSデータ	・丁2調査票について、報告を求めるために用いる方法の一つとして、選択肢に追加 ・丁2調査の調査対象は、紙やオンライン等による提出に代えて、報告を求める事項を把握できるPOSデータ等を経済産業省が契約する民間事業者を提供 ・民間事業者は、POSデータ等を報告を求める事項に組み替えた結果を経済産業大臣に提出
大都市交通センサス 【国土交通省】	交通系ICカードの一件明細データ	鉄道利用者調査について、従前は駅で調査票を配布し実際の利用者から報告を得ていたところ、鉄道事業者から提供を受けたICカード情報を基にした調査に変更

（注）本表には、ビッグデータの利活用に関して基本計画に具体的な措置、方策等が盛り込まれた第Ⅲ期基本計画の計画期間以降（平成30年度（2018年度）～）の事例を掲載している。

7 国際比較可能性の向上、国際貢献等

(1) SDGグローバル指標の公表状況

持続可能な開発目標（SDGs）のためのグローバル指標の枠組みは、平成29年（2017年）に国連統計委員会で合意された後、同年の国連総会で採択されたものである。

我が国では、令和6年（2024年）10月及び令和7年（2025年）3月のSDGs推進本部幹事会において、新たに計7つのグローバル指標の作成方法等が決定され、全248指標（当時）のうち174指標が公表済みとなった。指標の算出値等は、外務省ホームページ（JAPAN SDGs Action Platform（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>））において公表されている。

(2) 国際貢献の状況

令和6年度（2024年度）には、5府省から延べ103人の職員が34の国際会議に出席し、議論への参加、発表等を行った。また、令和6年度（2024年度）現在において、6府省が11の国際機関・国に延べ27人の職員を派遣し、2府省が33か国から延べ82人の研修生を受け入れている（テレワークによる派遣・受入れを含む。）。

国民経済計算の新たな国際基準（2025SNA）については、関連する国際会議等に出席し、データの資本化に関する先行試算の取組等、我が国の研究事例を発表し、国際的な議論に貢献した。また、2025SNAが採択された令和7年（2025年）3月の国連統計委員会に出席し、SNAの本体系に影響を与える主要な事項について、2025SNAが導入される前に、各国における推計方法や実験的な推計結果が共有され、必要に応じて再検討がなされることを要望する旨の発言を行った。

国際連合アジア太平洋統計研修所（SIIAP）に対して、昭和45年（1970年）の設立以来、現金及び現物の寄与を通じた研修への協力を行っており、令和6年度（2024年度）については、対面及びオンラインでの研修を実施し、151か国・地域等、合計4,079人に対して研修を実施した（資料18参照）。

このうち、SDGsのモニタリングのための公的統計の理論と実務コースにおいては、総務省統計局をはじめ関係府省から職員を派遣し、国勢調査や経済センサス、人口動態統計等について我が国の統計に関する講義を実施した。

【別編「基本計画 事項別推進状況」】

※ この「別編」には、基本計画別表「今後5年間に講ずる具体的施策」に掲げられた事項の令和6年度（2024年度）における推進状況（取組実績）を掲載している。

※ 「具体的な措置、方策等」欄における「◎」は基幹統計に係る事項を、「○」はその他の公的統計に係る事項（基幹統計を含む公的統計全般に共通した事項を含む。）を示す。

※ 「実施済等の別」欄の各類型は、令和6年度（2024年度）末時点での検討状況及び進捗状況に対する各府省の自己評価の結果を表す。各類型の内容は以下のとおりである。

- ・実施済：令和6年度（2024年度）末までに、基本計画の内容に沿った所要の措置を終えたもの
- ・実施済（課題あり）：令和6年度（2024年度）末までに、基本計画の内容に沿った所要の措置を終えたもののうち、その検討結果や実施過程において課題等が残されているもの
- ・継続実施：基本計画で求められている事柄の性質上、期限は設けられていないが継続的・段階的な措置・取組が必要なもの
- ・実施・検討予定：令和6年度（2024年度）末までに実施済には至らなかったものの、引き続き実施・検討が行われるもの

※ 「令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況」欄に担当府省名が【 】で記載されていない場合、当該取組の担当府省は、「担当府省」欄と同一である。

【基本計画 事項別推進状況】

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
第2 国民経済 1 計算の精度向上・充実 (2) 令和12年度（2030年度）に向けた取組：二つの柱（① Q E から基準改定に至る、それぞれの段階で精度の向上 ② 産業連関表及び国民経済計算のS U T 体系への計画的移行）	1	◎ Q E の精度向上に向けて、供給側推計品目の細分化、共通推計項目の拡充などを含む推計方法の包括的な見直しを推進する。また、新型コロナウイルス感染症の影響への一連の対応（1次Q E の特殊補外、季節調整におけるダミー処理、年次推計における一部品目の配分比率の見直し）について、必要に応じ、データ蓄積を踏まえて検証する。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。可能なものについては令和7年度（2025年度）末までに結論を得る。	・ Q E の精度向上に向け、供給側推計品目について、第1段階として、令和4年（2022年）7～9月期四半期別G D P 速報（2次速報値）から家計消費への影響が大きい品目についての細分化を行った。引き続き第2段階として、商業マージンを中心として、基礎統計の利用可能性をはじめ細分化の妥当性を令和6年度に検証し、その結果について、令和7年（2025年）4月の第40回国民経済計算体系系的整備部会において報告の上、令和7年度（2025年度）中に実施予定の次期基準改定時に実施を予定している。 新型コロナウイルス感染症の影響にかかる対応について、第IV期基本計画に先立つ令和4年（2022年）末から、一部の品目について、業界統計等を用いた1次Q E における補外方法を通常の補外方法として採用するとともに、令和5年（2023年）末に実施した令和4年度（2022年度）国民経済計算年次推計では、固定された配分比率では捉えられない直近の経済構造の変化を反映するよう、各種統計等を活用し、配分比率の見直しを行った。また、季節調整におけるダミー処理については、予測系列を用いた異常値処理方法に関し、感染拡大以外の経済的ショックによる影響がみられる期間や、経済的ショックが見られないと思われる期間における有効性の検証を行い、令和5年（2023年）10月の第35回及び令和6年（2024年）10月の第39回国民経済計算体系系的整備部会において報告した。同部会での議論を踏まえ、令和6年（2024年）末の令和6年（2024年）7～9月期四半期別G D P 速報（2次速報値）以降、当面の間、速報期間の異常値設定にかかる信頼区間を99%としている。今後とも引き続き、同部会での議論も踏まえつつ、検討を行う。	継続実施
	2	○ 報告者負担軽減と有用なデータ確保の両立を図るために、法人企業統計・附帯調査の調査事項のうち、1次Q E 推計の改善に資すると考えられる事項について、法人企業景気予測調査の活用可能性の検証を行い、その結果を踏まえ、法人企業景気予測調査の調査項目の見直しについて検討し、早期に結論を得た上で、必要なQ E 推計の検証を行う。調査項目の見直しに当たっては、法人企業統計・附帯調査に係るこれまでの検討状況並びに法人企業景気予測調査における過去の見直しの経緯を踏まえる。 ◎ また、上記を含め、1次Q E の民間企業設備及び民間在庫変動の推計手法の改善に係る研究を進める。	財務省、内閣府	法人企業景気予測調査の関連については令和5年度（2023年度）から実施し早期に結論を得る。1次Q E の推計手法の関連については令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 1次Q E の民間企業設備の推計方法の改善については、全国企業短期経済観測調査（短観）及び法人企業景気予測調査を用いた試算の改善について、令和4年（2022年）7月の第2回統計委員会企画部会第1ワーキンググループ会合において、第IV期基本計画の策定に先立って報告した。また、1次Q E の在庫変動の推計方法の改善については、法人企業景気予測調査の原材料在庫B S I を用いた推計方法を検討し、その試算結果を国民経済計算体系系的整備部会に3度にわたり報告した。同部会での議論やこれまでの民間在庫変動の推計手法等に係る検討、研究を進めている。	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	3	◎ 営業余剰・混合所得及び雇用者報酬に係る推計手法の改善等を通じて、年次推計における分配面の精度向上を図るとともに、分配面の四半期GDP速報について、これまで統計委員会に報告された推計方法の改善に係る検討や試算値の作成をできるだけ速やかに進め、参考系列としての公表可否、可とする場合における公表方法等について結論を得る。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。四半期速報については令和7年度（2025年度）末までできるだけ早い時期に結論を得る。	- 年次推計における分配面の精度向上については、雇用者数推計の精緻化に向けた検討を行った。令和7年（2025年）4月の第40回国民経済計算体系の整備部会に報告した。 - 分配側系列の四半期速報（分配QNA）については、令和5年（2023年）3月の第33回国民経済計算体系の整備部会への報告及び同部会の議論を踏まえ、新たな試算を行うとともに推計方法の精緻化等を詳述した論文を令和6年（2024年）3月に公表し、同論文の内容について、令和6年（2024年）4月の第37回国民経済計算体系の整備部会に報告した。同部会での議論も踏まえ、令和7年（2025年）4月の第40回国民経済計算体系の整備部会において、季節調整系列の試算結果、補助金の推計方法の精緻化に関する検討、今後の公表方法案について説明した。	実施・検討予定
	4	◎ 第一次年次推計から基準年推計に至る推計手法のシームレス化について、令和7年度（2025年度）中に実施予定の次期基準改定における基準年推計との整合性を図りつつ、改定差の縮小に向けて検討する。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 令和5年（2023年）末の令和4年度（2022年度）国民経済計算年次推計から、サービスの出荷額推計のうち一部の品目について、基準年推計に用いる「経済センサス-活動調査」の中間年版としてシームレス化が図られた「経済構造実態調査」の利用を開始した。それに先立つ、令和5年（2023年）10月の第35回国民経済計算体系の整備部会において、同方針を報告。 - 令和7年度（2025年度）中に実施予定の次期基準改定においては、サービス分野の品目について生産物分類を踏まえた見直しを行うとともに、「経済構造実態調査」の利用品目を拡大する方向で検討中。令和7年（2025年）4月の第40回国民経済計算体系の整備部会において、報告した。	継続実施
	5	◎ 令和2年産業連関表における教育の中間投入構造の推計について、令和4年度（2022年度）の検討を踏まえ、行政記録情報を用いた推計精度の向上を図る。	文部科学省	令和5年度（2023年度）に実施する。	令和4年度（2022年度）に実施した自治体の決算資料を用いた公立学校に関する費用の調査から得られたデータを基にした推計方法を取り入れ、投入値の推計精度の向上を図った。	実施済
	6	◎ 産業連関表（取引基本表）について、引き続き経済センサス-活動調査の利活用拡充を図りつつ、サービス分野のSUT体系移行に取り組み、令和2年産業連関表（取引基本表）とともに、SUTを作成・公表する。	産業連関表作成府省庁	令和6年度（2024年度）末までに実施する。	産業連関表（取引基本表）、SUT（供給表、使用表）について、いずれも令和6年（2024年）6月に作成・公表した。	実施済
	7	○ 生産物分類については、令和8年経済センサス-活動調査、産業連関表及びSUT等への適用を図るため、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえて必要な見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備する。	総務省	令和5年度（2023年度）末までに実施する。	生産物分類については、日本標準産業分類（第14回改定）の改定内容等を踏まえた見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備し、「生産物分類（2024年設定）」を令和6年（2024年）3月18日に決定（総務省政策統括官（統計制度担当）決定）し、公表した。	実施済
	8	◎ 令和7年産業連関表について、産業分類や生産物分類、基礎統計の状況を踏まえ部門の見直しなどを行い、全面的なSUT体系移行に取り組む。	産業連関表作成府省庁	令和6年度（2024年度）から実施する。	令和6年度（2024年度）以降、令和2年産業連関表の推計の状況等を踏まえ、令和7年（2025年）産業連関表の見直し・検討を行う予定である。	実施・検討予定

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	9	◎ 令和8年経済センサス-活動調査とサービス産業・非営利団体等調査の実施に当たっての連携強化について検討する。	総務省、経済産業省	令和6年度（2024年度）末までに結論を得る。	- 令和8年（2026年）経済センサス-活動調査とサービス産業・非営利団体等調査の連携強化について、実施方法を中心に関係各所と検討を行った。 - これを踏まえ、令和8年度（2026年度）に実施予定のサービス産業・非営利団体等調査の回収率・精度向上を目的として、令和8年（2026年）経済センサス-活動調査の最新の名簿情報を提供する予定である。	実施済
	10	◎ これまでの経済構造実態調査やサービス産業・非営利団体等調査の実施状況等を踏まえつつ、これらの費用項目の整合性の向上について検討する。	総務省、経済産業省	令和7年度（2025年度）末までに結論を得る。	- 令和3年度（2021年度）に実施したサービス産業・非営利団体等調査の各費用項目における回答状況を分析した。 - 経済構造実態調査やサービス産業・非営利団体等調査の費用項目の整合性の向上については、両調査の実施状況や上記分析等を踏まえて、令和7年度（2025年度）に検討する予定である。	実施・検討予定
	11	○ 令和7年（2025年）を対象とする産業連関構造調査などについて、SUT体系移行にも踏まえ不足する分野の拡充を図るとともに、サービス産業・非営利団体等調査を軸とした見直しについて検討する。	産業連関表作成府省庁	令和6年度（2024年度）から実施する。	令和6年度（2024年度）に、財分野を含めたSUT体系への全面移行に向け、産業連関構造調査の調査項目等の見直しのため、調査研究を実施した。今後必要に応じて調査研究を実施し、サービス産業・非営利団体等調査を軸とした見直しについて検討する見込みである。	継続実施
	12	◎ 建設に係るアウトプット型デフレーターについて、統計委員会に報告された一連の研究成果等を踏まえ、残された課題の検討を進め、国民経済計算の次期基準改定における実装を目指す。また、小売サービス（マージン）の価格の把握方法について、統計委員会に報告された研究成果及び令和4年（2022年）以降の経済構造実態調査の結果を踏まえ、国民経済計算における実装に向けた研究を進める。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。建設については令和7年度（2025年度）末までに結論を得る。小売サービスについては令和7年度（2025年度）から作業を本格化する。	- 建設に係るアウトプット型デフレーターについては、令和4年（2022年）8月の第4回統計委員会企画部会第1ワーキンググループ会合において、付加価値勘案法を用いたデフレーターの次期基準改定での実装を目指して引き続き検討を進めることとされ、これを踏まえて令和6年（2024年）3月の第36回国民経済計算体系的整備部会において、残された課題の検討結果と併せて推計結果及びGDPへの影響試算を提示し、同年4月の第37回国民経済計算体系的整備部会において、マークアップ率を50%反映させる方法で実装することが決定した。 - 小売サービス価格については、日本銀行が統計委員会に報告した研究成果及び令和4年（2022年）以降の経済構造実態調査の結果を踏まえて、国民経済計算における実装に向けた研究を進めた。	実施・検討予定
	13	◎ 1次Q Eの公表前倒しの可能性について、海外の推計手法、基礎統計等の公表時期や早期化の可能性、推計精度への影響、次期基準改定に向けた推計方法の見直しに係る検討状況等を踏まえ、研究を進める。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施し、令和7年度（2025年度）から作業を本格化する。	- 海外の推計手法、推計精度への影響等を検討するため ①主要国の推計手法のリサーチ、②早期化した場合の推計精度への影響をつかむため、諸外国にならって各早期化段階ごとの『基礎統計のカバー率』の試算等を行い令和6年（2024年）3月の第36回国民経済計算体系的整備部会に報告した。 - 同部会での議論も踏まえ、1次Q Eの早期化のために、公表の早期化等が必要となる基礎統計のリスト化、基礎統計が利用できなくなる項目について、補外方法又は利用を取りやめることの検討を行い、同年10月の第39回国民経済計算体系的整備部会に報告した。今後、同部会での議論を踏まえ、引き続き検討を行う。	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(3) 未来に向けた先行投資	14	◎ 制度部門別勘定の更なる整備について、海外の状況や国内の研究、ニーズを踏まえつつ検討し、次期基準改定までを目的に結論を得る。	内閣府	令和7年度（2025年度）中に結論を得る。	令和5年（2023年）6月の第34回国民経済計算体系の整備部会において、総務省統計委員会担当室から、総務省が所管する基礎統計の利活用の可能性や海外の状況について報告。同部会での議論も踏まえ、令和6年（2024年）7月の第38回国民経済計算体系の整備部会において、令和7年度（2025年度）中に実施予定の次期基準改定において、所得支出勘定及び資本勘定における四半期系列の整備について報告。引き続き公表に向け推計手法等の検討を行う。	実施・検討予定
	15	◎ 国民経済計算体系における経済のデジタル化のよりの確な把握について、海外の状況や国内のデータ整備状況等を踏まえつつ、更なる検討を進める。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。	令和7年（2025年）を目的に策定予定の国民経済計算の新たな国際基準で勧告される予定のデータの資本化に関して、データ、データベース及びデータ分析のフロー計数の試算を行い、令和5年（2023年）5月に報告書を作成及び公表した。また、データ及びデータベースの実質ストック額の試算を行い、令和6年（2024年）8月に報告書を作成及び公表した。さらに、各国の統計機関、国際機関のSNA専門家等で構成されるデータの資本化に関する国際タスクチームに参画し、試算結果を共有するなどして国際的なデータ資産に関する推計方法の開発に向けて議論を深めた。	継続実施
	16	◎ これまでの内閣府の研究に基づき、脱炭素の観点から経済活動の環境への影響をGDPに反映させる指標の研究を行うとともに、そのために必要な温室効果ガス等の排出勘定の研究・整備を関係省庁と連携して進め、成果を公表する。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。	温室効果ガスや大気汚染物質の排出削減努力をGDPに反映させる汚染調整経済成長率や、そのために必要な大気排出勘定の試算を行い、研究の成果を令和6年（2024年）2月に公表した。	実施済
	17	◎ 令和7年（2025年）を目的に策定予定の国民経済計算の新たな国際基準（2025SNA（仮称））策定に向けた国際議論に引き続き積極的に関与するとともに、できる限り速やかにその実装を図るため、基礎的な検討を着実に進める。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。	2025SNAの策定に向けて国連等が作成する事項別論点ペーパーや、それらを統合した勧告事項リストについて、関係機関と連携しつつ意見表明を行うとともに、我が国の研究事例について国際会議で随時発表を行うなど、国際議論へ積極的に参画した。同時に、2025SNAの採択後の実装に向けた検討を進めた。具体的には、我が国の先進的な研究事例としてマーケティング資産へのフローの投資に関する試算を令和5年（2023年）11月の国際会議で発表したほか、データの資本化等の主要な検討課題の実装に関する課題を検討するための国際的なタスクチームにも参画している。 - また、こうした国際議論の動向と我が国の研究事例等について、令和5年（2023年）6月の第34回国民経済計算体系の整備部会及び令和6年（2024年）7月の第38回国民経済計算体系の整備部会に報告した。 - さらに、令和6年度（2024年度）においては、2025SNAの草案や実装戦略、推計ガイダンス案について、関係機関と連携しつつ意見表明を行った。 - なお、令和7年（2025年）3月には、国連統計委員会において、2025SNAを国民経済計算の新たな国際基準とすることが採択され、その概要を同年4月の第40回国民経済計算体系の整備部会において報告した。	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
2 経済統計の体系的整備の推進 (1) 経済構造を把握する統計の整備	18	○ 医療、介護、教育の質の変化を反映した価格の把握手法について、統計委員会に報告された一連の研究成果及び国際的な議論の進展を踏まえ、実現可能性を含めて検討する。	内閣府、関係府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 医療、介護の分野は、統計委員会に報告された一連の研究成果及び国際的な議論の進展を踏まえ、引き続き実現可能性を含めて検討する。 ・ 教育の分野については、令和4年度（2022年度）統計法施行状況報告において、現時点では相当程度困難との報告を行った。	実施・検討予定 (医療・介護に 実施済（教育につ いて）
	19	◎ 次回（令和8年）経済センサス-活動調査について、SUT体系への移行に係る検討状況や、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等を検討する。	総務省、経済産業省	令和8年経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る。	・ 国民経済計算のSUT体系への移行に向けた対応について、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等の検討を行った。それを踏まえ、SUT体系で使用する生産物分類への対応については、各府省等関係者の意見を踏まえ、令和8年（2026年）経済センサス-活動調査の品目案の策定（サービス分野の改善及び財分野の導入）を行った。 ・ なお、現在の経済構造実態調査で調査項目としている支払利息については、各府省等関係者へ確認した結果、利活用が見込めないことから、経済センサス-活動調査における採用は見送る予定である。	実施済
	20	○ 既存の統計調査、行政記録情報や民間データ等では十分に把握しきれない、電子商取引・DXやGX、企業の多国籍化などの様々な経済活動に関するデータニーズに迅速に対応して実態を把握するための新たな枠組みについて、既存統計調査の調査事項との整合性や継続性、ユーザニーズに十分に配慮しながら、総務省及び経済産業省を中心として、関係府省の協力も得つつ検討を開始する。	総務省、経済産業省、関係府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 令和6年度（2024年度）に4回開催された統計委員会デジタル部会において、統計の対象としてのデジタル化について、検討を行った。有識者からデジタル化の実態を把握する際の課題等について講演いただくとともに、総務省統計委員会担当室から電子商取引の把握の現状等について報告を行った。	実施・検討予定
	21	○ 消費者物価指数の精度向上に係る各種課題について引き続き検討を行い、その結果を統計委員会に報告する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ インターネット販売価格を含めたビッグデータ等の代替データから物価指数を作成する品目の適用範囲を拡大するため、従来調査データを指数作成に使用していた一部品目に対し、次回基準改定（2026年度予定）からPOSデータを用いた指数作成に切り替えることを目指し検討を行っている。	実施・検討予定
(2) サービス産業・企業関連統計の整備	22	○ サービス業を対象とした月次統計調査について、関連統計調査の関係整理や公表早期化の検討を引き続き進めるとともに、サービス分野の統計の一層の体系的整備を進める観点や公表早期化によって見込まれるQ Eなどの利活用ニーズの拡大にも照らし、基幹統計の整備に向けた検討を行うとともに、既存の一般統計調査との重複は正など報告者負担にも配慮した検討を行い、結論を得る。	総務省、経済産業省	令和6年度（2024年度）末までに結論を得る。	・ 総務省及び経済産業省では、既存の一般統計調査であるサービス産業動向調査（総務省所管）及び特定サービス産業動態統計調査（経済産業省所管）を統合し、新たな基幹統計調査である「サービス産業動態統計調査」（総務省所管）を令和7年（2025年）1月から実施することとした。本件は令和5年（2023年）10月に統計委員会に諮問され、同年12月の答申を経て承認された。 ・ 新調査は、上記2調査を統合することで重複は正を図るとともに、従業者数に係る調査項目を見直すなど報告者負担の軽減を図り、現行のサービス産業動向調査よりも公表時期の前倒しをして、利活用の拡大を図ることとした。	実施済

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(3) 経済統計作成の改善に向けた取組	23	○ 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計調査の整備・改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用を含め、引き続き精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上に努める。	経済産業省	令和5年度（2023年度）から実施する。	第3次産業活動指数については、サービス産業動向調査（総務省）と特定サービス産業動態統計調査の見直しの状況も踏まえ、令和2年（2020年）基準改定における採用系列の検討等を引き続き行ったことに加え、令和5年度（2023年度）に実施した令和2年（2020年）基準改定に係る有識者で構成される研究会での精度や利便性の向上を図る課題対応の検討結果を踏まえ、令和2年（2020年）基準改定作業を着実に実施した。	継続実施
	24	◎ 法人企業統計調査における欠測値の補完方法の改善について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、引き続き、検討する。	財務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 学識経験者を交えた研究会を開催し、大きな景気変動があった時期を含めて検証した結果、欠測企業の補完値に過去データを利用することの有効性は確認された。 - そのため、法人企業統計の調査結果を集推計するシステムに對し、上記の欠測値補完機能を追加するためのシステム改修にかかるとの契約手続を進めているところである。	実施・検討予定
	25	◎ 経済センサス・活動調査の中間年における事業者母集団データに関する事業者の負担や地方公共団体・統計調査員の事務負担にも配慮しつつ、事業所・企業の基本的事項の更新範囲や頻度を高めることについて、経済センサス・基礎調査の見直しを含めて検討を行う。	総務省	令和6年度（2024年度）経済センサス・基礎調査の企画時期まで結論を得る。	経済センサス・活動調査の中間年における事業者母集団データベースの更なる整備・充実を図るため、有識者を交えた「事業者母集団データベース更新の方向性（更新頻度や範囲）」を踏まえて、経済センサス・基礎調査の調査計画について、令和5年（2023年）3月に総務大臣への承認申請を行い、同年6月に承認された。	実施済
	26	○ 企業を対象とした統計調査について、引き続き、各統計調査の役割分担について検討するとともに、重複は正等の取組を推進する。	総務省、関係府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 令和6年（2024年）経済センサス・基礎調査では、事業所・企業の負担軽減を図るため、同時期に実施される「経済構造実態調査」及び「個人企業経済調査」と一体的に調査を実施し、重複する調査事項については基礎調査への回答を不要とした上で、それぞれの調査から基礎調査へ回答内容のデータ移送を実施することとした。【総務省（統計局）】 - また、事業者母集団データベースを利用した重複は正等の措置を継続して実施しており、令和6年度（2024年度）は、100%の統計調査で重複は正が実施されている。（重複は正の実施状況の詳細については、第3部1（8）重複は正及び調査履歴登録の実施状況 参照）【総務省（政策統括官）】 - 令和6年度（2024年度）、経済産業省所管3統計調査（経済産業省企業活動基本調査、海外事業活動基本調査、海外現地法人四半期調査）について、報告者負担軽減及び利活用状況の検証等のため調査研究事業を実施。報告企業のヒアリングも実施した上で、有識者の意見も聴取し検討を行っている。【経済産業省】	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
3 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備、国際比較可能性の向上、国際貢献	27	○ 企業の特性（外資比率等）と輸出入行動を関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースの収録情報の接続の可能性を検証した上で、行政手続への影響や個別企業の情報の秘匿といった観点を含め、その作成可能性を検証・検討する。	財務省、総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 事業所母集団データベースの法人番号について、共通キーとしての利用可能性の検証を進め、技術的な課題の整理を行っている。	実施・検討予定
(1) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	28	○ 海外現地法人の活動をより正確に把握するため、引き続き、海外事業活動基本調査の母集団名簿の整備、充実に向けた検討を行う。	経済産業省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 海外事業活動基本調査の名簿情報に関する民間情報について検証を実施したが、母集団情報の拡充に関する新たな情報は得られていない。引き続き、名簿情報のあり方について検討する。	実施・検討予定
(2) 国際比較可能性の向上、国際貢献	29	○ 統計委員会や各府省と連携を図り、引き続きSDGグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。	内閣官房、総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ （第3部7（1）SDGグローバル指標の公表状況 参照）	継続実施
	30	○ 統計委員会の知見を活用するとともに、W E B会議システムやテレワークなども活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の恒常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所（S I A P）の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ （第3部7（2）国際貢献の状況 参照）	継続実施
	31	○ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間と連携し、政府全体としての国際機関へのデータ提供や情報発信の拡大、国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有の強化に向け、総務省が主催する「国際統計に関するワーキンググループ」において、統計データの提供拡大に向けた検討を重点的に行っていくなど検討体制の充実を図る。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 総務省が取りまとめた各府省等の国際機関へのデータ提供実績について、「国際統計に関するワーキンググループ」構成府省等を含む各府省等間で共有し、国際機関に対する統計データの提供拡大に向けた検討体制の充実を図った。 また、統計委員会評価分科会において、我が国及び主要国における国際統計に関する課題等について、我が国及び主要国における国際機関へのデータ提供実績に関する情報に基づき、整理した情報を基に審議を行った。	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
4 人口や暮らしに関する統計の整備	32	○ 少子高齢化の進行や社会情勢の変化などを踏まえ、国民生活・社会統計に対する様々なニーズに柔軟に対応するため、関係府省が連携し、必要となる調査の実施方法等に関する研究を推進する。	総務省、厚生労働省、関係府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 関係者と協力の上、令和5年度（2023年度）から国民生活・社会統計に対する様々なニーズへの対応に係る研究を行うところ	実施・検討予定
	33	◎ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、引き続き情報収集や検討を行い、改善を図る。	厚生労働省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 総務省の調査（地方単独事業（ソフト）の決算額に関する調査※等）に関する情報収集を行い、社会保障費用統計への計上に向けた検討を進めている。令和6年度（2024年度）においては、労働関係のデータについて省内の労働部局と調整を行い、計上に向けた検討を進めている。 ※「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）の指摘（地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する））に基づき、歳出小区別に調査を実施するもの	実施・検討予定
	34	◎ 国民生活基礎調査のオンライン調査の導入について、全国導入に向けた課題の整理や必要な改善を実施の上、地域別・世帯属性別のオンライン回答状況等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行う。	厚生労働省	令和7年度（2025年度）の企画調査の企画時期までに結論を得る。	・ オンライン調査について、令和4年度（2022年度）調査から一部の都府県（埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）で先行導入し、全国導入に向けた課題の整理や必要な改善を実施の上、令和5年度（2023年度）調査から全国導入した。 令和6年度（2024年度）は、令和7年度（2025年度）調査に向け、オンライン調査の更なる改善を実施するとともに、導入後の結果への影響及び導入効果の分析を行い、令和7年度（2025年度）調査（令和6年度（2024年度）9月に諮問、同年11月の答申を経て承認）に係る統計委員会の審議過程において報告を行った。	実施済
	35	◎ 人口動態調査について、統計業務の継続性確保の観点からも、オンライン報告システムの改修等を通じたデータ収集・統計作成業務の効率化に継続的に取り組む。	厚生労働省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 令和5年度（2023年度）は、統計業務の継続性の観点から、Windows10のOS等アップデート対応及びそれに係る動作検証を行ったほか、民法改正による再婚禁止期間の廃止に伴い、審査条件の改修を行った。 令和6年度（2024年度）は、統計業務の継続性の観点から引き続き、Windows11へのバージョンアップに係る動作検証を行ったほか、民法等改正による共同親権の導入に伴い、オンライン報告システムの改修が必要となることから、離婚票の要件定義の見直し等、改修に向けた準備を行った。	継続実施
	36	○ 消費動向指数（CTI）については、家計統計を補完する消費関連指標としてより有用なものとなるよう、引き続き、取組を続ける。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 消費動向指数について、有識者を交えた「消費統計研究会」及び産官学連携の「消費動向指数研究協議会」（研究評議会）において更なる速報性と精度向上に向けた検証を行い、課題を整理するなどの検討を行った。	実施・検討予定

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
5 統計の比較可能性の確保等の取組	37	○ 日本標準産業分類については、生産技術の類似性に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた見直しとなるよう、令和5年度（2023年度）末までに改定を行う。	総務省	令和5年度（2023年度）末までに実施する。	日本標準産業分類については、生産技術の類似性の観点及び社会経済情勢に合わせた見直しを行い、令和5年（2023年）7月27日に令和5年総務省告示第256号で公示した。	実施済
	38	○ 日本標準職業分類については、国際標準職業分類の状況や職業に関する動向等も踏まえつつ、令和8年度（2026年度）末までに改定することを旨とする。	総務省	令和8年度（2026年度）末までに実施する。	日本標準職業分類については、令和8年度（2026年度）末までの改定に向け、学識経験者等の幅広い知見を交えた検討を行うことを目的に職業分類改定研究会を設置し、開催している。	実施・検討予定
	39	○ 生産物分類については、令和8年経済センサス-活動調査、産業連関表及びSUT等への適用を図るため、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえて必要な見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備する。	総務省	令和5年度（2023年度）末までに実施する。	（項目第2-1-（2）No.7 参照）	実施済
	40	○ 生産物分類のより一層の活用を促進する観点から、経済センサスの適用状況等を踏まえつつ、統計基準としての設定も視野に入れて検討を進める。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	経済センサスの担当部局との連携を引き続き図るほか、統計基準としての設定も視野に入れた検討については、今後、生産物分類を活用する予定、可能性やそれに向けた課題等について関係各府省庁等に確認を行うこと等を予定している。	実施・検討予定
	41	○ 上記までに示す各分類の改定等の作業を進めるほか、統計基準を適時・適切に見直すなどの観点も踏まえ、令和5年度（2023年度）以降においても日本標準産業分類及び生産物分類の更なる改定を見据えて取り組む必要がある。このため、両分類の課題を網羅的に整理するとともに、その内容を踏まえた改定の方向性を検討する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	日本標準産業分類及び生産物分類について、令和5年度（2023年度）までの改定作業等を通じて把握された、今後検討が必要となる課題を整理している。引き続き、必要に応じ関係各府省庁や学識経験者等との意見交換を行いつつ、課題の整理作業を進める。	実施・検討予定

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
6 統計分野の取組 (1) 雇用・労働環境に関する新たな統計の整備等	42	○ 外国人の雇用・労働に係る統計の整備のため、具体的な検討を進めつつ、新たな統計調査を実施する。	厚生労働省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の雇用の形態、賃金等の雇用管理の状況及び当該事業所の外国人労働者の学歴、入職経路、前職に関する事項等について、その実態等を産業別、規模別、在留資格別等に明らかにするとともに、今後の外国人雇用対策立案の基礎資料とすることを目的として、有識者による検討会での意見等を踏まえ、新たに「外国人雇用実態調査」を令和5年(2023年)10月から実施している。 - なお、令和5年（2023年）の調査結果については、外国人労働者に特化した、賃金や入職経路、入国費用等に関する初の調査として、令和6年（2024年）12月26日に公表した。	実施済
	43	◎ 毎月勤労統計調査について、母集団労働者数の推計方法や季節調整法の見直しなど、更なる結果精度の向上を目指し、調査の改善に取り組む。	厚生労働省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 令和6年（2024年）1月の毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ報告書において、長期にわたり変更のなかった季節調整法を新しいプログラム（X-12-ARIMA）に変更することで、これまでのプログラムでの課題が解消され、安定性を向上させる改善が期待できることが確認できたことから、令和7年（2025年）1月分から、新しいプログラム（X-12-ARIMA）に変更して季節調整値を公表した。 - 令和6年（2024年）11月に「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」を再設置し、母集団労働者数の結果精度の向上を図るため、母集団労働者数の推計で用いている雇用保険データの適用率について検討を行い、令和7年（2025年）3月7日の第3回ワーキンググループにおいて、検討結果の取りまとめを行った。 - その結果、長期にわたり変更のなかった適用率について、これまで産業・規模で一律であったものから、実績データに基づいて、毎年、産業・規模別に設定することで、現在の推計方法よりも精度向上が図られる可能性が高いことが確認された。令和7年（2025年）1月分から、産業・規模別に適用率を設定することに対応している。	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	44	◎ 船員労働統計調査については、陸上労働者との比較可能性の向上や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、母集団を把握するための統計調査との統合、調査・集計事項や調査対象の追加などの検討を早期に開始し、一定の結論を得る。	国土交通省	令和6年度（2024年度）までに結論を得る。	- 船員労働統計調査については、統計委員会の前回答申（令和3年3月12日付統計委第3号）時の「今後の課題」及び公的本計画への対応として、下記のとおり検討を行って。また、令和5年度（2023年度）中に本調査に係る調査計画の変更（e-Surveyによる報告の追加）に係る承認申請を行い、令和6年（2024年）3月28日に総務大臣の承認を受けた。 ○課題（3）及び（4）については、令和6年度（2024年度）に実施した「船員労働統計母集団等調査」（一般統計調査）に調査事項等を追加し、その結果を分析の上、第1号調査への追加を検討中。課題（1）についても、母集団等調査の結果を踏まえて引き続き検討を行い、結論を得る。 ○課題（2）については、第3号調査で「昨年1年間の特別に支払われた報酬」を把握する方向で検討。 ○課題（5）については、現時点で活用可能な行政記録情報はないことが確認されたが、今後も継続的に確認・検討する。 【統計委員会 諮問第146号の答申及び課題（令和3年3月12日付統計委第3号）（抄）】 （1）指定船舶（第1号調査）の定期的なしつ皆調査の実施の検討 （2）特殊船（第3号調査）における昨年1年間の特別に支払われた報酬の把握の検討 （3）指定船舶（第1号調査）における昨年1年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討 （4）指定船舶（第1号調査）における予備船員の調査対象への追加の検討 （5）業務報告等を活用した報告者負担の軽減	実施・検討予定
(2) 環境に関する統計の整備・改善	45	○ エネルギー消費統計について、時系列の安定化やデーターの精緻化のための課題の検討を引き続き行う。	資源エネルギー庁	令和5年度（2023年度）から実施する。	エネルギー消費統計は、我が国のエネルギー消費動向の把握等を行う上で重要な統計であり、時系列の安定化やデーターの精緻化が重要である。このため、エネルギー消費統計では、委託研究により有効性が認められた対応策（(i)標本を半数ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入、(ii)差推定の導入、(iii)時系列での外れ値排除処理の導入など）を採用することとでデーターの精緻化を進めてきた。また、委託研究を通じて、これらの効果検証を継続的に実施しており、その有効性を確認しつつ引き続き本統計の精緻化に向けて取り組んでいるところ	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(3) 観光に関する統計の精度向上	46	○ 宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査及び訪日外国人消費動向調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による観光業への影響を踏まえつつ、引き続き、調査結果の安定性の確保や精度向上に向けた検討を行う。	観光庁	令和5年度（2023年度）から実施する。	令和6年度については、精度向上に向けて令和6年度（2024年度）に層化基準の見直しに向けた調査を実施した。令和7年度（2025年度）においては前述の調査の結果を基に調査計画の見直しを実施予定である。 旅行・観光消費動向調査については、回答中に一部エラーチェック（回答の矛盾など）を実施可能なオンライン回答の推進を進めることで回答精度を向上させつつ、令和6年度（2024年度）には標本設計手法並びにサンプル数の見直しを図り、令和7年度（2025年度）調査から変更後のサンプル数での調査を開始予定。令和7年度（2025年度）においては精度向上及び負担軽減に向け、調査手法に係る検討業務を実施予定である。 訪日外国人消費動向調査については、令和6年度（2024年度）より「インバウンド消費動向調査」として調査を実施しているところ。今後も調査対象や調査方法等の見直しに向けた検討を行う。	継続実施
(4) 建設・不動産に関する統計作成の改善	47	◎ 諮問第162号の答申「建築着工統計調査の変更について（令和4年4月20日）」において示された、建築工事費調査の標本設計の見直しや調査方法の変更による影響分析といった課題について、検討を行うとともに、調査の実施状況について適時適切に報告を行う。	国土交通省	令和5年度（2023年度）から実施する。	建築工事費調査の実施状況や公表結果について、令和4年（2022年）7月に統計委員会への報告、令和5年（2023年）1月に委員懇談会で報告を行った。国土交通省に常駐している総務省統計研究所から派遣された統計品質管理官から支援を受けて調査の実施・公表を行っており、令和6年（2024年）4月の統計委員会においても、状況報告を行った。 また、調査の準備段階で使用する建築工事届の様式を定めている、建築基準法施行規則を改正し、令和6年（2024年）10月1日に公布・施行した。主な改正点として、調査対象の特定を容易にするために物件名を記入する欄を追加するとともに、建築物の用途欄について、従来は用途区分の7区分から選択していたところ、精度向上等のために建築確認申請の用途区分と同じ分類に変更した。（令和7年（2025年）1月以降に着工する建築物より適用） 上記の状況を踏まえ、調査の課題については今後統計品質改善会議において検討する。	実施・検討予定
	48	◎ 統計作成プロセス診断の結果を踏まえ、建築工事統計及び建築着工統計の業務マニュアルの整備、共有を行う。	国土交通省	令和5年度（2023年度）末までに実施する。	建築工事統計及び建築着工統計について、統計作成プロセス診断の結果も踏まえて、令和5年度（2023年度）に作業プロセスの見直し（BPR）を行った。 見直しに当たっては、まずは現状の業務フローを整理し、課題・問題点を踏まえて、新しい業務マニュアルの整備を行い、担当者だけでなく管理職員、都道府県及び受託事業者も全体業務を把握可能とした。 本件については令和6年（2024年）3月の統計品質改善会議、同年4月の統計委員会において報告済みであり、また、他省庁にも共有を行った。	実施済
	49	○ 建設総合統計の精度向上に向け、建設工事進捗率調査を実施し、同調査への建築工事費調査の活用方法について引き続き検討を行う。	国土交通省	令和5年度（2023年度）から実施する。	令和5年度（2023年度）建設工事進捗率調査を実施し、建設総合統計へ適用する進捗率について令和6年（2024年）12月20日付けで公表を行った。進捗率調査の実施にあたり、建築工事費調査を、進捗率調査における建築工事分の母集団名簿作成へ活用した。	実施済

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	50	○ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。	国土交通省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 不動産登記情報の活用方法について、令和6年度（2024年度）から標本設計や調査結果の補完等の観点から検討を開始した。	実施・検討予定
(5) 農林水産統計のデジタル技術等による改善及びE B P M推進	51	◎ 農業経営統計調査の営農類型別経営統計について、必要性の低下した調査項目の見直し・デジタルデータの活用による報告者の負担軽減と、民間委託による地方職員の労力軽減に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和5年度（2023年度）から順次実施する。	・ 農業経営統計調査の営農類型別経営統計については、経営収支等の主要な項目の把握を継続しつつ、令和6年（2024年）調査から、民間委託の導入及び調査項目の整理を行い、調査計画の変更に係る申請を実施した。 また、決算書類や販売伝票などをデジタルデータで入手する取組を実施した。 なお、生産管理ソフトデータは一部の作業等に特化した整理となっており、経営管理ソフトにより労働時間やe-Tax等を整備していることや、経営体が多岐にわたること等から、現時点では課題が多くある状況であり、引き続き活用の実現に向けて検討を進める。	継続実施
	52	◎ 作物統計調査について、人工衛星データ等を用いた先進技術や行政記録情報等の活用を通じ、統計の品質を確保しつつ、報告者の負担軽減や調査事務の簡素化、効率化に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 令和2年（2020年）調査から水稻の作柄予測に人工衛星データからの取得データ等を活用した手法を順次導入し、令和6年度（2024年度）に行政記録情報の活用による調査の効率化、民間委託化等の見直しを行った。	継続実施
	53	○ 農林水産物・食品の輸出拡大や農山漁村の活性化等といった政策課題について、客観的なデータに基づく施策の検討に資するため、統計部局が省内外の統計データ等を作成・分析し、政策部局へ提供・支援する取組を、学識者の知見も活用しながら推進する。	農林水産省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 令和4年度（2022年度）から、大臣官房統計部が省内の政策改善し、政策立案を支援するための統計等データを作成・分析し、省内に提供する取組を開始。令和5年度（2023年度）以降は、学識経験者の知見も活用しながら政策部局側と連携しつつ調査・分析を実施し、計8件の分析レポートを提供・公表。 また、平成29年（2017年）7月から統計部に「統計データ利活用サポーター窓口」を設置し、統計データの所在案内、調査票情報の提供等を実施するなど、省内の統計利用等を学識経験者の知見も活用しながら支援。	継続実施
	54	○ 農林水産統計においてオンライン回答を促す手法の効果検証を行い、回答数に占めるオンラインによる回答数の割合の向上に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 農林水産統計調査の実施に当たっては、オンライン回答の対象範囲を増やすとともに、ナッジの検証結果を踏まえたオンライン回答に誘導する資料の作成、レスポンスデザイン導入などを検討し、一部調査において実装した。	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(6) 教育に関する統計の作成プロセスの整備	55	○ 21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）の調査対象者の進学等を勘案し、関係府省との調整を含め、施策ニーズに即した今後の調査の方向性や調査内容について検討する。	厚生労働省、文部科学省	令和5年度（2023年度）末までに結論を得る。	令和5年（2023年）3月に「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に、「縦断調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、今後の縦断調査の方向性や調査内容について検討し、令和7年（2025年）1月29日の第6回ワーキンググループにおいて報告書を取りまとめ、同年1月31日に公表した。 本ワーキンググループにおいて、21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）に関する今後の方向性等について議論したところ、世代間比較を目的の一つとしていくことから、21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）と同様、高校1年等を対象とする令和8年（2026年）調査（第16回）から文部科学省を実施主体とする共管調査に変更することが適当であるという結論を得た。 一方、文部科学省においても、令和8年（2026年）調査（第16回）以降、実施主体を文部科学省とする共管調査に変更することについて、文部科学省の研究会において検討を行い、文部科学省を実施主体とする共管調査として実施していくことについて両省間で確認ができた。	実施済
	56	○ 学校を対象とした統計調査について、各学校において導入が進められている統合型校務支援システムとのデータ連携について具体的に検討するなど、引き続き、調査の効率化及び学校の更なる負担軽減に資する取組を推進する。	文部科学省	可能な限り早期に実施する。	学校を対象とした一部の統計調査において、令和5年度（2023年度）に校務支援システムから出力されるXMLデータをを用いて、一部の調査項目への取り込みを可能とする試行運用を開始した。	継続実施
	57	◎ 学校保健統計調査における調査項目や調査手法等の改善について、有識者による研究会での検討状況や必要性も踏まえつつ、引き続き取組を推進する。	文部科学省	令和5年度（2023年度）から順次実施する。	従来は脊柱・胸郭・四肢の項目をひとつにまとめて調査していたところ、研究会での議論を踏まえて令和5年度（2023年度）調査から、調査項目を分割しそれぞれの状態について把握することとした。その他の指摘事項については、当調査における必要性等を考慮しながら引き続き検討を行う。	継続実施
	58	○ 各府省は、統計調査の結果、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録する。また、機械判読可能な統計データの整備に係る各種方針を踏まえ、メタデータ提供の拡充、API機能な形式でのデータ提供の拡充、API機能に対応するための統計情報データベースでの登録を計画的に実施する。加えて、総務省と連携して、統計調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報をe-Statに登録する。なお、総務省は、上記方針を情報通信技術（ICT）の進展やユーザーニーズを踏まえて随時見直すとともに、各府省への統計データの登録に係る周知や、各府省における統計データの登録状況を確認しつつ、当該業務を引き続き支援する。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 総務省において、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充のため、登録に係る周知や各府省における統計データの登録状況の把握を行うとともに「統計情報データベース登録手順書」の提供を行った。 また、各府省の統計情報データベースのデータ整備について、問合せ対応を行うなどの支援を行った。【総務省（統計局）】 - 統計データのe-Statへの集約を引き続き行うこととしており、原則として、公的統計については、e-Statへ登録するように推進している。【総務省（政策統括官）】 （統計データのe-Statへの登録状況については、第3部2（3）政府統計の総合窓口（e-Stat）による統計情報の提供状況参照）	継続実施
	第3章 統計利活用 2 統計推進基盤の改善・強化を通じた統計の有効性の向上 保・向上 (1) 政府統計共同利用システムの活用 統計データ等の共有・提供の推進					

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(2) 調査票情報等の提供及び活用	59	○ e-Statについて、検索性の向上、データカタログ機能の追加、ユーザーインターフェースの改善を図るとともに、各府省が利用するその他の政府統計共同利用システムについても、利便性や操作性の向上、機能改善を図る。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	e-Statについて、検索性の向上に資するAI技術等の活用可能性に関する調査研究を実施した。また、e-Surveyについて、複数調査票の重複提出防止機能、メール配信型簡易調査機能、パスワード候補表示方法の改善、提出期限情報設定機能の改善等を行うとともに、その他の政府統計共同利用システムについても、機能改善を図った。	継続実施
	60	○ 独立行政法人統計センターと連携し、EBPMの推進や学術研究の発展等に資するよう、引き続き、調査票情報のオンライン利用に係る拠点施設及び統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況や利用者のニーズを踏まえつつ、調査票情報の適正管理及び秘密の保護を前提に、リモートアクセス方式による提供については、令和5年度（2023年度）の実証実験や利用・提供形態の検討の結果を踏まえ、調査票情報の二次的利用の申出手続をシステム化する政府統計共同利用システム（オンライン利用システム）を活用した提供を開始した（令和7年（2025年）3月～）。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- オンライン利用の全国的な展開に向け、大学、研究機関等の協力を得て全国に24のオンライン施設を整備するとともに、関係府省と連携して利用可能な統計調査を12府省が所管する計93調査（令和7年（2025年）3月末時点）まで拡充を図った。引き続き、オンライン施設及び利用可能な統計調査について、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、順次拡充を図る予定 - リモートアクセス方式による提供については、令和5年度（2023年度）の実証実験や利用・提供形態の検討の結果を踏まえ、調査票情報の二次的利用の申出手続をシステム化する政府統計共同利用システム（オンライン利用システム）を活用した提供を開始した（令和7年（2025年）3月～）。	継続実施
	61	○ 各府省及び独立行政法人統計センターと連携し、調査票情報に加え、統計の作成に必要なデータレイアウトや符号表等の情報の保管を支援する仕組みの構築について検討を進める。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	統計の作成に必要なデータレイアウトや符号表等の情報を含む調査票情報の二次的利用に係るメタデータの整備方針を策定し、メタデータの作成の統一フォーマットを提示するとともに、各府省の整備計画の管理及びメタデータの作成補助等の各種支援を実施した。なお、整備したメタデータを保管・利用する政府統計共同利用システム（オンライン利用システム）の運用を開始した（令和7年（2025年）3月～）。	継続実施
	62	○ 独立行政法人統計センターと連携し、調査票情報等の提供及び活用に係る利用者の利便性向上に資する観点から、より分かりやすい提供手続や利用可能な統計調査に係る調査票情報一覧の情報提供などミクロデータ利用ポータルサイトの充実を図るとともに、提供に係る進行管理や相談対応の充実、審査の標準化・効率化、提供手続の簡素化の検討等の取組を順次進める。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- ミクロデータ利用ポータルサイト（以下「miripo」という。）上に調査票情報の提供に関する研究者等向けの一元的な相談窓口において、研究者等に対する必要な助言、申出のサポート等を行っている。 - また、これまでは府省ごとであった調査票情報の二次的利用に係る申出手続の窓口を一元化する「ミクロデータ利用電子申出窓口（e-Micro）」の設置や「利用可能な統計調査一覧」の掲載等により、miripoの掲載内容を一層充実し、利用者の利便性向上を図った（令和7年（2025年）3月～）。 - その他、引き続き審査の標準化・効率化を推進するとともに申出手続の進行管理が可能となる政府統計共同利用システム（オンライン利用システム）の運用開始等により、調査票情報の提供に係る環境整備を進めている。	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
3 PDCAサイクルの確立による統計の信頼性の確保 (1) PDC Aサイクルの定着	63	○ 匿名データやオアデータモード集計について、利用者のニーズを踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 行政機関が提供する匿名データの作成早期化を図るため、基幹統計調査の匿名データの作成に係る統計委員会への諮問の時期の前倒しが可能になったこと等に伴い、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年（2009年）2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を令和6年（2024年）10月10日付けで改正・施行した。 - 行政機関が提供する匿名データは、令和6年度（2024年度）末時点で2省所管の8調査（76年次分）であり、令和6年度（2024年度）において3年次分のデータの追加を行った。 - また、行政機関及び日本銀行が提供するオアデータモード集計は、令和6年度（2024年度）末時点で10府省等所管の31調査（435年次分）であり、令和6年度（2024年度）において18年次分のデータの追加を行った。 - 引き続き、ユーズ・ユーズ等々を踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加を行う予定である。	継続実施
	64	○ 匿名データの有用性の向上とともに、効率的かつ安定的な匿名データの作成に資する観点から、攪乱手法を含む匿名化処理の方法について研究・検討を進める。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	従前から行っている手法（リコーデイング、トップ（ボトム）コーデイング等）に加え、攪乱手法（スワッピング、ノイズ付与等）について先行研究を踏まえ、研究・検討を進めている。	継続実施
	65	○ 令和4年度（2022年度）における取組の結果を踏まえ、各府省における業務マニキュアルの適切な整備を促し、統計調査の業務プロセスの標準化を進展させ、観点から、業務マニキュアルに記載すべき内容の目安を示す「統計作成ガイドブック」を策定する。また、事後検証（自己点検）や統計作成プロセス診断において、業務マニキュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドラインについて、各府省間で改定の方向性及び改定案の検討を重ね、成案を得た。その後、統計企画連絡調整会議における周知を経て、同年7月28日に統計行政推進会議申合せとして改定を行った。	総務省	令和5年度（2023年度）前半までに実施する。	- 各府省で構成された「統計作成プロセスにおける品質管理に関するワーキンググループ」における議論を踏まえ、統計ごと業務マニキュアル作成に資する「統計作成ガイドブック」を令和5年（2023年）4月に策定した。【総務省（統計局）】 - 事後検証（自己点検）や統計作成プロセス診断において、業務マニキュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドラインについて、令和5年（2023年）5月以降、「統計作成プロセスにおける品質管理に関するワーキンググループ」において、各府省間で改定の方向性及び改定案の検討を重ね、成案を得た。その後、統計企画連絡調整会議における周知を経て、同年7月28日に統計行政推進会議申合せとして改定を行った。 - また、「統計作成プロセス診断の要求事項」については、上記の事項への対応も含めた必要な措置を行うため、令和4年度（2022年度）に引き続き、要求事項等検討タスクフォースにおいて、要求事項及び方針（フレームワーク）の検討・審議を行い、成案を得て、統計作成プロセス部会及び統計委員会の了承を得た上で、令和5年（2023年）7月28日に総務省政策統括官（統計制度担当）決定を行った。【総務省（政策統括官）】	実施済

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	66	○ 上記による改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）を行うとともに、策定された「統計作成ガイドブック」を踏まえ、業務マニキュアルの必要な改定を行い、それに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。その際、各府省の統計幹事は、業務マニキュアルの整備・更新やPDCAサイクルの確立・定着についてリーダーシップを発揮し、業務マニキュアルの整備・共有状況を確認し、担当者に必要な助言・指導を行うとともに、事後検証（自己点検）が的確に行われることを踏まえ対応の確認を行う。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 「統計作成ガイドブック」を踏まえ、統計調査所管部局へ業務マニキュアルの整備について周知を実施した。また、点検・評価の際に統計調査所管部局へ必要に応じて助言・指導を行った。【内閣府】 ・ 業務マニキュアルについて必要な見直しを随時実施し、業務を遂行している。また、業務マニキュアルの見直しの際には、必要に応じて担当者から統計幹事に相談できる体制を構築し、必要な助言・指導を行っている。【警察庁】 ・ 点検評価ガイドラインに基づき、点検・評価の実施計画に併せ、定期的に調査担当課室における自己点検を行うとともに、統計幹事部局における状況の確認、必要な助言を実施した。【総務省（統計局）】 ・ 点検・評価ガイドラインに基づく点検・評価に併せて、その実施計画に従い、統計作成課室において自己評価を実施後、大臣官房総合政策課において二次的チェックを実施、必要に応じて統計作成課室に改善の指導を行った。【財務省】 ・ 省内統計作成担当者向けの業務マニキュアルのひな形を示し、統計作成課の業務マニキュアル整備を促進した。【文部科学省】 ・ 厚生労働省統計標準ガイドライン（統計プロセスごとの業務内容等をまとめたもの。以下同じ。）の改正を行い、業務マニキュアルの改定・策定を実施する手順書を作成した。また、45調査について、調査担当課室において点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）を実施し、拡充が必要な業務マニキュアルの洗い出しや、業務マニキュアルの拡充スケジュールの作成等を行った後、PDCA担当室において二次点検を実施し、必要に応じて調査担当課室に助言・指導を行った。【厚生労働省】 ・ 点検評価ガイドラインに基づき、定期的に調査担当課室による自己点検・評価に加え、調査担当課室から独立した部署による二次的な点検・評価を実施。この中で、業務マニキュアルの必要な改定等の支援を実施した。【農林水産省】 ・ 令和6年度（2024年度）は、基幹統計4調査、一般統計1調査の計5調査について事後検証（自己点検）を行った。「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」の施行以降は、これに基づき、統計品質管理官を中心に点検対象の調査における業務マニキュアルの整備・共有状況を確認し、統計作成課室の担当者に必要な助言・指導を行った。【経済産業省】 ・ 「統計作成ガイドブック」を参考にし、業務マニキュアルに記載が必要な事項を網羅的に整理した独自のチェックリストを作成した。また、業務マニキュアルの整備を行いやすくなるよう、マニキュアルに記載すべき項目を網羅し具体的な記載例を示した「サンブルマニキュアル」を作成し、省内に共有した。【国土交通省】 ・ （第3部4（1）PDCAサイクルの確立・定着に向けた点検・評価の取組状況 参照）	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	67	○ 改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）が各府省において実施される際に、これと併せて、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う。その際には、令和4年度（2022年度）に実施した「点検・確認」の結果も踏まえ、各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・（第3部4（2）統計作成プロセス診断の実施状況 参照）	継続実施
	68	○ 「統計作成ガイドブック」に、各府省が業務マニキュアルに記載されていない例外措置を行った場合はその時々々の事情により業務マニキュアルに記載された対応以外の対応を行った場合の記録を残す旨を盛り込んでいる。	総務省	令和5年度（2023年度）前半までに実施する。	・ 「統計作成ガイドブック」に、各府省が業務マニキュアルに記載されていない例外措置を行った場合又はその時々々の事情により業務マニキュアルに記載された対応以外の対応を行った場合の記録を残す旨を盛り込んでいる。	実施済
	69	○ 点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）などの機会に、業務マニキュアルに例外事項を加えるかどうか、また、業務マニキュアルの記載内容を見直すかどうかを検討する。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	- 調査サイクルや点検・評価の実施、あるいは、担当者の異動などのタイミングを踏まえ、定期的に、各プロセスで作成した成果物・実施記録等の存在を確認し、業務マニキュアルの内容を確認、修正している。【財務省】 - 点検・評価ガイドラインに基づき、調査担当課室において事後検証（自己点検）を行った後、PDCA担当室においても二次点検を実施し、45調査を対象として業務マニキュアルへの例外事項の記載状況を確認した。【厚生労働省】 - 点検評価ガイドラインに基づき、定期的に調査担当課室による自己点検・評価に加え、調査担当課室から独立した部署による二次的な点検・評価を実施。この中で、業務マニキュアルへの例外事項の追加を検討した。【農林水産省】 「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためガイドライン」に基づく事後検証（自己点検）において、例外事項が発生した場合の対応についてのマニキュアルへの記載を検討した。【経済産業省】 - 令和6年度（2024年度）は、前年度の記載の不足箇所の洗い出し等をもとに、外部有識者との意見交換を実施し、業務マニキュアルのチェックリスト等を作成した。今後はチェックリストをもとにチェックを行い、必要に応じて統計品質改善チームが伴走支援を行っていく。【国土交通省】	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	70	○ 統計作成プロセスの変更時におけるリスクを低減するため、特に、統計作成プロセスの重要な変更を行う場合には、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う取組（以下「変更管理」という。）を確実に実施する。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 「統計作成ガイドブック」に、変更管理について記述するとともに、利便性の向上を図る観点から、統計作成ガイドブック（デジタル版）において、変更管理をはじめとする各種事例を登録・閲覧できる機能を追加した。【総務省（統計局）】 ・ 統計作成プロセスの部分的な変化や変更が、有識者による検討や業務マニュアル等を踏まえ、他のプロセスに及ぼす影響を事前に確認し、誤りなどのリスクの未然防止を図っている。【財務省】 ・ 点検・評価ガイドラインに基づき、調査担当課室において事後検証（自己点検）を行った後、PDCA担当室においても二次点検を実施し、45調査を対象として変更管理の対応状況を確認した。【厚生労働省】 ・ 点検評価ガイドラインに基づき、定期的に調査担当課室による自己点検・評価に加え、調査担当課室から独立した部署による二次的な点検・評価を実施。この中で、調査計画の変更を踏まえた業務マニキュアルの改定等の変更管理を実施した。【農林水産省】 ・ 統計作成プロセスの変更時におけるリスク低減のために、重要な変更を行う場合には、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行うよう、統計作成課室の担当者だけでなく管理職まで理解・浸透を図っている。【経済産業省】	継続実施
	71	○ 総務省は、各府省における変更管理の取組を支援するため、業務プロセスの変更が他の業務プロセスに影響を及ぼした事例、変更管理によって問題発生を未然に防いだ事例等を収集・整理し、各府省に提供する。また、総務省は、収集・整理した事例の分析を踏まえて、「統計作成ガイドブック」に変更管理の手法や事例を掲載し、各府省は、その内容を踏まえ、所管する各統計調査の業務マニキュアルについて必要な改定を行う。なお、総務省は、その後も、事例の収集等を進め、統計作成ガイドブックの内容を充実させる。さらに、総務省は、統計研究研修所における基礎・応用等の段階的に区分されたレベル別研修に、変更管理の手法等を順次盛り込む。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 変更管理の手法等を盛り込んだ統計研究研修所におけるレベル別研修の上級研修である統計データアナリスト研修及び統計幹部講座を引き続き実施した。 ・ 「統計作成ガイドブック」に、変更管理について記述するとともに、利便性の向上を図る観点から、統計作成ガイドブック（デジタル版）において、変更管理をはじめとする各種事例を登録・閲覧できる機能を追加した。【総務省（統計局）】 ・ 各府省における変更管理の取組については、点検・評価ガイドラインに基づき実施される点検・評価の結果や、統計作成プロセス診断の実施を通じて事例等を収集・整理・分析するとともに、必要に応じて、統計品質管理官会議等の場において、各府省に好事例を情報提供（横展開）している。【総務省（政策統括官）】 （「業務マニキュアルについて必要な改定を行う」に係る取組状況については、項目第3－3－(1) No.66 参照）	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	72	○ 各統計調査の特性に応じ、統計委員会から示された「遅延調査票への対処基準」に沿って、遅延調査票を処理する。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ サービス産業動態統計調査（令和7年1月調査開始）においては、「遅延調査票への対処基準Ⅱ1」の対応として、調査の翌々月の速報公表に間に合わない調査票は、速報公表後も督促及び回収を行い、調査の5か月後の速報公表に取り込み、集計していく。【総務省】 ・ 医療施設調査においては、年報に関して、都道府県知事から調査票が提出された月分としての現行の集計に加え、医療施設について開設・廃止等の事由が発生した月分としての集計を別途行い、その結果を参考表として掲載した。「公的統計の総合的業務工業生産動態統計調査については、「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（令和4年（2022年）8月統計委員会建議）において、遅延調査票への対処方法が求められているため、「月報」を「月報（速報）」として調査計画に明記することとし、年報公表時に、各月分の「月報（速報）」（遅延調査票や修正された調査票を反映）を併せて公表した。【厚生労働省】 ・ すべての月次調査について、遅延調査票は確定値に反映した。【農林水産省】 ・ 「遅延調査票への対処基準」について統計作成課室の管理職に周知を行っており、今後、事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査について定期的に確認を行っていく。【経済産業省】 ・ 令和6年度（2024年度）も引き続き、統計ガイドブック等も活用しながら業務マニュアル等の整備を行い、「遅延調査票への対処基準」に沿って、適切に遅延調査票を処理した。【国土交通省】	継続実施
	73	○ 業務マニュアルに遅延調査票の取扱いを記載し、その取扱いの適否について、点検・評価ガイドラインに基づいて実施する事後検証（自己点検）において、定期的に確認を行う。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 機械受注統計調査について、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）等を踏まえ、これまでに明文化していなかった遅延調査票の取扱いを業務マニュアルに盛り込み、令和5年度（2023年度）に実施した点検・評価においても、統計の品質確保・向上を図るための統計作成プロセスの水準の段階的な向上の観点から、確認を行った。【内閣府】 ・ 点検・評価ガイドラインに基づき、調査担当課室において事後検証（自己点検）を行った後、PDCA担当室においても二次点検を実施し、7調査を対象として遅延調査票の対応状況を確認した。【厚生労働省】 ・ すべての月次調査について、遅延調査票は確定値に反映することを業務マニュアルに規定済み。【農林水産省】 ・ 事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査における遅延調査票の取扱いの適否やマニュアルへの記載を確認しているところ。今後、事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査について定期的に確認を行う予定【経済産業省】 ・ 各統計の業務マニュアルに遅延調査票の取り扱いについて記載されるよう、業務マニュアルのチェックリストに項目として盛り込み、記載を進めている。【国土交通省】	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	74	○ 遅延調査票の取扱いが「遅延調査票への対処基準」に沿って確実に実行されている。遅延調査票の取扱いについて「統計作成ガイドブック」に記述する。また、基幹統計調査については、総務省が行う「統計作成プロセス診断」に沿った対応や業務管理が行われているかを確認する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	「統計作成ガイドブック」に、遅延調査票の取扱い及び「遅延調査票への対処基準」に沿った業務の実施について記述している。【総務省（統計局）】 - 令和6年度（2024年度）に基幹統計調査を対象に実施した統計作成プロセス診断において、「遅延調査票への対処基準」に沿った対応や業務管理が行われているかについて確認を実施した。【総務省（政策統括官）】	継続実施
	75	○ 各府省は、一部の業務プロセスを地方公共団体や民間事業者に委託している統計調査の実施に当たっては、その準備段階から、地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有を図り、意思疎通を十分に行う。また、実施状況報告において改善提案を求めるとともに、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）の機会に改善提案を求めるなど、地方公共団体や民間事業者からの意見聴取を行う。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	- No.65で記載する点検・評価ガイドラインの改定に併せ、同ガイドラインに基づく点検・評価様式及びPDCAガイドライン運用上の手引きに、外部委託先からの意見や改善提案の聴取について盛り込んでいる。【総務省（政策統括官）】 - 調査の実施に際しては、実施者と委託業者間の定例会や、地方公共団体との各種会議・打合せの場を設けるなどにより意思疎通を図っている。また、調査実施後においても、例えば委託業者からの実施報告書や地方自治体との事後報告会を通じて次回への改善提案を受けるなど、調査の改善に努めている。【総務省（統計局）】 - 業務プロセスを委託する民間事業者とは、調査の目的や実查の重要性等を伝え目的意識の共有を図り、疑問点・不明点等があればすぐに解消できるよう定期的に十分な意思疎通を行っている。また、実施状況報告において、電子調査票に関する改善提案を受け、民間事業者からの意見聴取を実施の上、その改善を行った。【財務省】 - 調査実施前に地方公共団体の担当者を対象とした事前説明会を実施し、調査の概要等を説明するとともに寄せられた要望等に対する回答を行った。【文部科学省】 - 地方公共団体に対して、全国厚生労働関係部局長会議等を通じて意思疎通を図るよう努めている。 - また、点検・評価ガイドラインに基づき、調査担当課室において事後検証（自己点検）を行った後、PDCA担当室においても二次点検を実施し、45調査を対象として、地方公共団体や民間事業者からの意見聴取の対応状況を確認した。【厚生労働省】 - 該当調査において、地方公共団体や民間事業者と打合せ等を実施し調査の目的・内容等について共有を図った。また、調査実施後には課題等について事後報告を求め、次回調査時の企画・設計時に活用することとしている。【農林水産省】 - 事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査において、民間事業者との目的意識の共有、意思疎通および改善提案が行えているか等を確認しているところであり、今後も継続的に確認を行う予定【経済産業省】	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	76	○ 各府省が行った意見聴取の実施状況を把握し、その結果に基づき、地方公共団体や民間事業者の意見を踏まえた統計作成プロセスの改善の横展開を図るとともに、統計作成ガイドブックに把握した手法や事例を掲載し、点検・評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項の内容について、必要な改定を行う。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	「統計作成ガイドブック」に、受託等機関からの改善提案に係る記述を追加するとともに、統計作成ガイドブック（デジタル版）において、受託等機関から聴取した意見を踏まえた各府省における統計作成プロセスの改善事例を登録・閲覧できる機能を追加した。【総務省（統計局）】 - 各府省が行った意見聴取の実施状況については、点検・評価ガイドラインに基づき実施される点検・評価の結果や、統計作成プロセス診断の実施を通じて事例等を収集・整理・分析するとともに、必要に応じて、統計品質管理官会議等の場において、各府省に好事例を情報提供（横展開）している。 - また、上記の状況を踏まえ、点検・評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項の内容について、必要に応じて改定を行うこととしている。【総務省（政策統括官）】	継続実施
(2) 品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上	77	○ 各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員は、職員が誤りを認識した場合に、誤り発見時の対応ルールの沿って速やかに適切に対応することができるよう、誤りが疑われる事案も含め、誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員も積極的に評価するよう品質優先の風土のよい組織風土の定着を図る。 このような取組を促進するため、総務省は、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員を対象としたマネジメント研修等において、内閣人事局や統計・品質管理の専門家の協力を得て、こうした組織風土を確立するためのスキル向上の指導等を行う。また、統計作成プロセス診断などの場を活用して、各府省における取組やヒヤリ・ハット事案の報告を受けて専門家の指導を受ける機会を設け、その結果を横展開する。	各府省、総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	- 統計研究研修所における統計幹部講座として、新任の統計幹事及び統計作成に携わる幹部・管理職員を対象に、品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上を目的とする研修を引き続き実施した。【総務省（統計局）】 - 各府省における取組やヒヤリ・ハット事案について、統計作成プロセス診断の実施を通じて把握し、必要に応じ、統計監理官から助言等を行っている。また、取組の好事例等について、統計品質管理官会議等の場において、各府省に情報提供している。 - 誤り発見時の対応については、従前より内閣官房から提示されたひな形を踏まえて各府省において対応ルールを策定し、これに沿った対応が行われているが、令和5年（2023年）4月に、関係事務が内閣官房から総務省に移管されたこと、また、従前の統計分析審査官に代わって統計品質管理官が配置されたことなどを踏まえ、同年7月に総務省から新たに対応ルールのひな型を提示し、各府省において対応ルールの改定等が行われた。その中には、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員の役割として、誤り等の発見・報告及び対応を適切に行なった職員を積極的に評価するなどの取組を行うこと等が盛り込まれており、各府省において、これを踏まえた対応が行われている。【総務省（政策統括官）】 （「品質優先の風土のよい組織風土の定着を図る」に係る取組状況については、項目第3－3－(2) No.80 参照）	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	78	○ 総務省及び各府省は、統計の作成を担当する職員に対し、誤りの発見時の対応ルールの浸透を図るための研修を行う。 また、総務省は、各府省の統計関係職員（統計幹事、統計作成を統括する幹部・管理職員、統計を担当する一般職員等）が、誤り発見時に適切な対処を行ったかどうかについて、人事評価において評価が行われるよう努める。	各府省、 総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況 - 総務省が各府省に提示している誤り発見時の対応ルールのひな型において、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員の役割として、誤り等の発見・報告及び対応を適切に行った職員を積極的に評価するなどの取組を行うことを盛り込み、各府省では、これを踏まえて自府省におけるルールを策定し、対応を行っている。総務省では、統計研究研修所が実施する各府省の統計部局の幹部職員を対象とした研修や、定期的に開催される統計品質管理官会議などの機会を通じて、こうした対応ルールの各府省への浸透を図っている。【総務省（政策統括官）】 - 誤り発見時の対応ルールの浸透を図るため、定期的に府内職員に向けて周知を行っている。【内閣府】 - 統計の作成を担当する職員に対して、誤り発見時の対応ルールを定期的に周知徹底している。【警察庁】 - 統計部局の研修に、誤り発見時の対応ルールを始めとした統計品質確保に関する講義を盛り込み、統計職員に対するPDCAサイクルの確立や品質優先の風土の定着・浸透を図った。【総務省（統計局）】 - 異動期をはじめ適宜、統計の作成を担当する職員に対し、誤り発見時の対応ルールの浸透を図るための周知をし、適切に運用できる環境を整えている。【財務省】 - 統計リテラシーやガバナンスの強化を目的として、指定職及び統計調査を所管している課室長級を対象とした研修を必須研修として実施し、その中で、誤り発見時の対応ルールの浸透を図った。【厚生労働省】 - 省内統計作成課室に対する管理職会議を開催し、誤り発見時の対応ルールの周知・課室内への浸透を図った。【経済産業省】 - 新たに統計業務を担当する職員を対象に講習会を開催し、その中で誤り発見時の対応について説明を行っている。【国土交通省】	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置、方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	79	○ 誤り発生時に、遡ってその原因を速やかに分析・検証し、再計算により適切なデータを復元する可能性を高める観点から、既に永年保存することとされている調査票情報の電磁的記録に加え、以下の情報等を、「常用（無期限）」として保存する。 ・データレイアウトフォーム、符号表等の当該データを定義するために必要な情報 ・母集団推計を行うための集計用乗率 ・行政記録情報など公表された統計を作成するために必要な情報 ・電子計算機処理に必要な情報、集計プログラム作成のために必要な仕様・それらの取扱要領、調査概要資料等 あわせて、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）Ⅳ 今後の取組 1－ⅳ）で改定した業務マニュアルに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。 これらを徹底するため、各府省は、総務省及び内閣官房が連携し、令和4年度（2022年度）に改定を行った誤り発生時の対応ルールのひな型に基づき、自府省の対応ルールの改定する。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 総務省が各府省に提示している誤り発生時の対応ルールのひな型において、公表数値等の誤り発生時に、遡ってその原因を速やかに分析・検証し、再計算により適切なデータを復元する可能性を高めるため、「統計調査に関する情報の保存、記録の作成」に関する規定を盛り込んでおり、各府省では、これを踏まえて自府省におけるルールを策定し、対応を行っている。	実施済
	80	○ 各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員は、品質を優先する組織文化や風通しのよい職場環境を形成するとともに、誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員も積極的に評価するものとする。こうした取組を推進するため、総務省は、各府省の統計幹事に期待される役割を、分かりやすく整理して示すとともに、学識経験者や統計・品質管理の専門家などの協力を得て、統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員を対象とした、統計作成プロセスの特性に即したマネジメント研修を開発し、異動時期に開催するなど効果的に実施する。	各府省、総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 統計の公表にあたっては、確認の期間を十分に設けるなど、品質を優先する組織文化の形成等について、適切に対応している。【警察庁】 ・ 統計幹事において、継続実施している基幹統計調査及び一般統計調査の公表数値等に誤りが発見された場合の対応等について省内ルールを定め、誤り等の発見・報告及び対応を適切に行った職員を積極的に評価することとしている。【法務省】 ・ 統計部局において、令和5年度（2023年度）からの発見等を適切に行った者への人事評価を試行的に実施している。【厚生労働省】 ・ 農林水産省では、本省、地方農政局の統計担当職員を対象とした説明会を半年に一度開催し、訂正事案と注意事項について共有するとともに、誤りを発見した際には組織的に対応していくマインドの重要性を周知することで、品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図っている。【農林水産省】 ・ 統計作成課室の組織目標に着実な統計作成について設定するとともに、誤り発生時にはその対応について、職員を適切に評価することとしている。【経済産業省】 （（幹部・管理職員を対象とした研修） 項目第3－3－(2) No. 77 参照）	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	81	○ 各府省の統計幹部や統計作成を統括する幹部・管理職員の人事評価について、統計の品質管理のための取組の状況、誤り発見時における対応の状況、担当職員の能力向上のための取組の状況などが評価対象に加えられるよう努める。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	「令和7年度における人事管理運営方針」（令和7年3月31日内閣総理大臣決定）において、幹部・管理職員を含め品質管理や誤り防止の取組等への的確な評価を行うことを盛り込み、各府省における取組を促した。	実施済
	82	○ 各府省の統計部局以外の幹部・管理職員についても、統計の重要性や統計に誤り等があった場合に生じる問題、統計作成のマネジメントの必要性や手法などの基本的事項を学ぶことができるよう、総務省は、各府省の幹部・管理職員を対象として行われている既存の各種研修などに対し、必要な情報や事例などコンテンツの提供を行う。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 統計研究研修所では、各府省の幹部・管理職員を対象として行われている既存の各種研修などで活用できるよう、統計幹部職員向けに実施している「統計幹部講座」の動画を撮影し、コンテンツ提供を開始する旨を各府省の研修担当へ周知した。 【総務省（統計局）】 - 統計研究研修所で実施している各府省の幹部・管理職員を対象として行われている「統計幹部講座」において、新任の統計幹事及び統計作成に携わる管理職を対象に、品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上を目的とする研修を実施しており、その中で、「統計の品質管理」の講義を行い、必要な情報や点検・評価や統計作成プロセス診断により把握された事例などを提供している。【総務省（政策統括官）】	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(3) 災害・感染症等の発生時における対応	83	○ 各府省は、大規模災害や感染症等の発生・拡大時における公的統計の重要な役割（災害等の状況把握、復興計画の策定のエビデンス、復興状況の評価等）を踏まえ、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」や各府省における業務継続計画を含む行動計画等に沿って、実査を担う統計調査員を始めとする調査関係者の安全を確保しつつ、これら災害等の発生・拡大時における統計調査の継続的な実施や確実な結果の公表等に向けた対応が的確に行われるよう引き続き取り組む。 また、総務省が中心となって、大規模災害や感染症等の発生・拡大時における統計調査の実施や結果の公表等に係る統計の好事例の共有を行い、各府省における的確な対応を促進するなど取組の推進を図る。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 被災時における統計調査の継続的な実施や確実な結果の公表等に向けた対応が的確に行えるよう、国と地方公共団体等との連絡手段として、また、各府省等間における行動計画等の情報共有を図るため、政府共通NW/LGWAN掲示板システムのバーチャルフォーラム上に、「大規模災害対応フォーラム」を設けている。 - また、新型コロナウイルス感染症影響下における季節調整については、各府省等から事例を収集し、統計委員会評価分科会において審議を行った。【総務省（政策統括官）】 「大規模災害が発生した場合の統計局の所管統計に係る行動計画」を平成31年（2019年）4月に策定しており、例えば令和6年（2024年）1月に発生した令和6年能登半島地震においては、当該計画に基づき、統計調査の継続的な実施や確実な結果の公表等に向けた対応を行った。【総務省（統計局）】 「大規模災害が発生した場合の財務省所管統計に係る行動計画」（令和5年（2023年）3月策定）について、異動期をはじめ適宜、統計の作成を担当する職員に対し、周知している。また、令和6年（2024年）9月の能登半島豪雨への対応として、被災状況等を踏まえ、一部地域の調査を控えるとともにその旨ホームページにて周知する等迅速に対応した。【財務省】 - 令和5年（2023年）1月に策定した「大規模災害が発生した場合の文部科学省所管統計に係る行動計画」に基づき対応している。【文部科学省】 - 厚生労働省統計標準ガイドライン等において、大規模災害発生時における統計関係業務の対応方針を定め、これを踏まえ対応している。【厚生労働省】 - 大規模災害発生時における統計関係業務の対応については、省全体における事業継続計画を踏まえ、継続的な実施や確実な結果の公表に取り組んでいる。 - なお、令和6年（2024年）能登半島地震に際しては、被災地域における調査票の発送・督促・疑義照会を中止し、調査客体の負担に配慮した統計処理を行うなど、継続的な結果公表に努めた。【経済産業省】 - 国土交通省では、令和6年（2024年）1月の能登半島地震を契機に、被災時に国交省所管統計の全体状況を迅速に把握ができるよう、災害時等の対応整理票様式を作成した。【国土交通省】	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
4 統計基盤のデジタル化の推進	84	○ 総務省及び独立行政法人統計センターは、調査対象者が政府統計共同利用システム（e-Survey）を用いた回答を行う際の利便性を向上させるため、 ・調査対象となった企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じた柔軟な回答記入に対応できるよう、HTML形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式を多様化する。 ・調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取込み機能を実装する。 ・現在、電話や電子メールで行われている、調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができることを提供することの検討を引き続き行い、改修を進める。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 政府統計共同利用システムのe-Surveyを用いた回答を行う際の利便性を向上させるため、 ○HTML調査票のローカル保存機能及び外部ファイル取込み機能の提供 ○マクロ無しExcel調査票を使用可能とするとともに、各府省支援のための調査票サンプルの提供 ○調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能の提供 を開始した。	継続実施
	85	○ 統計調査の企画に当たっては、上記e-Surveyの積極的な導入を検討し、回答率の向上や集計等の効率化等を含めオンライン調査の推進を図る。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 「オンライン調査の推進に関する取組状況に係るフォローアップ」により、各統計調査のオンライン回答率、調査の実施形態（e-Survey等）、オンライン回答率の向上に向けた取組等について把握するとともに、今後の参考となるよう、各省に情報共有を行った。また、統計委員会第4回デジタル部会（令和6年（2024年）12月13日）においてオンライン調査の推進状況について報告を行った。【総務省（政策統括官）】 ・ 各統計調査においてオンライン推進のために調査客体への周知、コールセンターへの問合せ内容の分析及び電子調査票の機能改善などの取組を実施している。【総務省（統計局）】 ・ HPの掲載内容や調査票同封資料の見直しなどにより、オンライン回答率が向上するよう努めている。【財務省】 ・ 体育・スポーツ施設現況調査において令和6年度（2024年度）から新たにe-Surveyを活用するなどオンライン調査の推進を図った。【文部科学省】 ・ 令和6年度（2024年度）においては、新たに3調査についてオンライン調査を導入しており、継続的に取り組んでいる。【厚生労働省】 ・ 統計調査の企画に当たっては、デジタル化の推進を図るため、費用対効果も勘案した上でe-Surveyの導入を検討した。 ・ オンラインでの調査の回答に必要なIDやパスワードの調査対象事業所への事前送付や、調査対象事業所との接触時にオンライン回答の推奨を行う等の取組を実施している。【経済産業省】 ・ オンライン回答率向上のための方策として13の好事例を省内に展開し、その方策の導入を推進している。【国土交通省】	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	86	○ 総務省及び独立行政法人統計センターは、汎用的な集計ツールの開発について検討し、その成果を政府統計共同利用システム等を通じて各府省に提供する。この提供に併せて、当該集計ツールの活用方法や、システム整備の外注管理等に関する研修を進めている。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	- 政府統計共同利用システムのサブシステムとして、「汎用集計システム」の提供を開始した。 - 併せて、当該集計ツールの活用方法や、システム整備の外注管理等に関する研修を開始するための準備を進めている。	継続実施
	87	○ 業務マニキュアル等の整備を行う際に、集計システムの仕様に、担当者が現状の処理内容を理解できる文書とするなどの見える化を図る。また、上記の汎用的な集計ツールなども活用し、集計システム全般を改善するとともに、システムを用いたエラーチェック等、データ審査のデジタル化を推進する。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 業務マニキュアルに集計システムの仕様等を記載するなどし、見える化を図っている。また、令和6年（2024年）3月に集計システムを一新し、統計基盤のデジタル化を推進している。 【警察庁】 - 令和6年度（2024年度）には、業務マニキュアルの整備に当たっての手順書を作成しており、令和7年度（2025年度）以降も引き続き、業務の見える化への対応を含む業務マニキュアルの整備を実施していく。【厚生労働省】 - 事後検証（自己点検）を通じて、システムの仕様について、担当者が現状の処理内容を理解できる文書とするなど見える化が図られているかを確認するとともに、担当者のノウハウの言語化に努めている。【経済産業省】 （「汎用的な集計ツールの活用」に係る取組状況については、項目第3－4 No.86 参照） 「統計作成ガイドブック」に、統計作成プロセスにおけるデジタル化について記述するとともに、政府共通ネットワーク上でHTML形式により閲覧できるデジタル版を作成し、業務マニキュアルの更新状況を管理する「業務マニキュアル等管理簿」の様式等を電磁的記録で提供している。	継続実施
	88	○ デジタル技術を活用した、業務マニキュアルの更新状況の管理、効率的な更新・保存の在り方や、デジタル化に資する統計作成プロセスの標準化の推進、関係者間のコミュニケーションの効率化等について、引き続き技術的な検討を行う。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。		実施済

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
5 統計リソースの確保・人材育成 (1) 統計リソースの確保	89	○ 各府省は、統計作成における重大事象の発生を抑止する観点から、建議に盛り込まれた取組を含め、その業務量に見合った体制を確保する。特に、国土交通省は、今般の事案を踏まえ、早急に統計作成体制の立て直しを図る。	各府省、 国土交通省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	- 各府省において体制確保が進められており、令和6年度（2024年度）における統計職員数は1,987人、また、基幹統計作成に従事する職員数は879人となっている。 - さらに、統計委員会から示された「令和7年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（令和6年5月22日付け統計委第4号）を踏まえ、各府省において、令和7年度（2025年度）における必要な統計リソースの確保を行っており、その状況については、第214回統計委員会（令和7年（2025年）2月）で報告を行った。【総務省（政策統括官）】（基幹統計作成に従事する職員の体制及び統計リソースの確保状況の詳細については、第3部5（2）統計職員の配置状況参照） - 各統計作成部局において、業務量に見合った体制を維持・確保している。【警察庁】 - 令和7年度（2025年度）機構・定員要求において、統計調査プロセス見直しのための体制整備を行うなど、必要な体制を確保した。【総務省（統計局）】 - 統計に関する事務を総括する総合政策課において、統計作成の支援や統計整備を図るための体制を整備するなど、必要な体制を確保している。【財務省】 - 統計担当職員の体制を確保しつつ、統計研修を実施するなど、職員の育成に努めている。【厚生労働省】 - 調査環境の変化に伴い継続が困難になっている調査方法について、持続可能な方法への不断の見直しを行うほか、先進技術も取り入れ、衛星画像等のデジタルデータや行政記録情報の有効活用への検証、オンライン回答を促す手法の効果検証等、各統計調査における効率化やデータ利活用の推進等について取り組むことにより、適正な品質が確保された統計作成の体制確保に努めている。【農林水産省】 - 統計品質管理官を中心に、事後検証（自己点検）を行う等、PDCAに取り組むとともに、統計に係る省内研修を実施し、職員の業務知識向上に努めた。【経済産業省】 - 令和6年度（2024年度）も引き続き、令和5年度（2023年度）に設置した統計政策特別研究官及び統計分析官、さらには統計品質改善チームにより、所管統計の企画立案や品質改善の取組を推進。また、統計作成担当室においても、令和5年度（2023年度）に強化した人員体制を確保し、統計作成に従事している。【国土交通省】	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	90	○ 各府省は、統計業務に必要なとされる基礎知識・スキルを有する職員に対し、統計部門を支える意識を持つことができようよう動機付けを与え、そのような職員を中心に、職員に対して統計に関する専門能力や統計事業のプロジェクトマネジメント等の技能を十分に付与するため、計画的な人事運用を行う。総務省は、こうした職員が適切に評価され、処遇されるよう、さらには、その専門能力や技能が、同様な知識・スキルが必要とされる他の行政分野でも効果的に活用され、職員の活躍の場が広がるよう、必要な検討を行う。 また、統計部門の経験の長いエキスパート職員が持つ専門能力や技能が、次の世代に確実に継承されるよう、国家公務員の定年引上げの機会も活用して、エキスパート職員を若手の指導役とするなど体制上の工夫を行う。	各府省、 総務省	令和5年度 (2023年度)以降も引き続き実施する。	・ 「令和7年度における人事管理運営方針」（令和7年3月31日内閣総理大臣決定）において、統計作成に携わる職員について、研修受講や統計データアナリスト等の資格取得の促進、能力向上と適切な処遇配置等に計画的に取り組み、E B P M及び統計人材の確保と育成を着実に進めることを盛り込み、各府省における取組を促した。【総務省（政策統括官）】 ・ 統計業務に従事した経験のある職員に対し、統計データアナリスト等に係る研修の受講を推奨するなど、「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、統計データアナリスト等の確保・育成を行っている。【内閣府】 ・ 統計データアナリスト等の確保・育成計画に基づき、各種統計研修の受講を働き掛けけるなど、専門能力等を有する職員の育成に努めている。【警察庁】 ・ 統計データアナリストや統計データアナリスト補に係る研修等の受講を促し、それらの受講歴や認定歴を踏まえるとともに、に、周期調査や経常調査など様々な調査の各段階を担当させる人員配置を行っている。【総務省（統計局）】 ・ 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、積極的な研修の受講を推奨し、統計データアナリスト等の確保・育成を行っている。【財務省】 ・ 厚生労働省における「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、積極的な研修の受講を推奨し、統計データアナリスト等の確保・育成を行っている。【厚生労働省】 ・ 所管する統計調査数を踏まえ、統計データアナリスト等の育成計画（目標数）を作成した。令和2年度（2020年度）以降、「統計データアナリスト補研修」等の受講を推奨し、統計データアナリスト等の確保・育成を行った。 また、データ分析の基礎となる農林水産統計の高い技能を有する人材育成の強化、若手職員へのキャリアアップを配置を図るため、統計部門の経験の長いエキスパート職員を配置。 【農林水産省】 統計職員の専門性向上のため、省内における統計に係る研修内容を見直し、計画的な育成に努めた。また、統計業務の経験が豊富な職員に対して、統計データアナリストやアナリスト補の研修の受講を推奨し、中核的な役割を担うべく統計人材の育成に努めた。【経済産業省】	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	91	○ 統計幹事を支える統計品質管理官（仮称）について、公表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となることができよう、その体制の強化を行う。 また、各府省の統計幹事及び統計品質管理官（仮称）を支えるため、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを、技術的アドバイザーとして確保する。 さらに、統計品質管理官（仮称）に充てるための人材を安定的に確保・育成するため、研修の充実、人事交流を含む実務経験を通じた研鑽の機会との付与、優良事例の共有などを行う。また、統計品質管理官（仮称）ポストには、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格の取得者を充てる、統計品質管理官（仮称）ポスト在職中に統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得に必要な研修を確実に受講させるなど、各府省が共同して統計品質管理官（仮称）の確保・育成を行う。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	- 令和5年（2023年）4月から、各府省における統計の品質管理に関する取組の中核となる職員として、統計品質管理官を置いており、総務省統計研究所において発令し、総務省統計品質管理推進室及び配置先の府省等の官職に併任の上、統計調査を所管する府省等に配置している（令和6年（2024年）4月現在11府省に47名を配置）。 - 併せて、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを統計品質アドバイザー及び統計技術アドバイザーとして任用し、各府省の統計幹事及び統計品質管理官を支援する体制を整備している。 - 定期的に開催される統計品質管理官会議などの機会を通じ、勉強会の開催や各府省における優良事例の共有などを行い、統計品質管理官の業務を支援した。また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得を促進するなど、各府省が共同して統計品質管理官に充てるための人材の確保・育成に取り組んでおり、令和6年度（2024年度）末時点で、統計品質管理官の約半数が統計データアナリスト等の認定を受けており、認定を受けていない者についても統計データアナリスト補の資格取得に必要な研修の受講を促している。	継続実施
(2) 統計人材の育成	92	○ 各府省における統計の専門知識を有する人材の計画的な活用・育成を図るため、統計業務の経験や研修の受講状況、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得状況などの情報管理の在り方を検討する。また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の取得者へのメリット付与など、資格取得促進のための方策を検討する。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	- 統計データアナリスト・統計データアナリスト補の認定の際、認定者の統計業務の経験や研修の受講状況を引き続き確認・把握する。また、資格認定者の情報管理の在り方について、各府省においてどのように情報を管理しているかについての実態や、各府省におけるニーズの把握を進めつつ、関連制度等の関係なども含めて引き続き検討を行う。 - また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の取得者へのメリット付与に係る各府省におけるニーズの把握や資格取得促進に係る取組を把握するなど、資格取得促進のための方策を検討する。	実施・検討予定

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	93	○ 総務省は、以下のア）～エ）の内容を盛り込んだ、各府省の職員に対するレベル別研修を行うとともに、各府省が統計職員の研修に活用可能な教材やコンテンツを充実する。また、その際、地方支分部局や地方公共団体の職員も含め、より多くの者が受講できるよう、オンライン研修を充実する。さらに、研究機関・大学とも連携し、より高度な専門性の確保に資する研修について検討する。 ア）業務マニキュアルの整備や品質管理の重要性、PDCAサイクルの実践のための技術など品質管理の基本的事項 イ）変更管理の重要性や手法 ウ）問題の早期発見・早期対応の重要性 エ）誤り発見後の対応ルールの内容 エ）統計に関する優良事例やヒヤリ・ハット事例	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 統計研究研修所では、ア～エの内容を盛り込んだ統計の知識を体系的・段階的に習得する「業務レベル別研修」として、統計データアナリスト等を育成するための「統計データアナリスト補研修（中級）」及び「統計データアナリスト研修（上級）」並びに統計幹部職員向けに「統計幹部講座」を実施している。 - また、各府省が統計職員の研修に活用可能な統計に関する基本的な知識を約1時間程度の動画で学ぶことができる「初めて学ぶ統計（ダイジェスト版）」を提供しており、令和5年度（2023年度）は同動画のリニューアルを行った。 - さらに、より高度な専門性の確保に資する研修を検討するため、令和5年度（2023年度）及び令和6年度（2024年度）は、研究機関・大学へのヒアリングを行った。 - オンライン統計研修については、令和5年度（2023年度）は「国民・県民経済計算」及び「産業連関表の作成・分析」を、令和6年度（2024年度）は「統計データアナリスト研修（上級）」を新たに開講し、14の研修をオンラインで提供した。	継続実施
	94	○ 職員に対する研修（統計部局以外の部局の職員に対するものを含む。）において、統計の品質管理の重要性、統計関係法令や誤り発見時の対応ルールの概要などの基本的な内容を盛り込む。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 人事課主催の統計研修において、統計品質管理の重要性等の基本的な内容を盛り込んでいる。【人事院】 - 品質管理の取組等の内容を盛り込んだ統計に関する研修資料について、府内への案内・周知を行った。【内閣府】 - 職員に対して、公的統計に係る基本的な内容を含む研修を実施した。【警察庁】 - 統計部局の研修に、誤り発見時の対応ルールを始めとした統計品質確保に関する講義を盛り込み、統計職員に対するPDCAサイクルの確立や品質優先の風土の定着・浸透を図った。【総務省（統計局）】 - 統計リテラシーやガバナンスの強化を目的として、指定職及び統計調査を所管している課室長級を対象とした研修を必須研修として実施しており、その中で、統計の品質管理の重要性等について浸透を図った。【厚生労働省】 - 若手職員等をメインにした研修において、統計調査の実施・変更に係る申請についての研修を実施した。また、「公衆数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応について」を策定し、部内に周知するとともに、誤りが生じないように訂正案を振り返り要因の分析・対策などについて研修を行った。【農林水産省】 - 省内で実施する統計研修において、職員に対し品質管理の重要性等を説明し、理解の促進に努めた。【経済産業省】 - 令和6年度（2024年度）も引き続き、本省課長級研修及び初任係長研修の中で、統計に関する講義を実施。【国土交通省】	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(3) 地方公共団体との連携・支援	95	○ 各府省の職員の統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、総務省の統計部門に各府省の職員を受け入れ、OJTを行うとともに、総務省の統計部門の職員を各府省へ派遣するなど、府省の統計部局間の人的交流を促進する。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、令和6年度（2024年度）末現在、17名の職員を他府省から受け入れ、OJTを行うとともに、統計データアナリスト研修や統計データアナリスト補研修を始めとする各種研修について積極的な受講を推奨している。また、他府省への派遣についても令和6年度（2024年度）末時点で15名を派遣している。	継続実施
	96	○ 地方公共団体からの意見聴取の内容を踏まえ、統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を検討する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組を支援する観点から、令和6年（2024年）11月、都道府県における統計の品質確保・向上に資する取組事例を事例集として取りまとめ、都道府県や調査実施省に展開した。	継続実施
	97	○ 関係府省と連携して、地方公共団体の実情や活用ニーズ等を踏まえつつ、国の統計作成の知見を前提とした地域別統計の作成などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。あわせて、地方公共団体に対する必要な技術的支援の一環として、国・地方公共団体の統計部局における優れた分析事例や推計技術等について、情報共有する方策を検討し、速やかに情報共有を行う。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	地域別統計の作成などの取組について、都道府県からの要請に基づき国から専門家を派遣し技術的な支援を行う取組（地方統計機構支援事業）として、令和6年度（2024年度）に「茨城県」の転入・転出に係る構造分析に関する支援」を実施した。 本支援内容については、令和7年度（2025年度）に説明する 地方統計職員業務研修の講義に取り上げ、都道府県職員に説明を行った。	継続実施
	98	○ これまで実施してきた国と地方との人事交流の状況を踏まえつつ、引き続き、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、地方公共団体の要望に応じた柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進める。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	地方公共団体の要望を踏まえた人事交流については、令和6年度（2024年度）は、地方公共団体の職員2名を国の統計機構で受け入れた。 また、これまで実施した人事交流事例を共有するため、過去の経験者に対して情報収集を行い事例集を作成した。引き続き成功事例等を把握し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進める。	継続実施
	99	○ 一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する都道府県の職員に対して、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の資格を付与することは、地方公共団体の職員については、国の職員に対して資格付与をする場合の条件や認定内容と異なることに十分に配慮しつつ、認定事務の実施体制の確保を前提に、同資格付与について検討する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	都道府県における類似資格の有無等について状況確認を実施した。都道府県職員への統計データアナリスト等の資格付与に当たっての課題（申請手続、認定基準、統計業務経験として認める業務の範囲等）を踏まえ、引き続き検討を行う。	実施・検討予定
	100	○ 関係府省の協力を得て、統計調査員の支援に資するデジタル技術やコールセンター等を活用した取組状況を把握し、府省間で情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	統計調査員の支援に資するデジタル技術やコールセンター等を活用した関係府省の取組状況について、令和6年度（2024年度）に把握を行った。今後、統計調査員に対する支援に資するため、把握した取組内容について、関係府省に対し情報共有を行う。	実施・検討予定

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(4) 中央統計機構の機能向上	101	○ 業務マニユアルの整備・更新や点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己診断）及び統計作成プロセス診断の診断結果を踏まえた対応、変更管理などについて、各府省からの相談に的確に対応できるようにするため、相談窓口及び相談に基づく個別支援のための体制を充実する。また、これらへの対応を行う際に、専門的な知見を活用するため、民間の学識経験者や専門家によるアドバイザー機能を整備する。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	各府省からの相談に基づく個別支援体制を充実させるため、統計技術に関する専門的知見を有する統計品質アドバイザー及び品質管理の専門的知見を有する統計品質アドバイザーを整備し、相談内容に応じた助言を行っている。	継続実施
	102	○ 統計委員会と連携しつつ、当分の間、一般的な点検・確認や統計作成プロセス診断等において課題等が把握された各府省の統計調査を中心に、調査計画の審査の際に、調査計画に記載のない集計プロセス等についても各府省に確認し、必要に応じ意見を述べる。その際、こうした取組により、調査計画の審査が遅延することのないよう、調査担当部署の体制を充実するとともに、統計研究研究所との連携を強化する。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	- 調査計画の審査に当たり、必要に応じて遅延調査票を集計に利用する場合の取扱いについて、統計委員会から示された「遅延調査票への対処基準」に沿った処理が行われているか確認を行ったほか、公表遅延が生じた場合には、その理由や集計プロセス等の確認を行った。 - また、調査計画の審査の際に、調査実施府省から、標本設計等について相談を受けた場合には、必要に応じて統計研究研究所の統計技術アドバイザーの知見を活用するよう促し、調査計画の審査が円滑に進むよう努めた。	継続実施
	103	○ 統計委員会建議に盛り込まれた取組を推進する観点から、「中央統計機構」（総務省政策統計官（統計制度担当）、統計局、統計研究研究所及び独立行政法人統計センター）がこれまで行ってきた以下の業務を充実するとともに、必要な体制の強化及びリソースの確保を図る。 - 統計品質管理官（仮称）の支援 - 政府統計共同利用システムなどを通じた統計業務のデジタル化（e-Survey）の機能・運用の充実、汎用的な集計ツールの開発検討、e-Statの機能充実、マニユアルのデジタル化、審査・集計システムや仕様作成など集計プロセスに関する研修 - 統計研修、統計作成に関する各府省からの相談への対応及び相談に基づく個別支援（外部の学識経験者や民間専門人材の活用）	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	- 政府統計共同利用システムなどを通じた統計業務のデジタル化を図るため、各サブシステムの改修を行った。 - 統計作成支援センターにおいて、統計研修や統計作成に関する各府省からの相談への対応を行っているところ。また、統計技術に関する専門的知見を有する統計品質アドバイザー及び品質管理の専門的知見を有する統計品質アドバイザーを整備し、相談内容に応じた助言を行っている。【総務省（統計局）】 - 統計品質管理官による会議や勉強会を定期的に開催し、統計品質管理官全体で必要な情報の共有や、意識の統一を図るとともに、統計品質管理官の府省横断的な連携を進めた。【総務省（政策統計官）】	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
6 国民の支 持・理解が得 られやすい統 計作成への取 組 (1) 報告者 負担への配慮	104	○ EBP M推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声（提案）を経営的に募集し、また、各府省が収集した報告者の声や統計ニーズのうち、府省横断的な検討が必要と考えられるものについて各府省から報告を受け、これらの募集や報告により把握した提案等について、関係府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	国の統計に関する提案を経営的に把握する仕組みを構築するため、平成29年度（2017年度）末から、報告者の声の把握をしており、その対応方策については、関係府省と協力して検討し、随時公表している（累計163件）。フォローアップについては、これまで2回実施し（第1回：令和4年（2022年）3月、第2回：令和6年（2024年）3月）、対応状況の更新のあった提案を公表している。	継続実施
	105	○ 所管統計調査の企画・設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的ైన対応を図ることに加え、各府省の政策立案総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 調査項目の見直し、作成要領等の整理・統合、企業の情報等のプレプリントの実施など、引き続き、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化に向けた取組を行っている。【人事院】 - 所管する各種統計調査の企画・見直しに当たっては、「国が実施する統計調査に関する提案募集」のほか、「統計等データに関する相談窓口」に寄せられる内容や関係府省、地方公共団体、有識者へのヒアリングなどを通じて統計ニーズを把握しているところ【総務省（統計局）】 - 令和2年（2020年）サービス産業・非営利団体等調査及び令和2年（2020年）企業の管理活動等に関する実態調査の結果を踏まえ推計された令和6年（2024年）6月公表の産業連関表の状況等を踏まえて、両調査の調査項目・集計事項等を検討する見込みである。【総務省（政策統括官）】 - これまで把握した統計ニーズを踏まえ、有識者との検討会等により、統計調査の設計の検討を行っている。【財務省】 - 統計調査の調査項目等については、利活用ニーズの把握に加えて、報告者負担等にも配慮しながら設定を行っている。【文部科学省】 - 統計調査の企画・設計に当たっては、統計ニーズを把握し、報告者の負担軽減にも配慮した上で、調査事項等を設定している。【厚生労働省】 - 統計調査の企画・設計時には、省内外の統計利活用者に対して照会を実施するとともに、調査実施後に報告者・地方組織・民間事業者・地方公共団体から調査の課題や改善点等の意見を把握し、活用している。【農林水産省】 - 統計調査の調査計画の変更に関しては、調査の方法、統計ニーズの有無、他調査等との重複等を確認し、報告者負担の軽減及び調査事務の簡素化に努めている。【経済産業省】 「家庭部門のCO2排出実態統計調査」において、業界団体や民間企業を対象にしたニーズ把握ヒアリングを実施している。【環境省】	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	106	○ 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を定期的の実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をe-Stat等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。	総務省、 各府省	令和5年度 (2023年 度) から実 施する。	- 毎年度、「行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。 - また、各府省で経常的に作成されている業務統計について、当該業務統計の概要（統計の名称、作成機関、作成目的、作成周期、公表方法等）を総務省で取りまとめ、e-Statに掲載している。 （行政記録情報等の統計作成への活用状況及び業務統計のe-Stat等での公表状況等の概要については、第3部2（3）政府統計の総合窓口（e-Stat）による統計情報の提供状況及び6（2）統計調査における行政記録情報等の活用状況 参照）	継続実施
	107	○ 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のため補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。	内閣府、 財務省	令和5年度 (2023年 度) から実 施する。	行政記録情報のデータの特徴や利活用方法等について分析を行っているところ。税情報については、財務省の協力の下、賃金動向等との関係について分析しているが、制度要因等による影響も大きく、引き続き検討中。	継続実施
	108	◎ 港湾調査について、港湾関連業務の効率化を図るシステムである「サイバポート」の本格導入により、行政記録情報等の活用や報告者負担の軽減を一層推進するとともに、調査方法の再整理及び調査票情報等の一元管理を実現する。	国土交通 省	令和5年 (2023年) 中に結論を 得る。	令和6年（2024年）調査（甲種港湾；令和6年（2024年）1月分、乙種港湾；令和6年（2024年）分）から、調査方法の一つとして、サイバポートを用いたオンライン報告が可能となるよう調査計画を見直し、令和5年（2023年）7月に総務大臣への承認申請を行い、同年9月に承認された。これにより、行政記録情報等の活用による調査票の作成、自動集計・チェック機能等の導入による報告者負担の軽減、調査票情報等の一元的な管理等が可能となる。なお、調査方法の再整理については、即時にサイバポートを導入することが困難な調査対象港湾も一定程度存在することや、従来の調査方法を望む又はオンライン報告が困難な報告者がいること等に配慮し、全港湾におけるサイバポートへの移行は直ちには困難であることから、従来の調査方法も存置することとした。	実施済
	109	○ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。	総務省、 各府省	令和5年度 (2023年 度) から実 施する。	統計委員会の第4回デジタル部会（令和6年（2024年）12月）では、行政記録情報やビッグデータ情報を活用した事例を紹介し、各府省への情報の共有を図った。	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	110	○ 総務省及び独立行政法人統計センターは、企業調査支援事業の業務効率化並びに政府統計共同利用システムのe-Surveyを含めた利便性の向上及び調査対象者の負担軽減を図るため、 ・調査対象となった企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じて柔軟な回答記入に対応できるよう、HTML形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式を多様化する。 ・調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取込み機能を実装する。 ・現在、電話や電子メールで行われている調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能を提供する。 などの検討に速やかに着手するとともに、更なる利便性・安全性向上のための機能についても検討を行い、改修を進める。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・（項目第3－4 No. 84 参照）	継続実施
	111	○ 統計調査の企画に当たっては、上記e-Surveyの積極的な導入を検討し、回答率の向上や集計等の効率化等を含めオンライン調査の推進を図る。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・（項目第3－4 No. 85 参照）	継続実施
	112	○ 統計精度や回収率の向上、業務の効率化に資する企業調査支援事業の充実・発展を図る観点から、独立行政法人統計センターにおける専任スタッフの計画的な育成や人材確保のための環境改善を含め必要な体制を整備する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 調査実施者からの委託を受けた経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の実施を通じて、企業形態が複雑な大企業に対する継続的な信頼関係の構築、企業会計の知識に基づく徹底した品質管理、工程管理及び情報管理を行い、正しい報告データの作成のための製表業務を着実に実行しながら、専任スタッフの育成とノウハウの蓄積を行っている。 さらに、令和7年（2025年）1月からは、上記3調査に加え、新たにサーベイ産業動態統計調査を実施しており、これに対応するための専任スタッフを増員するなど、更なる体制強化を図った。	継続実施
	113	○ ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を順次実施し、その成果（β版、試算値、参考値など）及びデータに関する情報を可能な限り公開し、フィードバックを得て更に検証を進める。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 人流データを活用した国内延べ宿泊者数の試算等について実証研究を行っており、第23回ビッグデータ連携会議（令和7年（2025年）3月25日）においてこの取組について報告を行い（当該資料は公表）、構成員との意見交換を行った。	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	114	○ ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を行うため、ビッグデータを試験的に利用（ビッグデータ・シェアリング）できる場やビッグデータの活用に関する情報を一元的に集約・提供する場（ビッグデータ・ポータル）の準備など効果的な環境整備を行う。このうち、ビッグデータ・ポータルにおいては、各府省や地方公共団体、民間企業等におけるビッグデータの活用に関し、情報共有、関係者同士のマッチング、新たな利活用事例の創出等に向けた取組の促進を検討するとともに、ビッグデータ・ポータル情報のアップグレードや機能の追加・強化など、必要な対応を随時行う。また、ビッグデータ・シェアリングの実施に向け、主にビッグデータの保有者である民間企業と連携しつつ、データ分析に係るイベント等を随時開催するなど、関係者のネットワークの構築を図るための取組を検討する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 令和5年（2023年）1月から、ビッグデータ・ポータル」の情報を一元的に集約・提供する「ビッグデータ・ポータル」の試行運用を開始。令和7年（2025年）3月末で、ビッグデータ情報49件、サンプルデータ8件、活用事例64件を掲載しており、掲載コンテンツの充実や情報のアップグレードを進めている。 - また、ビッグデータを保有する民間企業と連携して、各府省職員を対象にビッグデータ利活用事例を説明するイベントを開催し、これらを橋渡しする取組を行った。	継続実施
	115	○ POSデータ（消費者物価指数、商業動態統計調査等）、ウェブスクレイピングデータ（消費者物価指数等）及び人工衛星データ（作物統計調査、SDGグローバル指標等）等、既存の公的統計の中で活用されているデータについて、必要性や費用対効果等も踏まえ、活用の対象を拡大するなど、これらのデータ活用の横展開を検討する。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 毎年実施している「行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る実態調査」により、民間企業等が保有するビッグデータ等を定期的に活用している統計等の概要を把握し、総務省のホームページにおいて掲載している。【総務省（政策統括官）】 - 水稲調査では、令和6年（2024年）7月以降年5回、水稲の生育に応じて段階的に予想収量等を公表しており、人工衛星データは、7月、8月の水稲の作柄予測に活用している。当該予測手法について、令和7年（2025年）産以降の実運用に向けた効率的かつ精緻な水稲作柄予測手法の検討を令和6年（2024年）に実施したところ、利活用上求められる数値の精緻さを満たせないことから導入は見送ったが、引き続き、予測手法導入に向け検討を行う。 - 衛星画像データ（光学（4バンド）、SAR（後方散乱強度））等を教師データに、ランダムフォレスト（AI手法）により構築された水稲作付判別モデルを用いて、水稲作付面積を推計し手法と課題の整理を行った。【農林水産省】 - 商業動態統計ではPOSデータを活用・提出が可能な調査は丁2（家電大型専門店）のみであり、丁2（家電大型専門店）調査対象事業所のうち、POSデータによる調査票提出をしていない事業所とは引き続き調整を行っているところ。【経済産業省】	継続実施

項 目	No.	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進	116	○ ビッグデータに関する各種課題の解決に向け、総務省が中心となっており、各府省や関係機関とも連携しつつ、各種データの検証研究等を行う、ビッグデータ連携会議を開催する。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	令和6年度（2024年度）においてもビッグデータ連携会議を開催し、総務省において実施している人流データを活用した国内延べ宿泊者数の試算に係る実証研究や「ビッグデータ・ポータル」の取組、民間企業等におけるビッグデータの利活用事例等について意見交換を行い、各府省に広く情報を共有し	継続実施
	117	○ 各府省は、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に引き続き取り組み、総務省は、共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理団体等との連携強化を図る。	各府省、総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、令和6年度（2024年度）に実施予定の政府統計調査等の情報を政策統括官室においてマンション管理関係団体へ提供するとともに、当該取組を地方公共団体に情報提供することによって連携強化を図った。さらに、マンション管理関係団体における政府統計調査等の情報の活用状況に関して、政策統括官室内でフォローアップを実施しており、当該活用状況についても、地方公共団体に情報提供を行った。【総務省（政策統括官）】 - 財務省・国税庁ホームページや業界誌等への協力依頼文の掲載、報告者への周知文の送付など、広報の充実・強化に引き続き取り組んでいる。【財務省】 - 厚生労働省ホームページにおいて、「調査実施のお知らせ」や「調査の概要」等の情報を掲載するとともに、関係団体等への調査協力依頼を行い、報告者に対する広報に努めている。【厚生労働省】 - 農林水産省のホームページに掲載している各調査の「調査の概要」に報告義務等を掲載し、周知を行った。【農林水産省】 - 経済産業省ホームページにおいて、統計調査に関する「お知らせ」や「調査にご協力いただいた方へ」等の情報を報告者及び広く一般の方へ情報発信を行うとともに、統計を分析した記事など、統計に関する情報発信等の取組を実施した。【経済産業省】	継続実施
	118	○ 統計リテラシーの向上、また、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成や統計人材の育成の観点から、関係府省や高等教育機関等と連携しつつ、「統計の日」を中心とした各種事業・イベントの開催、地方公共団体における取組の支援を行うほか、よりきめ細やかな習熟度別や業務別といった様々な切り口での学習コンテンツ等を作成し、それらの更なる充実を図るとともに、それらの提供手段の多様化を図る。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	- 独立行政法人統計センター、大学利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所及び一般財団法人日本統計協会との共催により、「統計データ分析コンペティション」を開催し、「統計の日」に合わせ受賞者を決定した。 - 社会人を主な対象とした「データサイエンス・オンライン講座」の目的別各種講座を継続的に実施しつつ、「誰でも使える統計オープンデータ」のリニューアルを実施するなどのコンテンツを拡充したほか、「データサイエンス・オンライン講座」の特別編であるプログラミング講座や小学生向けのオンライン講座「わくわく！統計アカデミー for KIDS」を継続的に実施している。【総務省（統計局）】 「統計の日」に関連した行事として、令和6年（2024年）10月に東京都新宿区で統計データ・グラフィックフェアを開催した。令和6年度（2024年度）のグラフィックフェアでは、例年実施している統計グラフィック全国コンクールの入賞作品、関係省の統計調査に関する資料の展示、都道府県による統計データを用いた企画資料の展示に加え、令和7年（2025年）国勢調査の紹介コーナーや、統計関連コンテンツの体験コーナーを設け、国民に対して統計の重要性をアピールするとともに、統計調査への協力を働きかけた。【総務省（政策統括官）】	継続実施

【資料編】

公的統計基本計画のこれまでの変遷

資料 1

	閣議決定	期間	主な内容	備考
第Ⅰ期	H21.3.13	平成21年度～ 平成25年度	○ 公的統計の体系的整備の根幹となる統計を「基幹統計」として整備 ○ 経済センサスや事業所母集団データベースの構築 ○ 民間事業者の活用や統計データの有効活用の推進 等	
第Ⅱ期	H26.3.25	平成26年度～ 平成29年度 (1年短縮)	○ 2008SNAへの対応、経済統計の整備 ○ オンライン調査の推進等、統計作成の効率化による報告者の負担軽減に向けた取組の実施 ○ 政府統計の総合窓口（e-Stat）の機能拡充、統計データの有効活用の推進 等	➢ 統計改革の基本方針（H28.12経済財政諮問会議決定） → 経済統計改善の取組、公的統計基本計画の前倒し改定 等 ➢ 統計改革推進会議最終取りまとめ（H29.5）
第Ⅲ期	H30.3.6	平成30年度～ 令和4年度	○ 国民経済計算の四半期別GDP速報（QE）及び年次推計の改善、国民経済計算の供給・使用表（SUT）体系への移行に向けたSUTに係る基本構成の大枠の取りまとめ ○ 経済センサス-活動調査の中間年における産業横断的な経済構造実態調査の創設、事業所母集団DBの整備、企業調査支援事業等 ○ 特定の場所でセキュリティを確保して利用するオンライン利用の環境整備	➢ 毎月勤労統計調査の不適切な処理（H31.1～） → 統計委員会建議（R1.6、R1.9） → 統計改革推進会議 総合的対策取りまとめ（R1.12）
	R2.6.2	(令和2年度 に一部変更)	○ 品質確保に向けた取組の強化 ○ 人材の確保・育成 等	➢ 建設工事受注動態統計調査の不適切な処理（R3.12～） → 統計委員会建議（R4.8）



第Ⅳ期公的統計基本計画（令和5年3月28日）

資料 2 基幹統計及び基幹統計調査一覧

(令和6年度(2024年度)末現在)

府省名	基幹統計	基幹統計調査 〔左に掲げた基幹統計の作成を 目的とする統計調査〕	府省名	基幹統計	基幹統計調査 〔左に掲げた基幹統計の作成を 目的とする統計調査〕
内閣府	国民経済計算(※)	-	農林水産省	農林業構造統計	農林業センサス
総務省	国勢統計	国勢調査		牛乳乳製品統計	牛乳乳製品統計調査
	住宅・土地統計	住宅・土地統計調査		作物統計	作物統計調査
	労働力統計	労働力調査		海面漁業生産統計	海面漁業生産統計調査
	小売物価統計	小売物価統計調査		漁業構造統計	漁業センサス
	家計統計	家計調査		木材統計	木材統計調査
	個人企業経済統計	個人企業経済調査		農業経営統計	農業経営統計調査
	科学技術研究統計	科学技術研究調査	経済産業省	経済産業省生産動態統計	経済産業省生産動態統計調査
	地方公務員給与実態統計	地方公務員給与実態調査		ガス事業生産動態統計	ガス事業生産動態統計調査
	就業構造基本統計	就業構造基本調査		石油製品需給動態統計	石油製品需給動態統計調査
	全国家計構造統計	全国家計構造調査		商業動態統計	商業動態統計調査
	社会生活基本統計	社会生活基本調査		経済産業省特定業種石油等消費統計	経済産業省特定業種石油等消費統計調査
	サービス産業動態統計	サービス産業動態統計調査		経済産業省企業活動基本統計	経済産業省企業活動基本調査
	人口推計(※)	-		鉱工業指数(※)	-
財務省	法人企業統計	法人企業統計調査	国土交通省	港湾統計	港湾調査
	民間給与実態統計	民間給与実態統計調査		造船造船機統計	造船造船機統計調査
文部科学省	学校基本統計	学校基本調査		建築着工統計	建築着工統計調査
	学校保健統計	学校保健統計調査		鉄道車両等生産動態統計	鉄道車両等生産動態統計調査
	学校教育員統計	学校教育員統計調査		建設工事統計	建設工事統計調査
	社会教育統計	社会教育調査		船員労働統計	船員労働統計調査
厚生労働省	人口動態統計	人口動態調査		自動車輸送統計	自動車輸送統計調査
	毎月勤労統計	毎月勤労統計調査		内航船舶輸送統計	内航船舶輸送統計調査
	薬事工業生産動態統計	薬事工業生産動態統計調査		法人土地・建物基本統計	法人土地・建物基本調査(注3)
	医療施設統計	医療施設調査	総務省及び 経済産業省	経済構造統計	経済センサス - 基礎調査(注3)
	患者統計	患者調査			経済センサス - 活動調査(注3)
	賃金構造基本統計	賃金構造基本統計調査			経済構造実態調査
	国民生活基礎統計	国民生活基礎調査	10 府省(注2)	産業連関表(※)	-
	生命表(※)	-			
	社会保障費用統計(※)	-			

(注1)「基幹統計」欄に(※)を付したものは、統計調査以外の方法により作成される基幹統計であることから、対応する基幹統計調査の欄は空欄になっている。

(注2) 内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省

(注3) 経済センサス - 基礎調査は、総務省の単独調査として実施。経済センサス - 活動調査は、総務省及び経済産業省の共管調査として実施

資料3 基幹統計調査の承認一覧

(令和6年度(2024年度))

実施府省	基幹統計調査の名称	新規／変更／中止の別	承認年月日
総務省	個人企業経済調査	変更	令和6年5月13日
	経済センサス-基礎調査	変更	令和6年5月20日
	全国家計構造調査	変更	令和6年7月17日
	小売物価統計調査	変更	令和6年7月18日
	国勢調査	変更	令和6年10月29日
	科学技術研究調査	変更	令和7年3月14日
財務省	民間給与実態統計調査	変更	令和6年10月18日
文部科学省	学校基本調査	変更	令和6年11月27日
	学校教員統計調査	変更	令和7年2月10日
厚生労働省	医療施設調査	変更	令和6年9月10日
	患者調査	変更	令和6年9月10日
	国民生活基礎調査	変更	令和6年11月27日
	薬事工業生産動態統計調査	変更	令和7年3月24日
農林水産省	農業経営統計調査	変更	令和6年5月10日
	農林業センサス	変更	令和6年5月30日
		変更	令和7年2月10日
	海面漁業生産統計調査	変更	令和6年8月23日
	作物統計調査	変更	令和7年3月24日
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	変更	令和6年6月26日
	経済産業省生産動態統計調査	変更	令和6年7月16日
国土交通省	建築着工統計調査	変更	令和6年4月12日
	法人土地・建物基本調査	変更	令和6年5月13日
	港湾調査	変更	令和6年6月17日
	自動車輸送統計調査	変更	令和6年9月2日
	建設工事統計調査	変更	令和6年10月9日
		変更	令和7年1月23日
	造船造機統計調査	変更	令和6年10月18日
	内航船舶輸送統計調査	変更	令和6年10月18日
		変更	令和6年12月4日
	鉄道車両等生産動態統計調査	変更	令和6年12月25日

(注) 本表は、法第11条第1項の規定に基づき、総務大臣が令和6年度(2024年度)中に承認した基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料 4 基幹統計調査の年度別承認件数

(令和 2 年度 (2020年度) ～令和 6 年度 (2024年度))

府省名	令和 2 年度 (2020年度)	令和 3 年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和 5 年度 (2023年度)	令和 6 年度 (2024年度)
総務省	11 (2)	6 (3)	4	4 (1)	6
財務省	2	1	0	1	1
文部科学省	5	5	3	2	2
厚生労働省	8	2	3	4	4
農林水産省	4	5	1	4	5
経済産業省	7 (2)	6 (3)	2	3 (1)	2
国土交通省	1	2	4	6	10
合計	32 (2)	24 (3)	17	23 (1)	30

(注 1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認件数の内数。共管府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注 2) 複数回承認されている場合、それぞれ 1 件と計上している。

資料5 一般統計調査の承認一覧

(令和6年度(2024年度))

実施府省	一般統計調査の名称	新規／変更 の別	承認年月日
人事院	民間企業の勤務条件制度等調査	変更	令和6年6月17日
	職種別民間給与実態調査	変更	令和7年3月18日
内閣府	民間企業投資・除却調査	変更	令和6年5月22日
	高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）	新規	令和6年9月17日
	消費動向調査	変更	令和6年10月3日
	人々のつながりに関する基礎調査	変更	令和6年10月15日
	市民の社会貢献に関する実態調査	変更	令和7年2月13日
個人情報保護委員会	中小規模事業者における個人情報等の安全管理措置に関する実態調査	新規	令和6年4月4日
		新規	令和7年1月30日
こども家庭庁	幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査	新規	令和6年8月6日
	こどもの福祉と保健に関する状況報告	新規	令和6年12月3日
		変更	令和7年1月29日
総務省	通信利用動向調査	変更	令和6年5月29日
	リチウムイオン電池等及びその使用製品の回収・処分の実施状況に関する調査	新規	令和6年8月27日
	令和7年国勢調査事後調査	新規	令和7年3月24日
財務省	たばこ小売販売業調査	変更	令和6年10月24日
文部科学省	民間企業の研究活動に関する調査	変更	令和6年6月27日
	体育・スポーツ施設現況調査	変更	令和6年7月31日
	全国イノベーション調査	変更	令和6年8月23日
	日本語教育実態調査	変更	令和6年10月15日
	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	変更	令和6年10月29日
	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	変更	令和7年2月18日
厚生労働省	最低賃金に関する実態調査	変更	令和6年4月12日
	労働安全衛生調査（実態調査）	変更	令和6年4月23日
	労働安全衛生調査（労働環境調査）	変更	令和6年4月23日
	労働時間制度等に関する実態調査	新規	令和6年5月7日
	雇用の構造に関する実態調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査）	変更	令和6年5月8日
	福祉行政報告例	変更	令和6年5月29日
		変更	令和6年9月13日
		変更	令和6年12月10日
	労使関係総合調査（労使間の交渉等に関する実態調査）	変更	令和6年6月5日

実施府省	一般統計調査の名称	新規／変更 の別	承認年月日
厚生労働省	21 世紀出生児縦断調査（平成 22 年出生児）	変更	令和 6 年 7 月 4 日
	雇用均等基本調査	変更	令和 6 年 7 月 8 日
	歯科疾患実態調査	変更	令和 6 年 7 月 29 日
	医薬品価格調査	新規	令和 6 年 7 月 31 日
	能力開発基本調査	変更	令和 6 年 8 月 5 日
	国民健康・栄養調査	変更	令和 6 年 8 月 6 日
	外国人雇用実態調査	変更	令和 6 年 8 月 20 日
	就労条件総合調査	変更	令和 6 年 8 月 22 日
	介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）	変更	令和 6 年 9 月 26 日
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	変更	令和 6 年 9 月 26 日
	勤務間インターバル制度に関する実態調査	新規	令和 6 年 10 月 15 日
	公的年金加入状況等調査	変更	令和 6 年 10 月 29 日
	賃金引上げ等の実態に関する調査	変更	令和 6 年 11 月 7 日
	世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯における医療扶助額等調査	新規	令和 6 年 11 月 19 日
	喫煙環境に関する実態調査	変更	令和 6 年 12 月 11 日
	衛生行政報告例	変更	令和 6 年 12 月 11 日
		変更	令和 7 年 2 月 17 日
	社会保障・人口問題基本調査（出生動向基本調査）	変更	令和 7 年 1 月 10 日
	地域保健・健康増進事業報告	変更	令和 7 年 1 月 27 日
	社会保障生計調査	変更	令和 7 年 3 月 5 日
	中高年者縦断調査	変更	令和 7 年 3 月 6 日
	介護サービス施設・事業所調査	変更	令和 7 年 3 月 14 日
	労働経済動向調査	変更	令和 7 年 3 月 25 日
	訪問看護療養費実態調査	変更	令和 7 年 3 月 27 日
農林水産省	木材流通統計調査（木材価格統計調査）	変更	令和 6 年 5 月 16 日
	生産者の米穀在庫等調査	変更	令和 6 年 6 月 28 日
	水産物流通調査（水産加工（陸上）調査票）	変更	令和 6 年 6 月 28 日
	6 次産業化総合調査	変更	令和 6 年 7 月 29 日
	新規就農者調査	変更	令和 6 年 11 月 19 日
	食品流通段階別価格形成調査（水産物調査）	新規	令和 7 年 2 月 3 日
	農業構造動態調査	変更	令和 7 年 2 月 25 日
	漁業経営統計調査	変更	令和 7 年 3 月 24 日

実施府省	一般統計調査の名称	新規／変更 の別	承認年月日
経済産業省	総合エネルギー統計補足調査（電気事業者の発電量内訳調査）	変更	令和6年6月10日
		変更	令和7年3月25日
	中小企業実態基本調査	変更	令和6年11月19日
国土交通省	船員労働統計母集団等調査	新規	令和6年5月7日
	建設副産物実態調査	新規	令和6年5月28日
	国際航空旅客動態調査	変更	令和6年6月14日
	水害統計調査	変更	令和6年6月14日
	建設業構造実態調査	変更	令和6年7月17日
	東京都市圏物資流動調査 補完調査（企業アンケート調査）（個人のモノの受取調査）	新規	令和6年8月20日
	住宅市場動向調査	変更	令和6年8月29日
	バルク貨物流動調査	変更	令和6年9月4日
	全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査 事前調査	新規	令和6年9月6日
	全国都市交通特性調査 試験調査	新規	令和6年9月17日
	令和6年度活動調査試行調査	新規	令和6年9月17日
	建設機械動向調査	変更	令和6年9月25日
	空き家所有者実態調査	変更	令和6年10月7日
	建設関連業等の動態調査	変更	令和6年12月19日
	航空輸送統計調査	変更	令和6年12月23日
	鉄道輸送統計調査	変更	令和6年12月23日
	旅行・観光消費動向調査	変更	令和6年12月23日
	建設労働需給調査	変更	令和7年3月28日
環境省	大気汚染物質排出量総合調査	変更	令和6年7月16日
	家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査	変更	令和6年12月13日
	環境保健サーベイランス調査	変更	令和7年1月8日
総務省・経済産業省	経済センサス－活動調査 試験調査	新規	令和6年5月23日
文部科学省・厚生労働省	21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	変更	令和6年10月28日

（注）本表は、法第19条第1項又は第21条第1項の規定に基づき、令和6年度（2024年度）中に総務大臣が承認した一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

（参考）一般統計調査の中止通知一覧

（令和6年度（2024年度））

実施府省	一般統計調査の名称	通知年月日
こども家庭庁	地域児童福祉事業等調査（市町村事業調査、認可外保育施設調査、認可外保育施設利用世帯調査）	令和7年2月27日
厚生労働省	21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）	令和6年5月9日
	原子爆弾被爆者実態調査	令和6年11月18日

（注）本表は、法第21条第3項の規定に基づき、令和6年度（2024年度）中に行われた一般統計調査の中止の通知状況についてまとめたものである。

資料6 一般統計調査の年度別承認件数

(令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))

府省名	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)
内閣官房	0	1	1	1	0
人事院	4	2	3	3	2
内閣府	7	6	10	4	5
公正取引委員会	0	0	0	1(1)	0
個人情報保護委員会	0	0	0	0	2
消費者庁	0	0	0	1	0
こども家庭庁	－	－	－	6	3
総務省	1	6	3	3	4(1)
法務省	0	0	0	1	0
外務省	0	0	0	1	0
財務省	0	0	0	0	1
文部科学省	7(1)	5(1)	10(1)	6(1)	7(1)
厚生労働省	45(1)	39(1)	33(1)	33(2)	34(1)
農林水産省	14	15(1)	15(1)	13(1)	8
経済産業省	3	5(1)	4(1)	1	4(1)
国土交通省	5	6	9	11	18
環境省	1	0	3	3(1)	3
合計	86(1)	83(2)	89(2)	85(3)	89(2)

(注1) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(注2) 複数回承認されている場合は、それぞれ1件と計上している。

資料7 都道府県別統計調査の届出件数

(令和6年度(2024年度))

都道府県名	届出件数		都道府県名	届出件数	
	新規	変更		新規	変更
北海道	0	0	滋賀県	5	13
青森県	5	7	京都府	4	3
岩手県	0	7	大阪府	7	8(1)
宮城県	3	3(1)	兵庫県	0	0
秋田県	0	2	奈良県	2	3
山形県	0	2	和歌山県	0	0
福島県	2	1	鳥取県	3	7
茨城県	3	0	島根県	5	0
栃木県	4	3	岡山県	5	1
群馬県	1	2	広島県	8	10
埼玉県	2	4	山口県	0	3
千葉県	4	6(1)	徳島県	0	1
東京都	5	9	香川県	1	1
神奈川県	5	4	愛媛県	1	1
新潟県	6	7(2)	高知県	9	27
富山県	0	2	福岡県	4	0
石川県	1	0	佐賀県	3	6
福井県	0	6	長崎県	0	0
山梨県	0	0	熊本県	0	1
長野県	2	5	大分県	7	2
岐阜県	1	5	宮崎県	6	2
静岡県	1	6	鹿児島県	1	3
愛知県	6	6	沖縄県	0	2
三重県	2	4	合計	124	185(5)

(注1) () 内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数である。

(注2) 都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。

(注3) 複数回届出されている場合、それぞれ1件と計上している。

資料8 指定都市別統計調査の届出件数

(令和6年度(2024年度))

指定都市名	届出件数		指定都市名	届出件数	
	新規	変更		新規	変更
札幌市	0	0	京都市	1	0
仙台市	4	6(1)	大阪市	3	4(1)
さいたま市	0	2	堺市	1	1(1)
千葉市	0	1(1)	神戸市	0	2
横浜市	3	0	岡山市	2	0
川崎市	2	4	広島市	4	1
相模原市	0	1	北九州市	7	6
新潟市	0	4(2)	福岡市	6	12
静岡市	0	1	熊本市	5	1
浜松市	0	0			
名古屋市	6	7	合計	44	53(6)

(注1) () 内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数である。

(注2) 都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。

(注3) 複数回届出されている場合、それぞれ1件と計上している。

資料9 政府統計の総合窓口（e-Stat）について

“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計（Statistics）に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口（ポータルサイト）です。

知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見ることや、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。

The screenshot shows the e-Stat homepage with several key sections highlighted by colored boxes and lines:

- Red Box (Top Left):** Contains the main navigation area with buttons for "すべて" (All), "分野" (Field), and "組織" (Organization). Below these is a keyword search bar with the example "例：国勢調査" (Example: Census).
- Blue Box (Middle Left):** Contains the "統計データを活用する" (Using Statistical Data) section with buttons for "グラフ" (Graph), "時系列表" (Time Series Table), "地図" (Map), and "地域" (Region).
- Green Box (Right Side):** Contains the "利用ガイド" (Usage Guide) and "統計データの高度利用" (Advanced Use of Statistical Data) section, including links for "マイクロデータの利用" (Use of Microdata), "統計データの自動取得 (API)" (Automatic Retrieval of Statistical Data (API)), and "統計関連情報" (Statistical Related Information).

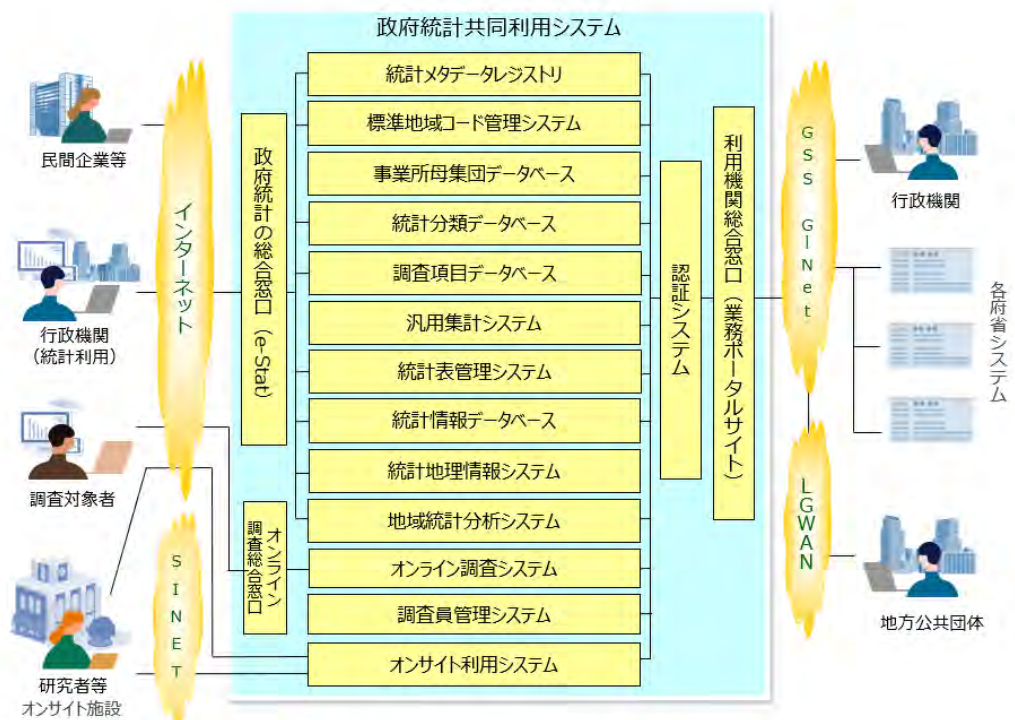
Below the main interface, three detailed callouts provide further information:

- 【統計データを探す】 (Finding Statistical Data):** Explains that users can find and download data by field or keyword. It includes a small table snippet and a bar chart.
- 【統計データを活用する】 (Using Statistical Data):** Lists features like visual data dashboards, map-based data display (JSTAT MAP), and search functions for regional data. It includes a map and a dashboard snippet.
- 【統計データの高度利用等】 (Advanced Use of Statistical Data, etc.):** Lists advanced features like microdata portals, API data retrieval, and classification/terminology explanations. It includes a snippet of a microdata table.

資料 10 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成 20 年(2008 年) 4 月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定時期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口(e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。



資料11 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（実績）（令和6年度（2024年度））

区分		利用件数		
統計調査名	基幹・一般		統計の作成等	名簿作成
内閣府		3	3	0
消費動向調査	一般	1	1	0
人々のつながりに関する基礎調査	一般	1	1	0
民間企業投資・除却調査	一般	1	1	0
総務省		26	26	0
国勢調査	基幹	2	2	0
住宅・土地統計調査	基幹	1	1	0
労働力調査	基幹	3	3	0
就業構造基本調査	基幹	1	1	0
個人企業経済調査	基幹	1	1	0
経済センサス・基礎調査	基幹	1	1	0
経済センサス・活動調査	基幹	7	7	0
経済構造実態調査	基幹	1	1	0
家計調査	基幹	3	3	0
小売物価統計調査	基幹	2	2	0
サービス産業動向調査	一般	2	2	0
家計消費状況調査	一般	1	1	0
家計消費単身モニター調査	一般	1	1	0
財務省		7	6	1
法人企業統計調査	基幹	6	5	1
法人企業景気予測調査	一般	1	1	0
文部科学省		104	93	11
学校基本調査	基幹	78	67	11
学校教員統計調査	基幹	2	2	0
社会教育調査	基幹	3	3	0
子供の学習費調査	一般	2	2	0
地方教育費調査	一般	5	5	0
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	一般	1	1	0
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	一般	8	8	0
大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	一般	5	5	0
厚生労働省		175	163	12
人口動態調査	基幹	13	12	1
医療施設調査	基幹	23	21	2
患者調査	基幹	11	11	0
国民生活基礎調査	基幹	10	10	0
毎月勤労統計調査	基幹	1	1	0
賃金構造基本統計調査	基幹	24	24	0
病院報告	一般	3	3	0
受療行動調査	一般	3	3	0
地域保健・健康増進事業報告	一般	1	1	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	一般	1	1	0
衛生行政報告例	一般	1	1	0
社会福祉施設等調査	一般	4	2	2
介護サービス施設・事業所調査	一般	14	11	3
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	一般	2	2	0
21世紀成年者縦断調査	一般	4	4	0
中高年者縦断調査	一般	2	2	0
福祉行政報告例	一般	3	3	0
医療給付実態調査	一般	1	1	0
21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）	一般	2	2	0
労働経済動向調査	一般	2	2	0
雇用動向調査	一般	3	3	0
雇用の構造に関する実態調査（パートタイム・有期雇用労働者総合）	一般	1	1	0
雇用の構造に関する実態調査（若年者雇用実態調査）	一般	1	1	0
雇用の構造に関する実態調査（転職者実態調査）	一般	1	1	0
就労条件総合調査	一般	4	3	1
労使関係総合調査（労働組合基礎調査）	一般	1	0	1
労働安全衛生調査（実態調査）	一般	8	8	0
医薬品・医療機器産業実態調査	一般	1	1	0
「医療費の動向」調査	一般	4	2	2
院内感染対策サーベイランス	一般	14	14	0
国民健康・栄養調査	一般	2	2	0
被保護者調査	一般	1	1	0
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	一般	1	1	0
社会保障・人口問題基本調査（人口移動調査）	一般	1	1	0
社会保障・人口問題基本調査（生活と支え合いに関する調査）	一般	1	1	0
社会保障・人口問題基本調査（全国家庭動向調査）	一般	1	1	0
社会保障・人口問題基本調査（世帯動態調査）	一般	1	1	0
社会保障生計調査	一般	1	1	0
健康保険・船員保険被保険者実態調査	一般	1	1	0
産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	一般	2	2	0

区分		利用件数		
統計調査名	基幹・一般		統計の作成等	名簿作成
農林水産省		138	121	17
農業経営統計調査	基幹	29	29	0
農林業センサス	基幹	34	28	6
漁業センサス	基幹	14	8	6
作物統計調査	基幹	1	1	0
海面漁業生産統計調査	基幹	4	4	0
木材統計調査	基幹	3	3	0
牛乳乳製品統計調査	基幹	2	2	0
漁業経営統計調査	一般	1	1	0
農業物価統計調査	一般	2	2	0
農業構造動態調査	一般	11	11	0
漁業構造動態調査	一般	1	1	0
畜産統計調査	一般	4	2	2
青果物卸売市場調査	一般	4	4	0
畜産物流通調査	一般	4	4	0
水産物流通調査	一般	1	1	0
水産加工業経営実態調査	一般	1	1	0
食品循環資源の再生利用等実態調査	一般	1	0	1
食品流通段階別価格形成調査	一般	1	1	0
新規就農者調査	一般	4	4	0
集落営農実態調査	一般	9	8	1
6次産業化総合調査	一般	1	1	0
野生鳥獣資源利用実態調査	一般	3	3	0
油糧生産実績調査	一般	1	1	0
農業協同組合及び同連合会一斉調査	一般	1	0	1
森林組合一斉調査	一般	1	1	0
経済産業省		101	93	8
経済構造実態調査	基幹	12	11	1
経済センサス・活動調査	基幹	18	17	1
商業動態統計調査	基幹	2	2	0
経済産業省企業活動基本調査	基幹	22	20	2
経済産業省生産動態統計調査	基幹	14	12	2
経済産業省特定業種石油等消費統計調査	基幹	4	3	1
石油製品需給動態統計調査	基幹	1	1	0
海外事業活動基本調査	一般	10	9	1
製造工業生産予測調査	一般	1	1	0
工場立地動向調査	一般	6	6	0
石油輸入調査	一般	1	1	0
知的財産活動調査	一般	7	7	0
中小企業実態基本調査	一般	3	3	0
国土交通省		133	130	3
建築着工統計調査	基幹	9	8	1
建設工事統計調査	基幹	5	3	2
港湾調査	基幹	5	5	0
造船造船機統計調査	基幹	5	5	0
船員労働統計調査	基幹	1	1	0
自動車輸送統計調査	基幹	2	2	0
内航船舶輸送統計調査	基幹	4	4	0
法人土地・建物基本調査	基幹	1	1	0
鉄道輸送統計調査	一般	1	1	0
航空輸送統計調査	一般	1	1	0
全国都市交通特性調査	一般	1	1	0
パーソントリップ調査（東京都市圏）	一般	1	1	0
全国道路・街路交通情勢調査	一般	1	1	0
全国貨物純流動調査	一般	17	17	0
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	一般	42	42	0
航空旅客動態調査	一般	1	1	0
国際航空旅客動態調査	一般	2	2	0
建築物リフォーム・リニューアル調査	一般	2	2	0
バルク貨物流動調査	一般	4	4	0
ユニットロード貨物流動調査	一般	17	17	0
内航船舶輸送統計母集団調査	一般	1	1	0
旅行・観光消費動向調査	一般	1	1	0
宿泊旅行統計調査	一般	3	3	0
訪日外国人消費動向調査	一般	2	2	0
住宅市場動向調査	一般	4	4	0
環境省		1	1	0
家庭部門のCO2排出実態統計調査	一般	1	1	0
合 計		688	636	52

（注１）令和６年度（2024年度）に利用を開始したものの件数であり、令和５年度（2023年度）以前から継続して利用しているものは含まない。また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

（注２）１件の申出で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料12 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(令和6年度(2024年度))

区分		第33条第1項 第1号			第33条第1項 第2号			特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)	
統計調査名	基幹・一般	統計の 作成等	名簿作成	公的機関 (規則第11 条第1項 第1号)	調査研究 (規則第11 条第1項 第2号)	特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)	特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)	特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)	特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)
内閣府		3	3	0	3	0	3	0	0
人々のつながりに関する基礎調査	一般	1	1	0	2	0	2	0	0
企業行動に関するアンケート調査	一般	1	1	0	0	0	0	0	0
法人企業景気予測調査	一般	1	1	0	1	0	1	0	0
こども家庭庁		2	2	0	1	0	1	0	0
乳幼児身体発育調査	一般	2	2	0	0	0	0	0	0
子供の生活状況調査	一般	0	0	0	1	0	1	0	0
総務省		155	151	4	69	2	67	0	0
国勢調査	基幹	16	16	0	15	0	15	0	0
住宅・土地統計調査	基幹	14	14	0	1	0	1	0	0
労働力調査	基幹	3	3	0	4	0	4	0	0
就業構造基本調査	基幹	8	8	0	12	1	11	0	0
社会生活基本調査	基幹	3	3	0	8	1	7	0	0
個人企業経済調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0	0
科学技術研究調査	基幹	14	13	1	0	0	0	0	0
経済センサス-基礎調査	基幹	9	9	0	6	0	6	0	0
経済センサス-活動調査	基幹	42	40	2	6	0	6	0	0
経済構造実態調査	基幹	11	10	1	0	0	0	0	0
家計調査	基幹	10	10	0	4	0	4	0	0
全国家計構造調査	基幹	9	9	0	8	0	8	0	0
小売物価統計調査	基幹	2	2	0	0	0	0	0	0
サービス産業動向調査	一般	3	3	0	0	0	0	0	0
家計消費状況調査	一般	0	0	0	2	0	2	0	0
全国単身世帯収支実態調査	一般	8	8	0	3	0	3	0	0
産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	一般	2	2	0	0	0	0	0	0
財務省		13	12	1	3	1	2	0	0
法人企業統計調査	基幹	10	9	1	2	1	1	0	0
民間給与実態統計調査	基幹	2	2	0	0	0	0	0	0
法人企業景気予測調査	一般	1	1	0	1	0	1	0	0
文部科学省		174	170	4	17	0	17	0	0
学校基本調査	基幹	120	119	1	6	0	6	0	0
学校保健統計調査	基幹	5	4	1	1	0	1	0	0
学校教員統計調査	基幹	6	6	0	2	0	2	0	0
社会教育調査	基幹	1	0	1	0	0	0	0	0
子供の学習費調査	一般	2	2	0	0	0	0	0	0
地方教育費調査	一般	5	5	0	0	0	0	0	0
日本語教育実態調査	一般	3	2	1	0	0	0	0	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	0	0	0	4	0	4	0	0
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	一般	28	28	0	2	0	2	0	0
民間企業の研究活動に関する調査	一般	1	1	0	1	0	1	0	0
大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	一般	0	0	0	1	0	1	0	0
全国イノベーション調査	一般	2	2	0	0	0	0	0	0
体力・運動能力調査	一般	1	1	0	0	0	0	0	0
厚生労働省		834	825	9	118	1	116	1	1
人口動態調査	基幹	684	678	6	24	0	23	1	1
医療施設調査	基幹	4	4	0	4	0	4	0	0
患者調査	基幹	0	0	0	5	0	5	0	0
国民生活基礎調査	基幹	8	8	0	17	1	16	0	0
毎月勤労統計調査	基幹	2	2	0	1	0	1	0	0
賃金構造基本統計調査	基幹	36	36	0	10	0	10	0	0
薬事工業生産動態統計調査	基幹	4	4	0	0	0	0	0	0
病院報告	一般	1	1	0	0	0	0	0	0
地域保健・健康増進事業報告	一般	12	12	0	0	0	0	0	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	一般	0	0	0	3	0	3	0	0
社会福祉施設等調査	一般	1	1	0	1	0	1	0	0
介護サービス施設・事業所調査	一般	9	9	0	2	0	2	0	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	0	0	0	6	0	6	0	0
21世紀成年者縦断調査	一般	1	1	0	2	0	2	0	0
中高年者縦断調査	一般	0	0	0	2	0	2	0	0
社会医療診療行為別調査	一般	0	0	0	1	0	1	0	0
21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	一般	0	0	0	6	0	6	0	0
雇用動向調査	一般	0	0	0	1	0	1	0	0
賃金引上げ等の実態に関する調査	一般	1	1	0	0	0	0	0	0
就労条件総合調査	一般	0	0	0	2	0	2	0	0
労使関係総合調査(労働組合基礎調査)	一般	44	41	3	0	0	0	0	0
労働安全衛生調査(実態調査)	一般	0	0	0	1	0	1	0	0
歯科疾患実態調査	一般	0	0	0	1	0	1	0	0
国民健康・栄養調査	一般	21	21	0	14	0	14	0	0
雇用均等基本調査	一般	1	1	0	0	0	0	0	0
被保護者調査	一般	1	1	0	2	0	2	0	0
社会保障・人口問題基本調査(出生動向基本調査)	一般	1	1	0	5	0	5	0	0
社会保障・人口問題基本調査(人口移動調査)	一般	1	1	0	2	0	2	0	0
社会保障・人口問題基本調査(生活と支え合いに関する調査)	一般	0	0	0	2	0	2	0	0
社会保障・人口問題基本調査(全国家庭動向調査)	一般	0	0	0	1	0	1	0	0
能力開発基本調査	一般	0	0	0	1	0	1	0	0
無医地区等調査	一般	0	0	0	1	0	1	0	0
社会保障生計調査	一般	0	0	0	1	0	1	0	0

区分								
統計調査名	基幹・一般	第33条第1項 第1号	統計の 作成等	名簿作成	第33条第1項 第2号	公的機関 (規則第11 条第1項 第1号)	調査研究 (規則第11 条第1項 第2号)	特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)
福祉行政報告例	一般	1	1	0	0	0	0	0
勤務間インターバル制度に関する実態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
農林水産省		44	44	0	6	0	6	0
農業経営統計調査	基幹	1	1	0	1	0	1	0
農林業センサス	基幹	3	3	0	3	0	3	0
海面漁業生産統計調査	基幹	6	6	0	0	0	0	0
木材統計調査	基幹	13	13	0	0	0	0	0
牛乳乳製品統計調査	基幹	14	14	0	0	0	0	0
漁業経営統計調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
内水面漁業生産統計調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
水産物流通調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
食品循環資源の再生利用等実態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
集落営農実態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
6次産業化総合調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
森林組合一斉調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
木質バイオマスエネルギー利用動向調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省		467	455	12	35	0	35	0
経済構造実態調査	基幹	216	211	5	6	0	6	0
経済センサス-活動調査	基幹	80	76	4	7	0	7	0
商業動態統計調査	基幹	5	5	0	0	0	0	0
経済産業省企業活動基本調査	基幹	31	28	3	7	0	7	0
経済産業省生産動態統計調査	基幹	24	24	0	1	0	1	0
経済産業省特定業種石油等消費統計調査	基幹	1	1	0	1	0	1	0
ガス事業生産動態統計調査	基幹	2	2	0	0	0	0	0
特定サービス産業動態統計調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	一般	18	18	0	5	0	5	0
海外現地法人四半期調査	一般	3	3	0	4	0	4	0
工場立地動向調査	一般	81	81	0	0	0	0	0
エネルギー消費統計調査	一般	1	1	0	2	0	2	0
知的財産活動調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
中小企業実態基本調査	一般	4	4	0	1	0	1	0
国土交通省		239	238	1	45	3	17	25
建築着工統計調査	基幹	45	45	0	1	0	1	0
港湾調査	基幹	12	12	0	0	0	0	0
造船造船統計調査	基幹	14	14	0	0	0	0	0
鉄道車両等生産動態統計調査	基幹	5	5	0	0	0	0	0
内航船舶輸送統計調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
法人土地・建物基本調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
大都市交通センサス	一般	2	2	0	2	0	1	1
土地動態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
中京都市圏物流流動調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
全国都市交通特性調査	一般	2	2	0	6	1	5	0
パーソントリップ調査(東京都市圏)	一般	21	21	0	8	0	6	2
パーソントリップ調査(近畿圏)	一般	20	20	0	4	1	0	3
パーソントリップ調査(中京都市圏)	一般	4	4	0	0	0	0	0
水害統計調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
全国貨物純流動調査	一般	5	5	0	2	0	0	2
住生活総合調査	一般	4	4	0	0	0	0	0
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	一般	18	18	0	5	0	0	5
航空旅客動態調査	一般	7	7	0	3	0	0	3
航空貨物動態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
国際航空旅客動態調査	一般	8	8	0	3	0	0	3
国際航空貨物動態調査	一般	2	2	0	1	0	0	1
マンション総合調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
建築物リフォーム・リニューアル調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
バルク貨物流動調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
ユニットロード貨物流動調査	一般	11	11	0	0	0	0	0
土地保有・動態調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
旅行・観光消費動向調査	一般	1	1	0	1	0	1	0
宿泊旅行統計調査	一般	32	31	1	5	0	1	4
訪日外国人消費動向調査	一般	7	7	0	3	0	2	1
幹線旅客流動実態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
全国道路・街路交通情勢調査	一般	6	6	0	1	1	0	0
環境省		9	9	0	5	0	5	0
大気汚染物質排出量総合調査	一般	5	5	0	0	0	0	0
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 試験調査	一般	1	1	0	2	0	2	0
家庭部門のCO2排出実態統計調査	一般	3	3	0	3	0	3	0
合 計		1,940	1,909	31	302	7	269	26
(参考) 内訳(提供先)								
国		217	212	5	10	0	10	0
地方公共団体		1,584	1,564	20	0	0	0	0
大学		25	25	0	228	2	223	3
独立行政法人等その他		114	108	6	64	5	36	23

(注1) 令和6年度(2024年度)中に利用を開始したものの件数であり、令和5年度(2023年度)以前から継続して利用しているものは含まない。

また、統合された統計調査を含んだ件数となっている。

(注2) 提供先の属性(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等その他の別)について、国立大学法人は、「大学」に含まれる。

また、機関に所属する者が個人として統計法第33条第1項第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めている。

(注3) 1件の申出で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料13 法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(令和6年度(2024年度))

区分		学術研究の発展に資すると認められる場合 (規則第19条第1項第1号)					高等教育の発展に資すると認められる場合 (規則第19条第1項第2号)	
統計調査名	基幹・一般	(1) 大学等・公益法人が行う調査研究	(2) 教員等が行う調査研究	(3) 大学等・公益法人が公募により補助する調査研究	(4) 特別な事由			
総務省		7	0	6	1	0		0
国勢調査	基幹	1	0	0	1	0		0
住宅・土地統計調査	基幹	1	0	1	0	0		0
就業構造基本調査	基幹	1	0	1	0	0		0
社会生活基本調査	基幹	2	0	2	0	0		0
経済センサス-基礎調査	基幹	1	0	1	0	0		0
経済センサス-活動調査	基幹	1	0	1	0	0		0
文部科学省		0	0	0	0	0		1
学校教員統計調査	基幹	0	0	0	0	0		1
厚生労働省		7	0	7	0	0		0
医療施設調査	基幹	1	0	1	0	0		0
患者調査	基幹	1	0	1	0	0		0
国民生活基礎調査	基幹	2	0	2	0	0		0
賃金構造基本統計調査	基幹	1	0	1	0	0		0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	1	0	1	0	0		0
21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	一般	1	0	1	0	0		0
経済産業省		1	0	1	0	0		0
経済センサス-活動調査	基幹	1	0	1	0	0		0
国土交通省		1	0	1	0	0		0
建設工事統計調査	基幹	1	0	1	0	0		0
合 計		16	0	15	1	0		1
(参考) 内訳(提供先)								
大学等		16	0	15	1	0		1
公益法人等		0	0	0	0	0		0
その他		0	0	0	0	0		0

(注1) 令和6年度(2024年度)中に利用を開始したものの件数であり、令和5年度(2023年度)以前から継続して利用しているものは含まない。

(注2) 機関に所属する者が個人として統計法第33条の2第1項の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合は、所属する機関の分類に含めている。

資料14 オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査【統計調査所管府省、日本銀行の報告事項】

(1) オーダーメード集計の利用可能な統計調査

府省等名	統計調査名	提供対象	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
内閣府	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	平成16年4～6月期 ～令和7年1～3月期	3	47	3	50	3	52	3	54	3	56
	消費動向調査	平成16年度～令和5年度	1	17	1	18	1	19	1	20	1	21
	消費動向調査	平成16年度～令和5年度	1	16	1	17	1	18	1	19	1	20
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～令和2年度	1	14	1	15	1	15	1	15	1	15
総務省			10	138	10	141	10	145	11	152	11	157
	地方公務員給与実態調査	平成30年	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	国勢調査	昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、22年、27年、令和2年	1	8	1	8	1	8	1	9	1	9
	住宅・土地統計調査	昭和53年、58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年、30年	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9
	労働力調査	昭和55年1月～令和5年12月(月次調査)	1	40	1	41	1	42	1	43	1	44
	就業構造基本調査	昭和54年、57年、62年、平成4年、9年、14年、19年、24年、29年、令和4年	1	9	1	9	1	9	1	9	1	10
	社会生活基本調査	昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年、28年、令和3年	1	8	1	8	1	8	1	9	1	9
	経済センサス-基礎調査	平成26年、令和元年	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2
	経済センサス-活動調査	平成24年、平成28年	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2
	家計調査	昭和56年1月～令和5年12月(月次調査)	1	39	1	40	1	41	1	42	1	43
	全国家計構造調査(全国消費実態調査)	平成6年、11年、16年、21年、26年、令和元年	1	5	1	5	1	5	1	5	1	6
	家計消費状況調査	平成14年1月～令和5年12月(月次調査)	1	18	1	19	1	20	1	21	1	22
			2	54	2	56	2	58	2	60	2	62
財務省	年次別法人企業統計調査	昭和58年度～令和5年度	1	37	1	38	1	39	1	40	1	41
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	平成16年4～6月期 ～令和7年1～3月期	1	17	1	18	1	19	1	20	1	21
文部科学省			1	7	1	7	1	7	1	7	1	7
	学校基本調査	平成20年度～26年度	1	7	1	7	1	7	1	7	1	7
厚生労働省			5	45	5	47	5	50	5	55	5	58
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年～令和4年	1	12	1	13	1	14	1	15	1	16
	医療施設(静態)調査	平成20年、23年、26年、29年、令和2年	1	4	1	4	1	4	1	5	1	5
	患者調査	平成20年、23年、26年、29年、令和2年	1	4	1	4	1	4	1	5	1	5
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年～令和元年、3～5年	1	11	1	11	1	12	1	13	1	14
	賃金構造基本統計調査	平成18年～令和5年	1	14	1	15	1	16	1	17	1	18
農林水産省			5	43	5	47	5	50	5	54	5	57
	農業経営統計調査	平成20年～令和5年	1	11	1	12	1	13	1	15	1	16
	農林業センサス	平成2年、7年、12年、17年、22年、27年、令和2年	1	6	1	7	1	7	1	7	1	7
	漁業センサス	平成15年、20年、25年、30年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
	海面漁業生産統計調査	平成19年～令和4年	1	12	1	13	1	14	1	15	1	16
	木材統計調査(製材月別統計調査)	平成23年～令和6年	1	10	1	11	1	12	1	13	1	14
経済産業省			1	12	1	13	1	14	1	15	1	16
	経済産業省企業活動基本調査	平成20年調査(平成19年実績)～令和5年調査(令和4年実績)	1	12	1	13	1	14	1	15	1	16
国土交通省			1	11	1	12	1	13	1	14	1	15
	建築着工統計調査	平成21年4月～令和6年3月(月次調査)	1	11	1	12	1	13	1	14	1	15
環境省			2	3	2	4	2	5	2	6	2	7
	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	平成26年10月～27年9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	家庭部門のCO2排出実態統計調査(家庭CO2統計)	平成29年度～令和4年度	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6
(国の行政機関)小計			29	343	29	359	29	375	30	397	30	414
日本銀行			1	17	1	18	1	19	1	20	1	21
	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月調査以降、受付時点に公表済みの各調査回(最新調査回を除く)	1	17	1	18	1	19	1	20	1	21
合計			30	360	30	377	30	394	31	417	31	435

(注) 共管調査(複数の府省が共同で行う調査)については、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。

(2) 匿名データの利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
総務省			6	50	6	58	6	60	6	62	6	64
	国勢調査	平成12年、17年、22年、27年、令和2年	1	4	1	4	1	4	1	5	1	5
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年、20年、25年、30年	1	5	1	5	1	6	1	6	1	6
	労働力調査	平成元年1月～令和4年12月(月次調査)	1	29	1	31	1	32	1	33	1	34
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年、19年、24年、29年	1	4	1	6	1	6	1	6	1	6
	全国家計構造調査(全国消費実態調査)	平成元年、6年、11年、16年、21年、26年	1	4	1	6	1	6	1	6	1	6
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年、23年、28年	1	4	1	6	1	6	1	6	1	7
			1	7	1	8	1	8	2	11	2	12
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成7年、10年、13年、16年、19年、22年、25年、28年、2019年	1	7	1	8	1	8	1	8	1	9
	賃金構造基本統計調査	平成29年、30年、令和元年	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3
合計			7	57	7	66	7	68	8	73	8	76

資料15 オーダーメード集計及び匿名データの提供(実績)

(1)オーダーメード集計の提供実績

府省名	統計調査名	提供件数					
		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	累 計
内閣府		0	1	0	1	0	8
	企業行動に関するアンケート調査	0	0	0	0	0	0
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	0	0	0	0	0	1
	消費動向調査	0	1	0	1	0	7
総務省		14	18	10	7	16	226
	国勢調査	4	3	2	3	7	95
	住宅・土地統計調査	2	4	3	1	2	35
	労働力調査	0	2	1	0	1	13
	就業構造基本調査	2	2	0	3	4	40
	社会生活基本調査	1	1	3	1	1	15
	経済センサス-基礎調査	0	0	0	0	0	0
	経済センサス-活動調査	2	1	0	0	0	3
	家計調査	2	3	0	0	1	22
	全国家計構造調査(全国消費実態調査)	1	1	1	0	0	8
	家計消費状況調査	0	3	0	0	0	3
財務省		0	0	0	0	0	1
	年次別法人企業統計調査	0	0	0	0	0	0
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	0	0	0	0	0	1
文部科学省		0	0	0	0	0	1
	学校基本調査	0	0	0	0	0	1
厚生労働省		1	2	2	3	5	37
	人口動態調査	1	2	2	1	2	19
	医療施設(静態)調査	0	0	0	0	0	0
	患者調査	0	0	0	1	2	8
	毎月勤労統計調査(特別調査)	0	0	0	0	0	0
	賃金構造基本統計調査	0	0	0	1	1	10
農林水産省		0	1	1	2	0	4
	農業経営統計調査	0	0	0	0	0	0
	農林業センサス	0	0	1	0	0	1
	漁業センサス	0	1	0	2	0	3
	海面漁業生産統計調査	0	0	0	0	0	0
	木材統計調査(製材月別統計調査)	0	0	0	0	0	0
経済産業省		0	0	0	0	0	0
	経済産業省企業活動基本調査	0	0	0	0	0	0
国土交通省		3	4	7	7	5	41
	建築着工統計調査	3	4	7	7	5	41
環境省		1	0	0	1	0	3
	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	0	0	0	0	0	1
	家庭部門のCO2排出実態統計調査(家庭CO2統計)	1	0	0	1	0	2
(国の行政機関)小 計		19	26	20	21	26	318
日本銀行		0	0	1	0	1	4
	短観(全国企業短期経済観測調査)	0	0	1	0	1	4
合 計		19	26	21	21	27	322

(注1)利用目的は、平成25年度(2013年度)の就業構造基本調査(1件)、28年度(2016年度)の消費動向調査(1件)、29年度(2017年度)の就業構造基本調査(2件)、令和3年度(2021年度)の就業構造基本調査(1件)、5年度(2023年度)の建築着工統計調査(1件)及び6年度(2024年度)の労働力調査(1件)、社会生活基本調査(1件)に係る利用が教育目的(高等教育目的)、令和元年度(2019年度)の住宅・土地統計調査(1件)、就業構造基本調査(1件)及び建築着工統計調査(2件)に係る利用が官民データ統計利活用事業目的、令和3年度(2021年度)の住宅・土地統計調査(2件)、建築着工統計調査(4件)、4年度(2022年度)の建築着工統計調査(6件)、5年度(2023年度)の就業構造基本調査(1件)、消費動向調査(1件)、建築着工統計調査(5件)及び6年度(2024年度)の就業構造基本調査(1件)、国勢調査(2件)、賃金構造基本統計調査(1件)、建築着工統計調査(4件)に係る利用がデジタル社会形成統計利活用事業目的である。その他の利用は全て学術研究目的である。

平成30年(2018年)の統計法改正(令和元年(2019年)5月1日施行)により、オーダーメード集計の利用目的が、大学等の「高等教育目的」によるものから、高等学校等の「教育目的」によるものまで拡大された。それに伴い、提供件数として計上する利用目的のうち、「教育目的(高等教育目的)」については、改正法の施行日以降、上記拡大された目的まで含んだものとしている。

(注2)各府省及び日本銀行の各年度の提供件数の合計値、小計欄の数値及び合計欄の数値は申出ごとに計上しているが、1件の申出に対して、令和3年度(2021年度)及び5年度(2023年度)は複数の統計調査に係る提供があり、各統計調査にそれぞれ計上しているため、当該年度について、各統計調査の提供件数の合計と上記の申出ごとに計上した数値は必ずしも一致しない。

(注3)累計欄の数値は、平成21年度(2009年度)以降の申出ごとに計上した提供件数の累計である。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)					
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	累 計
合 計	19	28	21	22	27	332

(2) 匿名データの提供実績

府省名	統計調査名	提供件数					
		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	累 計
総務省		22	15	35	29	28	466
	学術研究目的	20	13	33	24	27	428
	教育目的(高等教育目的)	1	2	2	5	1	37
	国際比較統計利活用事業目的	1	0	0	0	0	1
	(参考)統計調査ごとに計上した場合の小計	28	20	41	33	35	564
	学術研究目的	24	17	36	27	34	506
	教育目的(高等教育目的)	3	3	5	6	1	57
	国際比較統計利活用事業目的	1	0	0	0	0	1
	国勢調査	9	5	6	2	5	45
	学術研究目的	8	4	5	0	5	40
	教育目的(高等教育目的)	1	1	1	2	0	5
	住宅・土地統計調査	2	0	2	1	2	32
	学術研究目的	1	0	2	1	2	28
	教育目的(高等教育目的)	1	0	0	0	0	4
	労働力調査	1	1	2	1	0	22
	学術研究目的	0	1	1	1	0	17
	教育目的(高等教育目的)	0	0	1	0	0	4
	国際比較統計利活用事業目的	1	0	0	0	0	1
	就業構造基本調査	8	4	9	8	11	142
	学術研究目的	8	3	8	6	11	122
	教育目的(高等教育目的)	0	1	1	2	0	20
	社会生活基本調査	5	4	15	15	10	171
	学術研究目的	5	4	14	13	9	159
	教育目的(高等教育目的)	0	0	1	2	1	12
	全国家計構造調査	3	6	7	6	7	152
	学術研究目的	2	5	6	6	7	140
	教育目的(高等教育目的)	1	1	1	0	0	12
厚生労働省		10	6	11	10	8	106
	学術研究目的	8	6	9	5	7	91
	教育目的(高等教育目的)	1	0	2	5	1	14
	国際比較統計利活用事業目的	1	0	0	0	0	1
	国民生活基礎調査	10	6	11	10	5	103
	学術研究目的	8	6	9	5	5	89
	教育目的(高等教育目的)	1	0	2	5	0	13
	国際比較統計利活用事業目的	1	0	0	0	0	1
	賃金構造基本統計調査	0	0	0	0	3	3
	学術研究目的	0	0	0	0	2	2
	教育目的(高等教育目的)	0	0	0	0	1	1
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	0	0
	合 計	32	21	46	39	36	572
	学術研究目的	28	19	42	29	34	519
	教育目的(高等教育目的)	2	2	4	10	2	51
	国際比較統計利活用事業目的	2	0	0	0	0	2

(注1) 平成30年(2018年)の統計法改正(令和元年(2019年)5月1日施行)により、匿名データの利用目的が、大学等の「高等教育目的」によるものから、高等学校等の「教育目的」によるものまで拡大された。それに伴い、提供件数として計上する利用目的のうち、「教育目的(高等教育目的)」については、改正法の施行日以降、上記拡大された目的まで含んだものとしている。

(注2) 利用目的について、官民データ統計利活用事業及びデジタル社会形成統計利活用事業目的は提供実績がないため、記載していない。

(注3) 各省の各年度の提供件数の合計値及び合計欄の数値は申出ごとに計上しているが、1件の申出に対して複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったものがあるため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と申出ごとに計上した数値は一致しない。

(注4) 累計欄の数値は、平成21年度(2009年度)以降の申出ごとに計上した提供件数の累計である。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)					
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	累 計
合 計	38	26	52	43	43	670
学術研究目的	32	23	45	32	41	597
教育目的(高等教育目的)	4	3	7	11	2	71
国際比較統計利活用事業目的	2	0	0	0	0	2
デジタル社会形成統計利活用事業目的 (官民データ統計利活用事業目的)	0	0	0	0	0	0

資料 16 令和 7 年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議
(令和 6 年 (2024 年) 5 月 22 日)

(公印・契印省略)

統計委第 4 号
令和 6 年 5 月 22 日

総務大臣
松本剛明 殿

統計委員会委員長
椿 広 計

令和 7 年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議

統計委員会は、令和 7 年度における統計リソース（予算・人員）の重点的な配分に関する考え方等を下記のとおり取りまとめたので、建議する。

記

1 令和 7 年度に統計リソースを重点的に配分すべき分野

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）
（第Ⅳ期基本計画）に基づき、以下を重点的に取り組む必要がある。

（社会経済の変化に的確に対応する公的統計の整備）

我が国の社会経済の状況と変化を的確に把握できる統計の整備を推進するため、経済のデジタル化の把握等に加え、引き続き産業連関表及び国民経済計算の SUT 体系への移行、四半期別 GDP 速報（QE）の精度向上、基礎統計の整備等に取り組むなど、国民経済計算及び経済統計の改善を始めとする公的統計の整備を推進する必要がある。

（統計の国際比較可能性の向上）

国際社会が協調して課題解決に取り組むため、公的統計の国際比較可能性を高める取組は重要であり、国民経済計算の国際基準の改定プロセスへの積極的な関与及び新しい国際基準（2025 SNA（仮称））策定後のできる限り速やかな実装を図るための検討、SDG グローバル指標の整備や国際的な分類の普及などに取り組むほか、国際的にも議論が進められている Well-being 指標に関して、統計調査における取扱いに係る研究を更に進める必要がある。

また、我が国は、引き続き、国際連合統計委員会の委員国に選出された（任期 2028 年まで）ことを受け、委員国として国際的な議論に参画し、

世界に貢献するとともに、それを支えることのできる国際的な見識を有する統計職員の育成が必要である。

(統計データの利活用促進)

統計データ等が、統計ユーザーにとってより利活用しやすいものとなるよう、引き続き、デジタル技術を用いたe-Statの機能充実や機械判読可能な統計データの提供に取り組むほか、調査票情報の二次的利用の推進・提供早期化について、オンサイトやリモートアクセスによる利用を推進するためのメタデータを始めとした調査票データ等の整備を行う。また、政策の立案・評価・改善のために統計データを利活用できるEBPM推進を担う中核人材の育成に取り組む必要がある。

(品質の高い統計作成のための基盤整備)

職員等のニーズを把握しつつ、業務改革、働き方改革を着実に進めながら、品質の高い統計を確実に作成するために必要な基盤を整備する。特に、公的統計の信頼性回復に向け、PDCAサイクルを定着させ、重大事象の発生を未然防止する統計作成のマネジメントとプロセスの不断の改善に資する取組として、引き続き、統計作成プロセス診断の実施、統計作成プロセスの標準化に資する業務マニュアルの整備、信頼性の確保に資するシステムの整備、国・地方の統計職員の確保・育成、統計調査員の確保や処遇改善などの支援、統計調査の環境改善のための普及啓発などを進める必要がある。

統計調査員の手当額については、平成20年8月の人事院通知¹を踏まえたものとするのが適当であるところ、令和5年人事院報告において、地域手当に関する見直しの方向性が示されたことにも鑑み、各都道府県における現状の水準を下回ることのないよう配慮しつつ、在勤する地域の要素を考慮することとするなど所要の改善を行う必要がある。

(デジタル技術や多様な情報源の活用等による正確かつ効率的な統計作成)

統計調査や統計作成方法の効率化、報告者負担の軽減、より正確な統計の作成を図るため、オンライン調査のインターフェースである電子調査票の改修など、オンライン回答率の向上を目指したシステムの改善や、デジタル技術を活用した業務改善を進める。また、ビッグデータや行政記録情報など、多様な情報源を活用するための調査研究等に取り組む。これら

¹ 「一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について」（平成20年8月26日給実甲第1064号）

の取組の推進に当たっては、総務省を中心に各府省が連携して取り組む必要がある。

2 本建議の周知、フォローアップ等

本建議が令和7年度における統計リソースの確保及び重点的な配分に着実に反映されるよう、総務省には、本建議の周知、フォローアップ等について、以下のとおり要請する。

- ・ 本建議の内容については、各府省の統計幹事等に十分周知し、これに沿った統計リソースに関する各府省の要求状況を把握するとともに、「令和7年度各府省統計調査計画等審査」においても活用し、それらの結果を統計委員会に報告すること。
- ・ 令和7年度の政府予算案等の決定後、各府省における既存リソースの再配分を含む統計リソースの確保の状況を速やかに把握し、統計委員会における建議のフォローアップのために、その結果を報告すること。

資料17 統計人材の確保・育成等に係るフォローアップ

I 令和6年度（2024年度）における主な取組

各府省においては、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」により、毎年度、府省ごとの課題に応じ重点化を図って取組を行うこととなっている。令和6年度（2024年度）における各府省の主な取組は、以下のとおり

府省等名	取組事項
内閣官房	【2（1） 能力開発】 内閣人事局が作成する業務統計の作成・提供、分析等を精確かつ効率的に行うため、職員に対して、調査や統計データ分析のための研修を積極的に受講させている。
人事院	【2（1） 能力開発】 - 人事院人事課主催の統計研修を令和6年（2024年）6月20日に実施した（受講者21人）。 - 統計データアナリスト・アナリスト補育成計画を着実に進めるため、長期的視点で対象者を選定し、該当者には、人事院の育成目標数等の情報を共有し、統計データアナリスト補の認定に必要な研修等の情報を提供の上、積極的な受講を奨励した。 - 令和6年度（2024年度）においては、統計データアナリスト補について2人が認定要件を満たし、令和7年（2025年）3月末現在、認定に向けて手続を進めているところ
内閣府	【2（1） 能力開発 ②統計研修の効果的な活用】 内閣府及び他省庁の職員が、経済・社会活動の調査分析など職務上必要とされる知識や技能の習得・向上を図れるようにするとともに、経済の重要問題についての分析能力を養えるようにするため、それに資する経済研修として、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修を実施した。また、経済社会総合研究所が有する国民経済計算（SNA）統計等の概念、統計作成の実際について理解し、その推計方法の習得を目的とした研修を実施した。 さらに、EBPMに関して、EBPMにおけるエビエンス、エビデンスのためのデータの設計・分析の方法、ロジックモデルの作成等、EBPMの基礎的知識及び統計ソフトの実習を含む実践的な知識を学ぶための研修を実施した。
宮内庁	【2（1） 能力開発】 EBPMに関する知見の習得やEBPMに関する課題を認識するため、研修受講をすすめる計画を作成し、当庁におけるEBPM担当職員に関連する研修（オンライン）を受講させた。
公正取引委員会	【2（1） 能力開発】 統計に関する内容を含むEBPMの基礎的な考え方やキーワードを1～2ページで簡易に解説する資料等を作成し、職員が日常的に利用するグループウェアに数回にかけて継続的に掲載することで、EBPMについての啓発を行った。
警察庁	【2（1） 能力開発】 統計データアナリスト等の確保・育成計画に基づき、研修の受講を働き掛けた。
個人情報保護委員会	【2（1） 能力開発】 令和5年度（2023年度）から引き続き、総務省統計研究研修所が実施する統計研修（オンライン）について、新規採用職員を含めた事務局職員全体に積極的な受講を呼びかける等、統計への理解の促進や人材育成に取り組んだ。

府省等名	取組事項
消費者庁	消費者庁においては、令和5年度（2023年度）に初めて統計法に基づく統計調査（一般統計）を実施した。しかし、専ら統計作成を行う部署はなく、業務の一部として一般統計及び意識調査を含む統計の作成を行っているところであるが、データの適切な取得・利活用等の観点から職員の統計リテラシーを高めるため、以下の取組を引き続き実施した。 【2（1）能力開発】 消費者政策研究の拠点である新未来創造戦略本部において、アンケート調査のロールプレイング（変数設定、調査票の作成、グラフの集計、レポートの作成）等の研修を行った。
こども家庭庁	【1（2）登用】 統計業務に従事した経験や統計業務に関する知見を有する者を庁の統計窓口に配置し、効率的・効果的な人材活用に取り組んでいる。
総務省	統計研究研修所における国及び地方公共団体等の職員に対する研修について以下の取り組みを実施した。 【2（1）能力開発】 ・ オンライン統計研修及びライブ配信研修の開催を引き続き行い、幅広い受講機会の確保に取り組んだ。 ・ オンライン統計研修については、令和6年度（2024年度）から「統計データアナリスト研修(上級)」を新たに開講し、14の研修をオンラインで提供した。 ・ 集合研修の本科（総合課程）について、令和6年度（2024年度）から基礎的な講義をオンライン研修による事前受講とすることで、集合研修期間を3か月から2か月に短縮し、より受講しやすい環境を整えた。
法務省	【2（1）能力開発】 令和3年度（2021年度）から7年度（2025年度）までの統計データアナリスト等の確保・育成計画を作成しており、統計業務に携わる職員を対象に、総務省統計研究研修所が実施する初級又は中級研修の受講を働きかけた。
外務省	【2（1）能力開発】 能力開発について、第2部・第3部後期研修員を対象に外部講師による統計に関する講義を実施した。
財務省	【2（1）能力開発】 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、積極的な研修の受講を推奨し、統計データアナリスト等の確保・育成を行っている。
文部科学省	【2（1）能力開発】 総務省統計研究研修所が実施する統計研修の受講履歴等の能力開発に係る情報及び統計に関する資格取得に関する情報について蓄積・管理し、統計データアナリスト等への推薦を含め、統計人材の配置に活用した。 また、新規採用者に対して「はじめて学ぶ統計」の受講を必須とする等、統計研修の有効活用を図った。
厚生労働省	【2（1）能力開発】 政府全体の取組等を着実に進めるため、「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」（令和3年（2021年）6月）を策定し、本基本方針を踏まえ、職員の業務経験等に応じたレベル別研修のほか、本省の全職員及び幹部職員等を対象とした必須研修を実施した。また、前年度に引き続き、職員の受講機会の拡大や継続的な知識の習得等を目的として、eラーニング教材の整備を行った。
農林水産省	【2（1）能力開発】 令和5年（2023年）に策定した人材育成プランに基づき、各種研修等を実施し、若手職員を中心とした人材育成を行った。 ※ 人材育成プラン：活躍できる統計職員を育成できるよう、統計部門の若手職員の統計スキル、データ分析スキル等の資質向上を目的に、研修等を実施するもの

府省等名	取組事項
経済産業省	【２（１） 能力開発】 統計担当職員に対し、総務省統計研究研修所が実施する各研修について受講を促すとともに、省内全職員に対し、当省独自の統計研修を企画・実施し、統計の作成から利活用まで可能となる統計人材の育成に取り組んだ。
国土交通省	【２（１） 能力開発】 ・ 新たに統計担当として着任した職員に対し、調査計画を遵守する必要性等を認識してもらうため、国交省独自の講習会を実施 ・ 統計業務の作業効率を高めるため、統計業務役立つExcel講座を開催。統計に活用できる関数を学ぶほか、日頃の統計作成業務で使用しているExcelファイルをさらに効率化できる部分がないかを検討しながら、個人のスキルアップを図った。
環境省	【２（１） 能力開発】 高い専門性を有する職員を計画的に育成・確保するため作成した統計データアナリスト、統計データアナリスト補の確保・育成及び研修等受講計画に基づき、総務省統計研修所が実施する各研修について、年間計画を示して、各課室の担当者が受講しやすい時期に受講してもらえるようにした。
原子力規制委員会	【２（１） 能力開発】 令和２年度（2020年度）に作成した「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、統計データのユーザーとして、研修の受講等を通じて業務上必要となる職員の能力向上を図っている。
防衛省	【２（１） 能力開発】 防衛省・自衛隊の全機関等に統計研修の受講案内を周知・照会することにより、統計業務の人材の育成に取り組んだ。

Ⅱ 統計人材の確保・育成及び人事交流等に関する令和６年度（2024年度）の実績

① 統計データアナリスト等の認定者数・配置状況、統計研修の修了者数

（ⅰ） 統計データアナリスト・統計データアナリスト補の認定者数

年度	統計データアナリスト		統計データアナリスト補	
	認定者数	累計	認定者数	累計
令和３年度 (2021年度)	17人	17人	48人	48人
令和４年度 (2022年度)	10人	27人	139人	187人
令和５年度 (2023年度)	41人	68人	120人	307人
令和６年度 (2024年度)	55人	123人	128人	435人

（注）令和５年度以降の認定者数には、独立行政法人統計センター職員の認定者数を含む。

（ⅱ） 統計データアナリスト・統計データアナリスト補の配置状況

配置状況	基幹統計		一般統計調査	
	調査数	割合（％）	調査数	割合（％）
総数	56	—	217	—
アナリスト・アナリスト補を両方配置	30	53.6	53	24.4
アナリストのみ配置	3	5.4	4	1.8
アナリスト補のみ配置	15	26.8	33	15.2
アナリスト・アナリスト補の両方配置なし	8	14.3	127	58.5

- (注1) 令和7年(2025年)3月末時点における基幹統計・基幹統計調査及び一般統計調査を対象に把握(ただし、調査の実施を終了している一般統計調査であっても、補正作業等を継続して実施している場合は対象に含む。)
- (注2) 基幹統計の調査数には、統計調査以外の方法で作成する統計を含む。一般統計調査では、産業連関構造調査を1調査として集計
- (注3) 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

(iii) 総務省統計研究研修所が実施している統計研修の修了者数

府省等名	初級		中級			上級		統計幹部 講座 (注1)	分野別 研修 (注1) (注2)
	初めて 学ぶ統計	統計担当 者向け 入門	調査設計 の基本	統計分析 の基本	統計利用 の基本	本科	統計データ アナリスト 研修		
内閣官房	7	4	2	2	2	0	2	1	21
人事院	22	5	4	4	3	0	0	7	6
内閣府	29	15	10	17	14	0	12	0	95
公正取引委員会	7	4	0	2	0	0	1	1	8
警察庁	9	4	1	3	2	0	0	0	10
個人情報保護委員会	6	3	1	1	3	0	1	0	12
消費者庁	5	5	5	3	3	0	0	0	16
こども家庭庁	0	0	0	0	0	0	0	2	0
デジタル庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	105	66	54	50	51	7	27	25	124
法務省	16	13	6	10	7	0	4	2	24
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	155	90	34	59	50	2	40	4	285
文部科学省	73	7	7	7	7	0	7	8	19
厚生労働省	64	37	40	43	52	0	22	5	101
農林水産省	58	48	45	52	55	0	8	4	75
経済産業省	10	9	15	15	18	0	11	8	24
国土交通省	107	62	27	38	41	0	18	3	129
環境省	23	10	5	3	6	0	0	1	11
原子力規制委員会	7	3	0	1	1	0	1	0	10
防衛省	49	33	17	18	19	1	5	0	75

- (注1) 修了証が発行されない研修の受講者数を含む。
- (注2) 当該項目の修了者数は延べ人数

(iv) 各府省が独自に実施している統計研修及びその修了者数

府省等名	研修名	修了者数
人事院	・ 人事院統計研修－統計知識－	21 人
内閣府	① E B P M研修	① 525 人
	② 計量経済分析入門（基礎編）	② 29 人
	③ 計量経済分析入門（応用編）	③ 16 人
	④ 時系列分析実習	④ 31 人
	⑤ パネル分析実習	⑤ 39 人

府省等名	研修名	修了者数
内閣府	⑥ 季節調整法研修	⑥ 50 人
	⑦ GDPを学ぶ	⑦ 57 人
	⑧ 国民経済計算（SNA）ステップアップ	⑧ 37 人
	⑨ アンケート調査入門	⑨ 95 人
	⑩ 標本調査入門	⑩ 61 人
警察庁	・交通事故統計分析専科	15 人
消費者庁	① 調査・研究基礎研修	① 10 人
	② 調査・研究アドバンスト研修	② 10 人
外務省	・第2部・第3部後期研修	85 人
財務省	・MOF職員のための経済・データ分析研修（データ分析編）	336 人
厚生労働省	① 統計基礎コース	① 112 人
	② 統計の見方・使い方入門	② 85 人
	③ 統計実務コース	③ 67 人
	④ 統計活用コース	④ 66 人
	⑤ 統計理論コース	⑤ 64 人
	⑥ 統計解析基礎コース	⑥ 49 人
	⑦ 実践的統計解析コース	⑦ 46 人
	⑧ 実践的調査の企画・設計コース	⑧ 48 人
	⑨ 統計的因果推論基礎コース	⑨ 55 人
	⑩ 全職員のための統計研修	⑩ 4488 人
	⑪ 統計担当課室長のための統計研修	⑪ 84 人
	⑫ 幹部職員（指定職）のための統計研修	⑫ 52 人
	⑬ EBP M基礎研修	⑬ 36 人
	⑭ EBP M応用研修	⑭ 29 人
農林水産省	① 農林水産統計専門職員研修（統計調査基礎コース）	① 15 人
	② 農林水産統計専門職員研修（統計調査二年目コース）	② 15 人
	③ 農林水産統計専門職員研修（統計検定研修）	③ 49 人
	④ 農林水産統計専門職員研修（簿記研修）	④ 5 人
経済産業省	① 統計基礎研修	① 14 人
	② 統計応用研修	② 11 人
	③ アンケート調査の企画研修	③ 16 人
	④ 調査統計グループ統計研修	④ 11 人
国土交通省	① 令和6年度 総合課程 上級マネジメント研修	① 62 人
	② 令和6年度 総合課程 初任係長（本省）研修	② 64 人
	③ 統計業務に役立つExcel講座	③ 21 人

② 統計職員が取得している資格や学位

府省等名	統計検定の合格者数				修士・博士号を有する者		その他
	統計検定 1～2級	統計検定 3・4級	統計 調査士	データ サイエンス	修士	博士	
内閣府	1人	3人	3人	0人	23人	1人	0人
総務省	38人	8人	23人	3人	63人	1人	0人
財務省	3人	0人	0人	0人	1人	1人	0人
文部科学省	0人	0人	1人	0人	3人	0人	0人
厚生労働省	1人	0人	2人	0人	20人	4人	0人
農林水産省	15人	24人	8人	0人	12人		1人
経済産業省	2人	0人	11人	0人	7人	0人	0人

(注1) 令和7年(2025年)3月末時点において、基幹統計・基幹統計調査を所管する府省を対象に把握

(注2) 「統計検定1～2級」は統計検定1級・準1級・2級の合格者数。「統計検定3・4級」は統計検定3級又は4級の合格者数。

「統計調査士」は統計調査士又は専門統計調査士の合格者数。「データサイエンス」はデータサイエンス基礎・発展・エキスパートの合格者数

(注3) 「その他」は社会調査士

③ 統計部門における府省間の人事交流

(i) 自府省統計部門への受入

府省等名	合計	(受入元 内訳)							
		内閣府	総務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省
内閣府	14人		8人	2人	1人	1人	1人	-	1人
総務省	17人	1人		2人	1人	5人	4人	2人	2人
財務省	1人	-	1人		-	-	-	-	-
文部科学省	1人	-	1人	-		-	-	-	-
厚生労働省	2人	-	2人	-			-	-	-
農林水産省	4人	-	3人	-				1人	-
経済産業省	1人	-	-	-	-	-	1人		-
国土交通省	2人	1人	-	-	-	-	1人	-	

(ii) 他府省統計部門への派遣

府省等名	合計	(派遣先 内訳)							
		内閣府	総務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省
内閣府	2人		1人	-	-	-	-	-	1人
総務省	15人	8人		1人	1人	2人	3人	-	-
財務省	4人	2人	2人		-	-	-	-	-
文部科学省	2人	1人	1人	-		-	-	-	-
厚生労働省	6人	1人	5人	-	-		-	-	-
農林水産省	7人	1人	4人	-	-	-		1人	1人
経済産業省	3人	-	2人	-	-	-	1人		-
国土交通省	3人	1人	2人	-	-	-	-	-	

(注) (i)及び(ii)の府省等名は、令和6年度内に府省間の人事交流(受入・派遣)の実績があった府省等を表示している。

④ 人材の派遣・受入や共同研究等を通じた学会との交流

府省等名	大学等の研究機関への 人材派遣	大学等の研究機関から 自府省統計部門への人材受入	大学等の研究機関との 共同研究等
総務省	2人	—	11件

(注1) 各府省の統計業務に資することを目的として行われているもの

(注2) 「共同研究」とは、共著論文の執筆や学会での共同発表等

⑤ 国際機関や海外の統計機関への人材の派遣・交流

(i) 国際機関や海外の統計機関への人材派遣

国際機関や海外の統計機関への人材派遣		
延べ人数	国際機関へ	その他の海外の統計機関へ
27人	12人	15人

(ii) 国際機関や海外の統計機関との交流

統計に関する国際会議の主催	統計に関する国際会議への参加	
	参加会議数	参加延べ人数
0件	34件	103人

⑥ 政府統計部門における外部人材の受入実績

府省等名	合計	常勤		非常勤		
		任期付職員又は 任期付研究員等 (注2)	行政実務 研修員	専門職非常勤 職員(政策 調査員等)	客員教授／ 研究員	その他の 非常勤職員
内閣府	2人	1人	—	1人	—	—
総務省	52人	16人	—	3人	33人	—
厚生労働省	1人	1人	—	—	—	—
農林水産省	1人	1人	—	—	—	—

(注1) 令和7年(2025年)3月末時点

(注2) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づく任期付職員又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成9年法律第65号)に基づく任期付研究員等の常勤官職

⑦ 国・地方間の人事交流

府省等名	自府省統計部門への受入		地方公共団体統計部門への派遣	
	受入元	人数	派遣先	人数
内閣府	小平市	1人	—	—
国土交通省	岡山県	1人	—	—

資料18 国連アジア太平洋統計研修所 昭和45年(1970年)からの研修事業参加者数

令和7年(2025年)3月末現在

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業	
合計	238	38,046	4,634	12,197	21,215
ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会) 域内国	58	35,365	4,233	12,108	19,024
アフガニスタン	228	65	108	55	
米領サモア	16	0	13	3	
アルメニア	246	20	56	170	
オーストラリア	101	3	26	72	
アゼルバイジャン	271	24	33	214	
バングラデシュ	894	208	411	275	
ブータン	384	94	218	72	
ブルネイ	297	21	191	85	
カンボジア	674	121	331	222	
中華人民共和国	7,045	165	621	6,259	
香港	315	92	148	75	
マカオ	195	8	121	66	
クック諸島	142	30	82	30	
北朝鮮	98	0	98	0	
フィジー	455	96	250	109	
ジョージア	172	22	41	109	
グアム	55	0	41	14	
インド	962	197	346	419	
インドネシア	4,596	236	475	3,885	
イラン	776	128	370	278	
日本	230	66	77	87	
カザフスタン	203	38	55	110	
キリバス	223	26	174	23	
キルギス	128	32	51	45	
ラオス	629	135	356	138	
マレーシア	1,074	203	548	323	
モルディブ	752	95	490	167	
マーシャル諸島	116	17	97	2	
ミクロネシア連邦	135	31	66	38	
モンゴル	876	161	468	247	
ミャンマー	1,233	138	432	663	
ナウル	45	6	19	20	
ネパール	840	149	579	112	
ニューカレドニア	48	1	37	10	
ニュージーランド	85	0	14	71	
ニウエ	51	7	42	2	
北マリアナ諸島	4	0	4	0	
パキスタン	741	157	438	146	
パラオ	35	4	20	11	
パプアニューギニア	336	73	243	20	
フィリピン	2,397	239	819	1,339	
大韓民国	475	112	327	36	
ロシア	358	4	23	331	
サモア	359	83	135	141	
シンガポール	281	49	50	182	
ソロモン諸島	236	34	152	50	
スリランカ	1,154	202	610	342	
タジキスタン	131	46	65	20	
タイ	1,749	227	653	869	
東ティモール	245	45	143	57	
トンガ	259	48	143	68	
太平洋諸島信託統治領	40	7	33	0	
トルコ	362	18	23	321	
トルクメニスタン	32	9	3	20	
ツバル	80	14	52	14	
ウズベキスタン	204	39	26	139	
バヌアツ	226	36	158	32	
ベトナム	1,071	152	503	416	

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)域外国 140	2,402	401	44	1,957
アルバニア	5	3	1	1
アルジェリア	14	2	0	12
アンゴラ	5	3	0	2
アンティグアバーブダー	14	0	0	14
アルゼンチン	10	1	0	9
アルーバ※	7	0	0	7
オーストリア	4	0	0	4
バーレーン	4	0	0	4
バルバドス	9	1	0	8
ベラルーシ	33	1	1	31
ベルギー	14	0	0	14
ベリーズ	43	2	0	41
ベナン	4	1	0	3
バミューダ諸島	1	0	0	1
ボリビア	30	4	0	26
ボスニア・ヘルツェゴビナ	10	2	0	8
ボツワナ	100	3	0	97
ブラジル	23	6	1	16
ブルガリア	4	2	0	2
ブルキナ・ファソ	6	0	0	6
ブルンジ	6	0	0	6
カーボベルデ	8	0	0	8
カメルーン	46	12	0	34
カナダ	18	0	0	18
チリ	17	0	0	17
コロンビア	21	4	0	17
コモロ	5	1	0	4
コンゴ共和国※	1	0	0	1
コスタリカ	11	0	0	11
コートジボワール	17	1	0	16
クロアチア	8	0	0	8
キューバ	3	3	0	0
キュラソー※	1	0	0	1
キプロス※	5	0	0	5
チェコ共和国	6	1	0	5
デンマーク	6	0	0	6
コンゴ民主共和国	6	2	0	4
ジブチ	5	1	0	4
ドミニカ国	6	2	0	4
ドミニカ共和国	10	1	0	9
エクアドル	23	4	0	19
エジプト	55	27	0	28
赤道ギニア	4	1	0	3
エスワティニ	11	9	0	2
エチオピア	24	15	0	9
フォークランド諸島	1	0	0	1
フィンランド	5	0	0	5
フランス	18	0	10	8
ガンビア※	1	0	0	1
ドイツ	6	0	1	5
ガーナ	57	25	0	32
ギリシャ	5	0	0	5
グアテマラ	15	5	0	10
グレナダ	5	0	0	5
ハンガリー	19	0	0	19
ギニア	2	0	0	2
ガイアナ	15	0	0	15
ホンジュラス	6	4	0	2
アイスランド	2	0	0	2
イラク	34	27	0	7
アイルランド	30	0	0	30
イスラエル	5	0	0	5

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
イタリア	18	1	0	17
ジャマイカ	42	4	0	38
ヨルダン	25	0	0	25
ケニア	66	9	0	57
コソボ	6	6	0	0
クウェート	2	0	0	2
ラトビア	8	1	0	7
レバノン	16	1	0	15
レソト	32	10	0	22
リベリア	1	0	0	1
リビア	4	0	0	4
リヒテンシュタイン	1	0	0	1
リトアニア	12	0	0	12
ルクセンブルク	4	0	2	2
マダガスカル	1	1	0	0
マラウイ	14	9	0	5
マリ	5	3	0	2
モーリタニア	1	1	0	0
モーリシャス	50	5	0	45
マルタ共和国	6	0	0	6
メキシコ	85	0	0	85
モントセラト※	13	0	0	13
モロッコ	39	0	0	39
モザンビーク	21	7	0	14
オランダ	5	0	0	5
ナミビア	22	0	0	22
ニカラグア	2	0	0	2
ニジェール	5	2	0	3
ナイジェリア	147	18	0	129
ノルウェー	5	0	1	4
オマーン	21	10	0	11
パレスチナ	28	15	0	13
パナマ	6	2	0	4
パラグアイ	4	2	0	2
ペルー	40	9	0	31
ポーランド	46	0	0	46
ポルトガル	15	0	0	15
カタール	14	0	0	14
北マケドニア共和国	1	0	0	1
モルドバ	14	3	4	7
ルーマニア	50	3	0	47
ルワンダ	17	11	0	6
セントルシア	23	1	1	21
セントキッツネヴィス	5	0	0	5
セントビンセント及びグレナディーン諸島	5	5	0	0
サントメ・プリンシペ	1	0	1	0
サウジアラビア	9	2	0	7
セネガル	22	4	0	18
セルビア	6	1	0	5
セーシェル	14	1	0	13
シエラレオネ	3	3	0	0
スロバキア	13	1	0	12
スロベニア	7	0	0	7
ソマリア	28	0	0	28
南アフリカ	92	4	0	88
南スーダン	7	6	0	1
スペイン	8	0	0	8
スーダン	15	12	0	3
スリナム	13	0	0	13
スウェーデン	3	0	0	3
スイス	13	0	4	9
トケラウ	6	0	3	3
シリア	18	8	0	10

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
トリニダード・トバゴ	39	0	0	39
チュニジア	10	2	0	8
タークス・アンド・カイコス諸島※	4	0	0	4
ウガンダ	29	1	0	28
ウクライナ	20	2	0	18
タンザニア	69	27	0	42
米国	44	0	12	32
連合王国	15	0	2	13
アラブ首長国連邦	9	0	0	9
ウルグアイ	5	1	0	4
ベネズエラ※	1	0	0	1
ウォリス・フツナ	1	0	0	1
イエメン	1	1	0	0
ザンビア	15	8	0	7
ジンバブエ	26	2	0	24
国際機関	40	279	45	234

(注) 令和6年度(2024年度)に追加した「国、地域等」についてはその名称の後に「※」を付している。